

## 平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議目次

議案目次	1
第1号(12月8日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のため出席した職員	4
○開議	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて	6
○議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて	7
○議案第77号 盛岡地区広域消防組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	8
○議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定について	9
○議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	12
○議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定について	17
○議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について	18
○議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について	20
○議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	21
○議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	23
○議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について	24

○議案第 8 6 号	矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例について	2 5
○議案第 8 7 号	平成 2 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について	3 0
○議案第 8 8 号	平成 2 7 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 2 号）について	3 0
○議案第 8 9 号	平成 2 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につい て	3 0
○散 会		3 2

## 第 2 号（12月10日）

○議事日程		3 3
○本日の会議に付した事件		3 3
○出席議員		3 3
○欠席議員		3 3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員		3 3
○職務のため出席した職員		3 4
○開 議		3 5
○議事日程の報告		3 5
○一般質問		3 5
1 昆 秀 一 議員		3 5
2 村 松 信 一 議員		5 6
3 高 橋 安 子 議員		6 6
4 水 本 淳 一 議員		7 4
5 川 村 よし子 議員		8 3
○散 会		9 8

## 第 3 号（12月11日）

○議事日程		9 9
○本日の会議に付した事件		9 9
○出席議員		9 9
○欠席議員		9 9

○地方自治法第121条により出席した説明員	99
○職務のため出席した職員	100
○開 議	101
○議事日程の報告	101
○一般質問	101
1 川 村 農 夫 議員	101
2 赤 丸 秀 雄 議員	114
3 山 崎 道 夫 議員	124
4 藤 原 梅 昭 議員	142
5 小 川 文 子 議員	163
○散 会	174
第 4 号 (12月22日)	
○議事日程	175
○本日の会議に付した事件	176
○出席議員	176
○欠席議員	176
○地方自治法第121条により出席した説明員	176
○職務のため出席した職員	177
○開 議	179
○議事日程の報告	179
○新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告について	179
(新しいまちづくり調査研究特別委員長報告)	
○報告第15号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告 について	181
○報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)の専決処分に係 る報告について	182
○議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて	183
○議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 の締結に関する協議に関し議決を求めることについて	183
○議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制	

	定について .....	186
○議案第81号	矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について .....	186
○議案第82号	矢巾町税条例等の一部を改正する条例について .....	186
○議案第84号	矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について .....	186
○議案第85号	矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例に ついて .....	192
○議案第87号	平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について .....	193
○議案第88号	平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算（第2号）について .....	193
○議案第89号	平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について ..	193
○閉 議	.....	198
○署 名	.....	199

## 議 案 目 次

平成 27 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 2 月 第 2 回 会 議

1. 議案第 75 号 第 7 次 矢 巾 町 総 合 計 画 前 期 基 本 計 画 の 議 決 を 求 め る こ と に つ い て
2. 議案第 76 号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて
3. 議案第 77 号 盛岡地区広域消防組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
4. 議案第 78 号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定について
5. 議案第 79 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
6. 議案第 80 号 矢巾町畜産振興基金条例の制定について
7. 議案第 81 号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について
8. 議案第 82 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について
9. 議案第 83 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 84 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 85 号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 86 号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例について
13. 議案第 87 号 平成 27 年度 矢 巾 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 8 号 ) に つ い て
14. 議案第 88 号 平成 27 年度 矢 巾 町 矢 幅 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 ) に つ い て
15. 議案第 89 号 平成 27 年度 矢 巾 町 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 ) に つ い て
16. 新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告について  
(新しいまちづくり調査研究特別委員長報告)
17. 報告第 15 号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
18. 報告第 16 号 平成 27 年度 矢 巾 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 9 号 ) の 専 決 処 分 に 係 る 報 告 に つ い て



平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて
- 第 4 議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて
- 第 5 議案第77号 盛岡地区広域消防組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 6 議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定について
- 第 7 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 8 議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定について
- 第 9 議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第10 議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第86号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例について
- 第15 議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第16 議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進課長	菊池由紀	君
兼会計管理者			農林課長兼農業委員会事務局長	高橋和代志	君
住民課長	村松康志	君	区画整理課長	藤原道明	君
道路都市課長	菅原弘範	君	上下水道課長	吉田孝	君
商工観光課長	浅沼仁	君	教育長	越秀敏	君
教育委員長	松尾光則	君	社会教育課長	山本功	君
学務課長	立花常喜	君	農業委員会長	高橋義幸	君
代表監査委員	吉田功	君			

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美	君	係長	藤原和久	君
主事	渡部亜由美	君			



---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開します。

これより12月第2回会議を開きます。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

3番 廣田清実 議員

4番 高橋安子 議員

5番 齊藤正範 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月第2回会議の会議期間は、11月27日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、12月第2回会議の期間は本日から12月22日までの15日間と決定しました。

---

日程第3 議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求める  
ことについて

- 議長（廣田光男議員） 日程第3、議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

第7次矢巾町総合計画前期基本計画は、基本構想に掲げる希望と誇りと活力にあふれ、躍動するまち矢巾を基本理念に平成28年度から平成31年度までの4年間において人口減少対策、高齢者の健康寿命の延伸、岩手医科大学附属病院移転に伴う定住化の促進、産業振興による雇用の拡大などの取り組みを推進するため、各施策の現況と課題、施策の方向及びまちづくりの指標について策定するものであります。前期基本計画の策定に当たりましては、矢巾町総合開発委員会において6回の審議のほか、2回の委員長、副委員長、小委員長会議、並びに町民の皆様からのご意見をいただき、11月10日に開催されました第8回矢巾町総合開発委員会において答申を賜ったところであり、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例第2号の規定により議決を求めるものであります。

今後におきましても、地方版総合戦略との整合性も図りつつ、前期実施計画策定に向け取り組んでまいりたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについては、新しいまちづくり調査研究特別委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについては、新しいまちづくり調査研究特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

日程第4 議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第4、議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

これまで本町を含む盛岡広域圏8市町におきまして平成20年度から盛岡広域首長懇談会を組織し、企業誘致や消費生活相談など連携した取り組みを行ってまいりました。その中で新たな広域連携を推進するために公募した平成26年度新たな広域連携モデル構築事業において、盛岡市の提案が採択され、本年度中の連携中枢都市圏の形成に向け、国の連携中枢都市圏構想推進要綱が定める手続に従い、本年10月30日に連携中枢都市宣言を実施したところであり、今後本町を含む盛岡広域7市町との連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を行うことを予定しております。この連携協約につきましては、連携中枢都市宣言を行った都市とその近隣の市町との間で締結するものであり、自治体間の協議に当たっては、地方自治法第252条の第3項に基づき各市、町の議会の議決を経なければならないこととされております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについては、新しいまちづくり調査研究特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについては、新しいまちづくり調査研究特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第77号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し  
議決を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第5、議案第77号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第77号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の一部変更は、平成28年度に盛岡中央消防署庁舎を移転することに伴い、当組合格約第4条に規定する事務所の位置の変更が必要となったことから、地方自治法第286条第2項の規定により、盛岡地区広域消防組合から協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第77号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第77号 盛岡地区広域消防組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の  
制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、これまで本町における臨時非常勤職員の任用に関しては、地方公務員法第22条を根拠とする臨時的任用職員だけであったものを新たに同法第17条を根拠とする一般職の非常勤職員の任用を行うために制定するものであります。

その主な内容としては、任用期間に関しましては、本町の業務に必要とする臨時非常勤職員は、1の年度を単位とする場合が多いものの、実際の臨時的任用職員の任用形態としては、任用期間が6カ月ごとであることから、一般職の非常勤職員では1の年度を単位として任用するものであります。このことは、任用される者の身分保障の上でも安定化を図れるもので

あります。また、勤務条件等に関しまして、労働基準法で認められております年次有給休暇等の休暇に加えて特別休暇の種類をふやして充実を図るほか、通勤手当に相当する費用弁償の支給対象者を拡大するなど、現行の制度に比べて待遇改善を図るものであります。

なお、一般職の非常勤職員とした場合は、地方公務員法のほとんどが適用されることから、服務についても常勤の職員と同様に規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

臨時職員が現在百六十数名いらっしゃるということでしたけれども、その方々の年収は六カ月でどのくらいだったのかお伺いします。それが1点目です。

2点目は、非常勤の方々の仕事内容ですけれども、超過勤務とかもしている方いるのではないかと思いますけれども、そういう状況。

それから、正職員がその業務を補充するというか、仕事、超過勤務をしているのではないかと思うのですけれども、そのような状況とかを伺います。

それから、今回の条例は、非常勤で働いている方々にはいい条例ですけれども、今後非常勤の方々が正職員になりたいというときには、正職員にできるのかどうか。そういう法制とか考えているのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、ただいまのご質問、3点ございましたけれども、お答えいたします。

まず1点目、臨時職員のいわゆる年収状況でございますけれども、これにつきましては、ばらつきがございます。ご質問では6カ月というふうな限定でお話があったわけですが、ばらつきというのは、まず月額、日額、時間額という、まず一つはばらつきがございます。それから、もう一つは、勤務する勤務日、週5日の場合とか、週4日、週3日等々、いろいろばらつきがございますので、一概には限定できるものではございませんけれども、現在の事務職の部分でお話しさせていただきたいと思うのですけれども、事務職の部分で現在日額につきましては、1日5,800円、事務職でございます。それから、保健師については8,500円、

保育士については7,000円というふうな状況で、これは日額でございますので、いろいろばらつき、時間等々ありますので、こちらにつきましては、一概に断言できるものではございませんけれども、状況としてはそういう状況でございますので、今回この条例の改正、別表ということでつけさせていただいているわけですがけれども、報酬、今まで賃金と呼んでいましたけれども、こちらの改定をまず行いたいという形で大体200円から500円ぐらい、こちらの増を改正を伴うお願いでございます。

それから、2点目、勤務の状況ということで、いわゆる超勤の関係、残業の関係、臨時職員の方、この方のご質問でございましたけれども、超勤につきましては、正職の部分同様に賃金単価、いただいている賃金単価に利率については、町職員と同じ率、もちろんさっき言った受け取っている分母というか、単価は違いますので、一律単価は同じではないわけですがけれども、いただいている単価に町職員と同じ率、この分の超勤、これを支給を現在はしている。さらに、今後につきましても規定で定めてございます職員同様の規定の中で超勤分、これを対応させていただくという規定でございます。

それから、3点目、今後の状況の部分で現在の臨時職員が正職員への移行ということのご質問だったわけですがけれども、基本的に臨時職員については、当然臨時職員の採用でございますし、正職員ということになってくれば採用試験、こちらの部分を通った形の中での採用ということになりますので、特に臨時職員とかという形のリンクするものはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点目のことなのですがけれども、例えば保育士が若い新卒で臨時職員として採用して1年後に試験を受けた場合は、本採用になる確率は、採用するとかという規定はないと思いますけれども、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

規定とか有利さというのは、これは全くございません。あくまでも採用試験そのものでの判断と、採用ということで、そういうやり方でございますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これ以て質疑を終わります。  
討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これ以て討論を終わります。

採決に入ります。議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第78号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長(廣田光男議員) 日程第7、議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号に基づく独自利用事務を規定するため新規に条例を制定しようとするものであります。

条例の第1条では、趣旨を規定しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとしており、第3条の個人番号の利用範囲には、同法律第9条第2項の条例で定める特定



個人情報の提供を受けることができる執行機関、事務の範囲を規定しております。

次に、第4条の特定個人情報の提供は、同法律第19条の条例で定める特定個人情報を提供することができる情報照会機関、事務の範囲、情報提供機関、特定個人情報の範囲を規定しているものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） このマイナンバーだと思えるのですけれども、カードがつくれると思えるのですけれども、このカード、住基カード、今まであったわけですから、そのカードとの違いとメリットをお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

従来住基カードがあったわけですが、住基カードは、e-Taxなど公的個人認証がついておりまして、それで利用されてきているものでございまして、使用期限がございまして、その使用期限までは、そのカードは有効ということになってございます。そして、今回今通知カード、皆様のところに行っていると思えますけれども、通知カードと一緒にいった個人番号カードの申請書で来年1月1日から個人番号カードが提供されることになるわけなのですけれども、その場合には、両方のカードを持つことができませんので、住基カードは返していただき、個人番号カードは、新しくその方に差し上げるということになります。そしてその個人番号カードには、住基カードと同様に公的個人認証がついておりますので、現在のところのメリットとしましては、顔写真もついておりますから、一番のメリットは、身分証明ということ、現時点では。あとはe-Taxに使えるということが平成28年度中は、そのぐらいのメリットでございます。平成29年度になりますと、全国の自治体、あとは国の機関等とネットワーク、情報がつながりますので、そうなりますと、さまざまな利活用ができるようになりますので、電話でいろいろお問い合わせもあるのですけれども、すぐにも申請しなくてもいいですよと、1枚目の個人番号カードは無料でございますので、しかも無期限で、ですとメリットをご自身が感じた場合に申請していただいて結構ですというようなお話をさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その通知ですけれども、今のところ全員に通知行っているのかということ、まずそのところをお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

12月1日現在なのですけれども、その前に、11月25日に矢巾町では9,925世帯全てに通知カードは、一応は回りました。そしてそのうち339件につきましては、転居なり、転出なり、あるいは所在不明なりで戻ってきてございます。それが12月1日になりまして、それが443件というふうな今件数になっております。今後我々は、転居先につきましては、簡易書留で送ることができますので、その方法でやっていきたいなと思っておりますけれども、転出あるいは所在不明につきましては、そこを突きとめながらやっていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

11番、高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） マイナンバーの件でございますけれども、ちょっと今後の流れ、国に申請して、その後どういう手続でいつころから発行になるのか、そこら辺ちょっとお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 個人番号カードの話でよろしいのですよね。個人番号カードにつきましては、もう既に申請は受け付けております。その申請は、J-L I Sという国の機関がございまして、マイナンバーを一手に引き受けている機関がございまして、そちらのほうに申請が行っております。J-L I Sでつくった個人番号カードが各自治体に送付されてきて、そして各自治体からその申請された方にご案内を申し上げまして、そして役場に来庁していただいて、本人確認をして、そして個人番号カードを提示するというような形になります。

それにつきましては、1月24日からやりたいというふうに考えております。というのもJ-L I Sは、毎週、土日もやっているのですけれども、当然平日もやっています。平日は7時まで、あとは土日はやっていますが、第3の土日はやっていないということで、その第3の土日を除いた休み、主に日曜日を想定しておりますけれども、日曜日に交付に対応したい

など。平日の時間延長も考えたのですけれども、本人確認にどのぐらい時間がかかるかというのがわからないということもありますし、7時でJ-LISという機関が閉まってしまうので、何人さばけるかわからないし、せっかく来たのに、もう切られてしまうという恐れもあります。そういうこともありまして、現時点では平日の時間延長は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 今個人情報ハッカーによって流出されるという事件が多く発生しているわけなのですけれども、この制度は、国の制度なものですから、町独自ではないとは思いますが、町として例えばハッカーから攻撃されて情報が漏れるというものではないのかどうかお聞きしたいのと、万が一そういう事象になったとき、補償する制度という部分があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

それぞれ今回の国の施策に伴います個人情報保護等々の関係のセキュリティーの部分でございますが、それぞれこれで完璧というのには、はっきり言ってございません。それぞれイタチごっこというのが言われているとおりでございますが、今できる部分につきましては、一応万全を期しているというような状況でございます。それぞれ今の個人情報の部分のセキュリティープラスこれから国のほうでそれぞれさらに利用拡大を図るといようなこともありますので、一番やはりどの辺まで国のほうがマイナンバーの利用を拡大するのかというのが、やはりセキュリティーの部分でも非常に重要となっておりますので、その都度都度、その対策は練っているところでございます。

また、それに対する補償ということでございますが、この辺の部分につきましては、総務課長のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの項目の2つ目でございますけれども、いわゆる情報漏えい、個人情報に関する漏れた場合、いわゆるハッカーとか、いろいろ情報管理はしっかりするわけですけれども、漏れた場合の補償という関係でございますけれども、こちらにつき

ましては、本町では総合賠償保険補償のほうに入っておりますが、個人情報の場合、マックス2億円型、こちらの部分で1件当たりの部分対応させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 議員諸公にお願いがございますが、議運の申し合わせによりまして、後刻付託される予定でもございますので、細かいことの質疑については、ご遠慮いただきたいと思いますが、大きなことをご質問ございましたら、ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点あります。

まず1点目は、費用のことなのですが、助成金でやってきたと思っておりますけれども、住基ネットの費用と、それから個人負担は何人ぐらい住基ネットのカードをつくったのか。

それから、マイナンバー制度になって、今後町としての持ち出しはどのくらいなのか。そして、運転免許証と同じだと思うのですが、何年に1回か写真を変えなければならないと思うのですが、そのときの個人負担はどうなっているのかお伺いします。それが1点目です。

2点目は、このマイナンバー制度に携わっている職員は何人で、今後どういう役割をしていくのか。携わる人数は同じなのかどうか、そこら辺もお願いします。

○議長（廣田光男議員） 細かい数の話ですか。付託されることもありますので、余り細かいことについては、今の議論から外していただきたいと思いますが、答えられる。

川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） それでは、私のほうからはシステムの関係の部分についてお話を申し上げたいと思いますが、このマイナンバー制度に伴いまして、システム改修、平成26年度からもう実施をいたしております。それで平成26年、27年とやってきておりますが、27年度、まだ見込みでございますが、26年と27年合わせて約1億1,000万円くらい使わさるといことになります。そのうちそれぞれ国のほうの助成金、補助金等々いただいてやっておりますが、当然ながら100%ということではないわけですので、それぞれ各市町村の地方自治体の持ち出しをしながらその構築をしているということになっております。

また、職員というお話ですが、今電算係、係長兼務を含めて4人おまして、その者たちが対応しておりますし、さらにそれぞれシステムにつきましては、矢巾町ではシンエイシステムというところと提携いたしております、そのシンエイシステムと委託契約を行いなが

らそれぞれ改修を行っているというような状況でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定につきましては、総務常任委員会に付託することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

---

#### 日程第8 議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、既存の肥育牛貸し付け譲渡基金条例と肉用牛貸し付け譲渡基金条例について、双方の基金利用状況を勘案し、既存の基金条例を廃止し、新たな基金条例を制定し、町内畜産農家に対し、これまでと同様に肥育牛及び肉用牛の貸し付け及び譲渡を円滑に行うことを目的として基金の運用等に関し必要な事項を定めるものであります。その内容といたしましては、第1条で基金を設置する目的を規定し、第2条及び第4条から第6条までは、基金の運用と管理等に関し、必要な事項を規定し、第3条については、

基金の貸し付けに関して規定しており、第7条は、基金の処分に関する規定、第8条で委任に関する規定をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第80号 矢巾町畜産振興基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例  
について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例につ

いて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、町長部局の組織の改変に関し、所要の改正をするものであります。その改正内容であります。第1条で矢巾町課設置に関する条例の一部改正として、平成28年度以降に矢幅駅前地区土地区画整理事業に関する業務量が大幅に減少することから、担当課である区画整理課を廃止すると同時に、昨今の行政課題に合わせた施策を講ずる目的として福祉部門において社会福祉支援や子ども、子育て支援を担当する課を設置するため、生きがい推進課と住民課の2課を整理して福祉子ども課、住民課及び健康長寿課の3課とするものであります。産業部門においては、第1次、第2次、第3次、さらに第6次産業を相互連携して産業の振興施策を一体的に取り組むため、農林課と商工観光課を統合して、産業振興課にするものであります。

また、第2条から第5条では、第1条の改正に伴って課名が変更になるため、該当する他の条例について一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点だけ質問します。

第3条、第9条中の農林課を産業振興課に改めるところがあるのですが、商工観光課を産業振興課になるのですけれども、人員的にはどのような配分になるのか、今現在の人員と比較してどうなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人員的のご質問でございました。今の時点で例えば合併しても2つが、今までの課が合わせてこうだということについては、これから人事の部分については、調整と申しますか、行っていくわけでございますけれども、基本的には現在の農林部門、それから現在の商工部門の人数をベースとした中で考えさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

---

日程第10 議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、1点目といたしまして、従前地方税法第15条において規定されておりました徴収猶予をする場合における徴収金の納付方法について平成28年4月1日から市町村条例において定めることとされたことに伴い、矢巾町条例の一部を改正するものであります。

2点目といたしまして、平成27年議会定例会5月会議でご承認をいただきました矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、その後、地方税法施行規則等の一部を改正する条例が平成27年9月30日に公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律との整合性を図るため、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。



○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時15分とします。

午前11時01分 休憩

-----  
午前11時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

-----  
日程第11 議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する

法律により地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。これまで常時勤務することを要しない職員、いわゆる非常勤職員は、育児休業及び部分休業を取得することが認められていなかったものが地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことにより、取得することができるようになったため、条例の一部の改正を行うものであります。

なお、本改正条例により該当となる対象は、矢巾町一般職、非常勤職員等の任用等に関する条例において規定する一般職非常勤職員となるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 部分休業の部分ですが、1歳未満の子どもを育てている場合に、朝30分、夕方30分早く帰宅できるとか、そういうことがあったかと思いますが、その部分がどうなるのかお聞きをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回条例改正のほう、提案している部分の第18条関係に提案申し上げてございますけれども、まず一つは、取得は30分単位で15分とか20分ではなく30分単位で1日最高2時間、こちらを規定しているものでございますけれども、前段の部分で申し上げました勤務時間の関係、フル7時間45分の方もいれば、7時間15分という、いろいろな条件で入っている方がございますので、そこの時間の取得の取り方がちょっと変わるとは思うのですけれども、基本的には朝夕、朝だけなのかちょっとあれですけれども、1日2時間ということで規定させていただくものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月から介護保険料の徴収猶予及び減免を申請する際の事務手続に関し所要の改正を行うものであります。

その改正の内容であります。事務の効率化及び申請者の利便性を図るため、個人番号を活用できるよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託して審議することと決定いたしました。

---

日程第13 議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を  
改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第13、議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例に設置が規定されております環境審議会、町の環境施策に町民の意向を反映させるため、委員に公募の者を加えるものであります。また、矢巾町新エネルギービジョン策定及びエネルギー施策の審議、調整等を所掌事項としております矢巾町新エネルギービジョン策定委員会設置要綱を廃止し、環境審議会の審議事項にエネルギーに関する総合的な施策を加え、今後のエネルギービジョンの策定及びエネルギー施策の審議、調整を環境審議会が行うものとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例については、教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例については、教育民生常任委員会に付託して審議することに決定をいたしました。

---

日程第14 議案第86号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、議案第86号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第86号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、矢巾町の公共施設を使用する際、障がい者が使用しやすいよう使用料または入館料について障がい者基本法第2条第1号に規定する障がい者及び施設によっては当該障がい者の介護を行う者が使用するとき使用料を減免することができるよう所要の改正をするものであります。

第1条では矢巾町立公民館条例を、第2条では矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例を、第3条では南昌グリーンハイツ設置条例を、第4条では矢巾町民総合体育館条例を、第5条では矢巾町歴史民族資料館条例を、第6条では矢巾町農業研修施設設置条例を、

第7条では矢巾町文化会館条例を、第8条では矢巾町国民保養センター設置条例を、第9条では矢巾勤労者共同福祉センター設置条例を、第10条では矢巾町屋内運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） この障がい者基本法によるものなのですから、個人で使用する場合という、団体で使用する場合は減免にならないのでしょうか、そこら辺、お尋ねします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今団体ということでしたが、具体的に、この条例では具体的に人数あるいは割合といったふうなものは定めておりませんが、この後規則もしくは内規的なものでどういった場合に減免規定を該当させるかということは決めていきたいと思っております。

具体的に言いますと、お隣の盛岡市さんの場合ですと、その団体の場合、障がいのある方の割合が半数以上の場合には該当させるというような内規で定めておりますので、私どももそういったことを参考にしながらこれから決めていきたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 個別のところなのですから、現在の矢巾町の総合体育館の利用状況は、ここ10年以上前から100%になっているのですけれども、障がい者の団体とか、個人が利用した件数とかは把握されているのでしょうか。もし、把握しているようだったら教えてください。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町民総合体育館のこれまでの障がいのある方の利用については、社会教育課としてはなかったものと、今まではなかったというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 学校の体育館とかあるのですけれども、総合体育館の利用が春になると、ドッチボールとかの練習でほとんど埋まってしまうので、障がい者の方が申し込んでも利用できないのか、そういうことを把握しているのかどうか。そして、今後やはり障がい者の方も利用できるような取り組みをする必要があるのではないかなと思いますが、その点をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実態そういう、確かに町民総合体育館については、利用が殺到しておりまして、なかなか特に個人の場合には使えないというふうな声も確かに聞いてございます。私どもでは、体育館は3カ月前から使用の申し込みを受けておりまして、3日前までということでございますが、やはり特定の日に朝から順番待ちで並んでいるというような状況があるということも把握はしてございますが、その中で特定のこういったところの利用については、特別優先的にということもなかなか公平の原則からいって難しいのかなということも捉えておりますので、そういったところ、ただいまのご指摘については承知しながらも、この場ではこのようにというふうなこともなかなか答えづらいというふうな実態でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 当町は、医大も来ますし、それから養護学校も来ますので、そういう点も考えて、やっぱり障がい者の方が利用しやすいような取り組みをしていただきたいと思いますので、まずご意見だけ申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございませんか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 屋外運動場の使用に関してですが、きょうは提案されているのは、障がい者が中心なのですが、ことしに入ってですが、矢巾中学校のソフトボール、野球部が屋外運動場を使用するために総合体育館に行って申し込んだところ、減免は該当しないということで非常に面食らって、監督さん、先生なのですが、あれおかしいなということで帰ってからまた調べて、いわゆる生徒さんたちのクラブですので、体育部ですので、減免の対象

になることではなかったのかということ、他の先生に聞いたら、いや減免になるはずだよということ、再度またソフトボール部の顧問さん、先生が体育館に行ったそうです。そしたら、最初行ったときの担当者ではない方が、ああいいですよと、減免ですよということで、その方は減免だということで減免の、いわゆる申し込み簿に書いて使用したそうですが、野球部は1回行ってもう行かなかったと。それで交流試合のようでしたけれども、何チームか近隣の市町村から集まってやったようですが、他のいわゆる仕方ないからいわゆる紫波のほうに行ったようですが、減免の措置について、担当者によっていろいろ言い方が違うと、扱いが違うということでおかしいのではないかとということで私のほうに問い合わせがあった件があるのです。それで議会事務局を通じて社会教育課にはお話をいただいていると思いますが、そういった事象が発生するということは、非常に担当者によって認識が違うということですので、これは大変問題になってくるのではないかと思います、そういった事象があったということを抑えているのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

大変申しわけございませんでした。正直なところ、今初めて、ただいまのケースは初めてお聞きいたしました。そのことが事実だと思いますので、いずれ大変まずいことですので、これからそのようなことがないように改めて指導してまいりたいと思いますので、どうかご了承をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 体育館がまず満杯ということでございまして、それ以外の体育施設として農業研修施設と、それから勤労者共同福祉センターの体育館があると思いますが、その体育館部分の利用状況というものはどういうふうになっているものかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） それでは、私のほうから勤労者共同福祉センターの件についてお答えいたします。

勤労者共同福祉センターの現在までのそのような障がい者の方の使用状況というのは、今まではなかったというふう聞いております。



以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 農業研修センター施設の関係についてお答えいたします。

利用の関係につきましては、障がいのある方の利用の有無につきましては、特にそういう区分の中では把握しておらなかったのですが、利用状況としてはなかったようには記憶しております。それで利用状況なのですけれども、まず2施設、土橋と室岡のほうにあるわけですが、体育施設としては、土橋の構造改善センターのほうは、多目的ホールということで利用は可能でございますが、そちらのほうはそれぞれ、ある程度固定している方も利用しているようでございますが、空いている部分あるようでございます。そして、室岡にあります環境改善センターにつきましては、体育施設的なものであるのですが、現実的には議員さんも現場のほうに行かれていますかと思っておりますけれども、催事場的な、そういうふうな施しをしている関係上、スポーツ関係についての利用というのは、特に聞いておらない状況です。軽スポーツ的なものは利用することはあるようでございますが、そういうふうな状況でございました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第86号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号 矢巾町立公民館条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）  
について

日程第16 議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第  
2号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第15、議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について、日程第16、議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この3つの議案は関連がありますので、会議規則第37号の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第89号までは一括上程することに決定いたしました。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま3議案が一括上程されましたので、一括して提案理由の説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に子ども・子育て支援交付金、教育支援体制整備事業費補助金、14款県支出金に保育所運営費負担金、岩手県施設型給付費補助金、19款諸収入に養豚経営安定基金返還金を新設補正し、また一般町税の個人町民税及び法人町民税、9款地方交付税の普通交付税、13款国庫支出金の障がい者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、19款諸収入の農地中間管理事業、農地集積協力金、20款町債の公営住宅整備に係る公共事業費等債、臨時財政対策債を増額補正し、13款国庫支出金の社会資本整備総合交付金、保育対策等促進事業費補助金、20款道路整備に係る公共事業等債を減額

補正するものであります。

次に、主な歳出については、6款農林水産業費の矢巾町特産品開発事業、8款土木費の橋梁維持事業を新設補正し、また2款総務費の庁舎管理運営事業、財政調整基金積立事業、3款民生費の障がい者支援事業、保育委託事業、6款農林水産業費の農業振興事業、8款土木費の除雪事業、10款教育費の共同調理場管理運営事業を増額補正し、職員の新陳代謝等による人件費の総額、2款総務費の電子計算事業、4款衛生費のごみ処理場運営事業、6款農林水産業費の畜産振興事業、8款土木費の道路新設改良事業、9款消防費の常備消防事業を減額補正し、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,743万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,052万円とするものであります。

次に、議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入といたしましては、3款財産収入の不動産売却収入、4款繰入金の一般会計繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の総務事業、3款基金積立金の矢幅駅西地区土地区画整理事業基金積み立て事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億821万7,000円とするものであります。

次に、議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の2款農業集落排水事業費用の営業費用、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道、資本的支出の建設改良費をそれぞれ増額補正するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち、支出の2款農業集落排水事業費用を57万6,000円を増額して、総額を4億2,530万2,000円とし、資本的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道資本的支出を98万2,000円増額して、総額を11億6,673万5,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第87号から議案第89号までについては、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第89号までについては、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日は休会、明後日10日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦勞さまでございました。

午前11時54分 散会

平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議議事日程（第2号）

平成27年12月10日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長 兼会計管理者	佐藤健一	君	生きがい推進 課長	菊池由紀	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員 事務局局長	高橋和代志	君

道路都市課長	菅原弘範君	区画整理課長	藤原道明君
商工観光課長	浅沼仁君	上下水道課長	吉田孝君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	立花常喜君	社会教育課長	山本功君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

本町の介護予防対策についての考えをお伺いいたします。超高齢化により年々要介護者の数はふえ続けております。特にも後期高齢者の増加が著しく、加齢とともに要介護者等の発生率も上昇しております。そのことに伴い、介護職員の不足などの問題や、特にも財政的な負担が重くなってきております。それだけではございません。社会保障費以外にも家族の介護労働に係る費用や介護に従事することによって失われる費用などの家族、企業、高齢者自身が目に見えない形で負っている費用など、さまざまなものがあり、これらの費用は相当な額に上ると思われます。こうした広い意味での高齢者介護の社会的な費用に目を向ける必要があります。

介護問題は、もはや個人や家族の枠を越え、社会全体で考えるべき深刻な課題となっております。2000年には、介護保険法が施行されました。以来、いろいろな課題を抱えながら15年が経過しております。今後団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢化率が30%を超えると予想され、認知症高齢者の増加も見込まれております。今まで介護保険の介護予防訪問介護と介護予防通所介護、それは全国一律に実施されておりましたが、これ

からは地域の実情に応じて柔軟な取り組みができるよう、地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業に移行し、新しい総合事業として再編されることとなっております。

今回の介護保険の改正においては、介護報酬の引き下げにもなっております。これらのことから介護にならないための予防対策が非常に重要になってきます。本町としては、今後これらの問題にどう対応して介護予防に取り組んでいくおつもりなのか、その考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の介護予防対策への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

介護報酬の引き下げに伴う事業所等への影響については、その把握を努めながら本町ができる支援を検討してまいります。また、これまで介護予防給付の対象でありました介護予防、訪問介護及び介護予防通所介護について、新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行し、地域支援事業として市町村に位置づけられたことから、その体制づくりの検討を行っております。

具体的には、本町の介護予防事業は、生きがい対応型デイサービスおでんせ広場、老人クラブ等を対象に実施しておりますやまゆりハウス介護予防教室、運動、栄養、口腔機能の向上に向けた元気はつらつ教室、認知面の機能低下予防の脳いきいき教室等を開催しております。これらの介護予防事業を町内の介護事業所で実施しております介護予防給付事業の状況とともに分析し、高齢者の状態に応じた本町の介護予防の仕組みを、その相談の入り口から実際の実施に向けた体制を整備してまいります。

今回新総合事業が目指すところの背景には、介護予防事業について、住民主体の介護予防活動の育成支援を行う地域づくりにもあり、みずからの問題、みずからの取り組みとしてできるためにも町内外においても先駆的な取り組みを行っております事例等からも学び、その体制整備に生かしてまいりたいと思います。

また、同じく市町村が進めております生活支援サービス体制整備とともに、高齢者の暮らしを支える大きな役割があり、現在地域包括支援センターや社会福祉協議会と地域包括ケアシステム構築に向けた準備検討会を開催しております。

新総合事業は、ふだんの暮らしの中に支援体制を整え、地域の中に醸成していくことでもあり、そのために地域に理解を求める場の説明の機会もつくりながら進めてまいります。



以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） きょうの報道にもあったのですが、昨日健康に資するまちづくり協定を提携したということですが、今後ウエルネスタウン構想の策定も予定されているということですが、この内容をできるだけわかりやすくご説明いただけますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、きのう健康に資するまちづくり提携ということで提携をさせていただきました。これは、健康に資するというのは、これは全町的なものでございまして、それぞれ全てのものに健康をキーワードとした事業展開をしていきたいというのが一つでございまして。それで実際的に、では具体的にどうということをするのかということになりますと、コンサルタント会社等より、それらの事業展開に資するもののアドバイスをいろいろいただきたいと。それに伴いまして、矢巾町で考えております健康に資するまちづくり事業に合致するものであれば、それを展開していくということになっておりまして、具体的なものについては、これからそれぞれ詰めていくということになりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） これからということで理解いたしましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本町では、平成15年に健康長寿のまち宣言をして以来、日本一健康なまちやばを目指して、スローガンとして地域づくりを推進しておるということです。これは、介護予防にも密接に関係していると思われまますのでお聞きしますけれども、日本一健康長寿を目指すためには、どこにもない日本一の施策をつくり実施していく必要があるように思います。せっかく日本一を目指すのならば、取り組みもしっかり日本一のものを示していただきたいと思うので、今のところ日本一の施策というものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） 日本一を目指した健康づくりのきっかけは、全国で市

町村も含めて保険者が取り組む特定健診がきっかけで、その高い受診率を目指すということが一つのきっかけではありました。ただ、健康はその部分だけではありませんので、子どもから高齢者、そして障がい者といったところ、全エリアにわたると思います。この介護における日本一につきましては、ご質問にもありましたように、制度が始まって以来さまざまな取り組みを矢巾町でも行ってきました。その中でいろいろな指数が示されてきましたので、例えば一つ認定率です。介護保険の認定率、65歳以上の人口に対してどれくらい認定者がいらっしゃるかということですが、これは県内で極めて矢巾町は上位に位置することがわかってきましたので、今までの行ってきた取り組みを今度地域支援事業で介護予防、一層取り組みを強化していきますので、それらの取り組みを今検証して29年度に向けた準備をしていくという方向でおりますので、今後ご理解、いろいろ状況に応じて説明してまいりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） この健康長寿のまち宣言には、健康長寿の寿命の延伸を協働で進めますとあるのですけれども、では10年前の健康寿命と現在の健康寿命とはどう変化しているのでしょうか。ここ10年でどう推移しているかというデータというのは最低限つかむ必要があるのではないのでしょうか。その推移から今後どのように介護予防対策をしていくべきかを導き出す要因にすべきだと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） この健康寿命に関しましては、国勢調査がなされたときに発表されますので、今私どものところには2013年のところが示されていますが、今後、今年度も国勢調査が行われましたので、さらなるいろいろなデータ、細かく示されてくると思いますので、その数字に注視していきたいと思います。

ただ、きっかけは平成22年のときに県内では優位な状況にありましたが、22年、その後の4年、平成26年に余りいろんな特殊な事情、必ずしもいいということばかりではないということがわかってきましたが、今後も注視していきたい数字ではあります。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひデータしっかりと取って、そこから導き出すものもあると思うので、お願いしたいと思いますけれども、それから先ほど要介護度のほうの話が出たのですけれども、町内要支援、要介護者、これまで要介護度の下がった方というのはどれく

らいおられると把握しているでしょうか。そのような統計はとられて分析されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） 個別のデータに関しましては、今私のところでは特に下がったというふうなところは把握しかねておりますので、大事なことだと思いますので、今承りました質問に関しては、これからいろいろと分析していきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） データがあると思うので、それを町として捉えてしっかり役立ててほしいと思います。そして、協定を結んだパシフィックコンサルタントというのは、どのようにかかわってくるかはこれからだと思うのですが、それもデータから読み取って施策として生かしてほしいと思います。今の介護保険の制度では、要介護度が下がる支給限度額も下がるなど、使えるサービスが逆に減ってしまいます。ですが、リハビリを頑張って介護度が下がった人にもメリットをつくってあげないと、ただいつか、ああ介護度下がりよかったですねと終わるだけではなく、元気なお年寄りはそれだけではふえていかないと思うので、健康寿命の延伸にもつながるのではないかと思うので、そこら辺の考えについては、いかがでしょう。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

本当に大切なことだなと思います。要介護度が下がるということは、議員さんがおっしゃるとおり、使えるサービスの限度額が下がることではございますが、やっぱり生きる喜びとか、生活のできる範囲が広がることでもありますので、そのようなことを大事にできるメリットになるようなことをやはり大事にしていきたいということでただいまのご質問、そしてご意見にもうかがわれますが、大事に受けとめていきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） その健康づくりの観点からお伺いしますけれども、一昨年度から国では健幸ポイント大規模実証実験という「健幸」の「幸」の字は幸福の「幸」のではありませんけれども、そういうものが行われております。この実験は、健康づくりに無関心層へのアプローチが重要であるとして実験でありまして、健康づくりのための努力や成果としてポイントが与えられ、そのポイントを地域経済へ寄与させることなどを想定している

そうです。このような健康ポイントについての取り組みを町としては検討したことがあるのでしょうか。このような取り組みは、ほかにもいろいろな対策を打っていく必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今新聞報道等でも健康ポイントの導入については、全国の市町村、先進的な取り組み事例も記されておるわけでございます。先ほどのウエルネスタウン、これはもう健康増進のために今度私どもが一緒になって取り組むと、まさに健康をキーワードにした地方創生の取り組みということで、今まさにご指摘のありましたことも含めてこれはしっかり取り組んでまいりたいと、こう考えております。

それから、このウエルネスのいわゆる日本一健康長寿のまちということで言えば、私ども地方創生の中での取り組みの中でいずれ塩彩プロジェクトとか、今回のコンサルと協定、やはり健康をキーワードにしていくことが非常に大事だということで、それで先ほど要介護、要支援の25年度、26年度で比較した場合も要支援者または要介護の方々は、この前年度対比ではふえておるのですが、逆に要介護の中で見た場合には、特にも要介護度の高い、4とか5のところは減ってきているというようなことも注目してきたのだと。だから私どもといたしましては、今後いわゆる要介護、要支援の認定率というのは、少しずつふえたり、減ったりしておるわけですが、25年度、26年度で見ると0.2%ぐらいふえております。また、逆にずっと今まで通してみてくると、減っている場合もあるわけですが、いずれそういうことをしっかり注視しながらこれからの介護予防、そしてこれからの私ども介護格差とか、そういう市町村によつての格差があつてはならないわけですので、この取り組みにいずれ早く取り組んで、そして介護の格差、市町村格差、そういうことのないように前向きに取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひそのようなことで進んでいていただきたいと思います。

次に、介護サービスの状況についてお伺いしたいのですが、まず本町の平成26年度の要介護、要支援認定者数は1,095人、そしてその中で居宅介護支援サービス受給者数は610人となっております。そこでお聞きしたいのですが、認定されているにもかかわらずサービスを利用していない方はどのくらいおられるのか。また、なぜそのような利用

につながっていないのか、その主な理由は何なのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

サービスを利用しない背景には、いつもご質問いただいておりますが、早目に申請するというふうなところが多いかなと思います。それは入院中であつたりとかということもありますし、あるいはサービスに至らないで入院が長引いたりとか、転院されたりとかということもありますので、サービス、必要な方には利用していただけるような努力をしておりますが、そのような早目の申請あるいは申請に至らない病気のこととかということもあります。一番危惧しているのは、使い方をわからないというふうなことだと思っておりますので、そのあたりは私どもが努力していくべきはところだとは思っておりますので、窓口の対応においても気をつけているところでございます。

よろしくお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 早目にサービス利用のために認定をしているということはお聞きはしていたのですけれども、やはり使い方がわからないというか、認定されても、なかなか先ほど申し上げられたように、利用の仕方がわからないという人が多いと思っておりますので、そこら辺よろしくお伺いしたいと思っております。

次に、外出支援についてお伺いしたいのですけれども、本町内には、公共交通機関が少なく、車がないと不自由を来す方が多いと思っております。したがって、高齢になり車を手放した後に引きこもりがちになる人も出てくることが考えられます。そこで生活の足を確保することは、要介護度を軽くすることにもつながるのではないかと思います。

現在町内にはさわやか号が運行されております。私は、以前から利用度を高める取り組みを求めてきてはありましたが、なかなか利用度が高まっているようには思えません。以前にもご提案申し上げたのですけれども、ワゴン車を利用したオンデマンド交通の導入をしていただきたい。そうすれば、結局は元気な高齢者がふえ、地域力もアップして、財政削減にもつながると思うので、この外出支援のためにもオンデマンド交通のご検討をお願いできないでしょうか、いかがなものでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） それでは、オンデマンド交通の利用ということで企画財政課のほうからお答えをいたしたいと思っております。

議員おっしゃるとおりさわやか号、なかなか利用率の向上にはつながっておりませんが、そういうふうな部分も含めて今度新たにさわやか号のルート等も含めていろいろ検討をすることにしております。オンデマンド交通やっているところの雫石町さんなんかはやっているわけですが、そういう部分の情報も得ておりますが、その辺のよしあしもお話を聞いておりますので、それらを含めながら検討をさせていただきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。よろしいですね。

次に、第2問目の質問を許します。昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、いじめのないまちづくりについてのご所見をお伺いいたします。

本年7月に町内中学校の生徒のいじめが原因と見られる自殺が起きました。重ね重ねも残念でなりません。現在第三者委員会による調査が行われている最中であります。今後の調査については、その第三者委員会に委ねるとしても、町としてのいじめ対策は、町において考えていく必要があると思います。そこで現在の当該中学校の状況と新たに考えられているいじめ防止策等があれば、お示しいたきたい。

加えて学校内ばかりでなく、ほかでも町民一体となって町ぐるみにおいて二度とこのようなことが起きないようにするための対策が必要に思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

さらに、現在でもインターネットにおけるいじめが続いているように思います。この点をどう扱っていくかは課題であろうと思われませんが、町としてのインターネットによるいじめの対策の考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いじめのないまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものでありますことから、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならぬと考えております。

この考えのもと、今後制定を予定しております矢巾町いじめ防止条例におきましても、インターネットを通じて行われるいじめに対し、その情報の高度な流通性、発信者の匿名

性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえまして、いじめを防止し、効果的に対処することができるよう教育委員会及び学校と連携しながら児童・生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し必要な啓発活動を推進すること、またいじめ防止に関係する機関団体、教育委員会、学校児童相談所、その他の関係者と連携を図ることとする対策の条項を盛り込みたいと考えており、町としてのインターネットによるいじめ防止対策に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、7番、昆秀一議員のいじめのないまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の現在の学校の状況と新たに設けられたいじめ防止策等についてですが、学校の状況といたしましては、平常活動に戻りつつある状況であります。また、教職員においても研修やいじめに関する組織の活性化について取り組んでおるところであります。

次に、新たに設けられたいじめ防止策についてですが、あらゆる問題についてまずいじめと考え、初期対応するなどの教職員の意識改革、教育委員会のいじめ件数、解消件数の報告、児童・生徒の変化を記録する生徒指導個別カードの作成、相談窓口の周知などに取り組んでおります。

2点目の町としてインターネットによるいじめの対策については、携帯電話やスマートフォンを持たせないようにすることや小・中学生のインターネットやSNS等の使用に目配り、心配りすることなど、家庭でインターネットを使用する際の約束事を決めたり、専門機関による利用方法の指導授業を実施するなど、正しい使い方を指導しているところがあります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日その当該中学校において8月に3年生たちによる署名がきっかけとなった学校集会が行われたようです。総会の中では建設的な意見が多く出て、学校の5つ目の合い言葉として「ありがとうで広がる笑顔と思いやり」と決まったそうです。一部の生徒たちから実効性がないなどと言っている人もいたそうですけれども、やはり大

事なことは、どう実行していくかだと思います。生徒たちだけでいじめが根絶できるわけでもありませんし、やはり町ぐるみで取り組んでいかなければならないと思いますので、この学校ばかりではなく、私たち大人もありがとうという言葉やほかにも挨拶の言葉をしっかりしていくべきだと思います。

それから、その生徒総会では、長時間にわたりいじめだけではなく多岐にわたる話し合いが持たれたということです。多くの生徒は集中力を欠いていたということも伝え聞いております。その生徒総会での話し合いは、すばらしいことだったのでしょうけれども、今回のいじめの件については、既に発生から5カ月がたっております。8月の生徒たちのきっかけづくりからも大分月日がたってしまい、大半の生徒たちの中では、この件が風化されてしまっていないのか心配です。

一方、まだ今回の件で心に傷を負っている遺族を初めとするほか生徒もいるようです。これらの生徒たちの感じ方の温度差が出てきているようですので、早く忘れたいという生徒もいるとは思いますが、やはり二度とこのようなことが起こらないように防止策は常に考えていかなければならないはずだと思います。もっと早くこの集会が開けるような配慮ができなかったのでしょうか。3年生の生徒たちは、何か行動を起こさなければならないという思いでいたようです。ぜひ3年生にはできるだけいい形で卒業を迎えてほしいと思いますので、そこら辺のことに関しては、ご見解があれば、お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

集会等が早く取り組んで開催できなかったかというご質問でございますけれども、議員からご指摘あったとおりさまざまな生徒がいて、さまざまな環境にさらされている保護者、生徒がいるということから、この問題につきましては、学校として恐らくかなり慎重に取り組んできたものと思います。そして、もう一つ大事なことは、各学校の取り組みというのは、いじめをなくしようというそういう形で導入できる学校もあると思います。けれども、矢巾北中学校さんでは、4つの合い言葉という、本当に自分たちが誇りに思っているものにさらに1つをつけ加えよう、そしてありがとう、あるいは思いやり、つまり相手を考えるということはいじめとは関係ないのではないかという生徒もあったと聞いております。しかし、相手の立場を考えるとということがそもそも私たち人間にとって一番基本として大切にされなければならないことでもありますので、そういうような意味で学校の流れの中で5つ目を入れるということについては、相当慎重な取り組み、慎重な考えがあっ



たのだと思います。

そして、このたびの代議委員会、そして報告を受けたのは生徒総会と聞いておりますけれども、そういうふうな形で5つ目のスローガンができたということは、やはりきちんとした取り組みがなされてきたのだなというふうに私は思っています。ただ、時間がたっているなということは、ご指摘のとおりだと思いますけれども、そのような取り組みがあったということをご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） わかりました。ほかに現在第三者委員会会議による調査が行われているわけですが、対策については、その最終結果を待つまでもなく行っていかなければならないと思いますし、問題は二度とこのようなことは起こらないようにすることです。そこで国ではいじめ防止対策推進法があって、町でも学校でも、その法律に基づいていじめ防止基本方針を定めております。これをしっかりと実効性のあるものにしていくことが必要だと思います。そこら辺の考えについては、具体策があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第三者調査委員会の結果を待たずして、必ず二度と起こらないための対策というのは、当該校だけではなくて町内の各小・中学校で取り組んでいく必要があるということは、十分に認識しておりました。したがって、8月からさまざまな計画を考えているわけですが、議員ご指摘のとおりいじめ防止の推進法、それに基づく各学校のいじめ防止基本方針、町の基本方針等には、すべてのいじめの早期発見とか対応とか、全ての中身が網羅されているところでございます。網羅されているのにこういう事態になったということは、実効性がなかった。その組織とか対応が機能していなかったということでございますので、まずその基本方針をきちんと見直して、書いてあることが実効性を伴うように組織とか、先生方の考え方とか、そういうのから取り組んでまいろうということで教職員の意識改革、それから情報の共有とか、組織化ができなかったということも大きな要因ですので、さまざまな生徒の変化をカードに書いて、それを誰もがみられる形で情報を共有できるような形でというような取り組みも行っておりますし、それらの情報については、小

学校から中学校へというふうを持ち上がるということも決定しておりますので、さまざまな点で対策は取り組んでおりますけれども、基本的には基本方針を書かれてあることを実効性のあるものとなるようにきちんと対応していきましょうというのがベースにある考え方でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますね。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） この点については理解いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この当該中学校で少し気になることをお聞きしましたので、申し上げますけれども、以前から生徒の自転車が学校の駐車でパンクするということが続いていることをお聞きしております。これは、内部の生徒によるものなのか、それとも外部からやってきた者の仕業なのか、それとも別の何かの原因なのかはわかりませんが、これももしかしたらいじめに結びついていくのかもわかりません。つい先日も学校の先生からお聞きしましたが、これは教育委員会でも把握していると思うのですが、この対処については、どのようにしているのかお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

自転車等のパンク等、いたずらをされるということは聞いております。また、近隣の小・中学校においても、これほど頻度は多くはありませんが、このごろあるということも聞いております。このような状況がもっと頻繁にある場合には、やはり被害届け等を集めた上で専門機関に委ねるということも私は必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、現時点ではそこまでは至っておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） どのくらいが頻繁と捉えるのかわからないですけれども、聞いた話では、1カ月に2回も3回もという方もいらっしゃるような気がしますが、そこら辺はお任せしたいと思うのですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、インターネットの件についてお聞きしたいのですが、以前大津のいじめ自

殺において全く無関係の女性がいじめ加害者と親族とネットにて決めつけられ流布され、家にも職場にも嫌がらせの電話などが殺到して、いまだに心の傷が癒えていないそうです。これと同じような状況が今回の件もあるのではないかと思いますけれども、学校のいじめ防止基本方針にもネットいじめへの対応が明記されております。警察署に通報し、適切な援助を求めるとありますけれども、どのような援助が受けられるのでしょうか。今後は、どのような対策をしていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

残念ながら自殺なされた事案に関するネットによるそういう特定の不特定多数によるさまざまな問題と、また中学校で規定しております基本方針におけるネットのいじめというのは、想定している場合が異なりますので、それについては分けてお考えいただきたいなというふうに思います。

小・中学校で想定しているものにつきましては、例えば友だちによるゲーム機等を使って、友だちの悪口を書くとか、それからこのごろというか、この町内にあったことですが、業者から購入したテストをテストとしてやるのが高学年は多いわけですが、その業者が限られておりますので、他校も似たような問題をやっておりますので、その模範回答がネットによって流れて、それを見て書いたという事例もございます。そのようなことを想定して、そういうようなことがあったときには、当該小・中学校に関係する生徒です。それに対しての指導をしていこうということでございまして、ネットそのものに対してそれを取り下げたり削除したりというのは、大変手続も煩雑になりますので、そういうような面もこれからは考えていかなければなりません。基本的に小・中学校で想定しているのは、そういう生徒への起こすさまざまないじめや問題行動に対する指導ということを想定しておりますので、最終的には生徒をどのように指導していくかということろにつながってくるものだというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 学校内のことというのは、そういうふうに理解しましたけれども、やはり町民自体が迷惑をこうむっている、誹謗、中傷を受けたりするということも対策を練っていかなければならないと思いますので、これは情報の公表がなされていないとこ

ろからくると思います。ネットの住民たちが勝手に作り上げてしまうというところもあるのだと思いますから、ぜひ町のホームページもリニューアルされるという予定なそうですので、その点も考えてしっかりと今後きちんと情報公表をしていくことが大切なのだと思いますけれども、そういう仕組みづくりについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃったとおり今度ホームページ、リニューアルすることにしておりまして、来年度の4月からは新しいものになると。その中でどのような形にすればいいのかというのは、今業者あるいは町内のそれぞれの担当のほうで協議をしております、いずれ使い勝手のいい、それからせつかくの他に出す情報網でございますので、いろいろな情報を網羅しながら発信していければいいのかなと考えておりますので、もうちょっと中身のほうについては、時間をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） インターネットは、これからの時代においても必需品でございます。調べ物をしたり、情報発信のツールとしても、今後ますます欠くことのできないものになってくるでしょう。ですが、このように使い方を間違えると大変なことになってまいりますので、これらの被害を防ぐためにも先ほど申し上げられたように、被害を防ぐにはまずネットでリテラシーが重要になってきますので、ネットのきちんとした知識を身につけることを町においても専門家を迎えて全町民にしっかり研修していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

全町民にネットの正しい使い方とということでございますが、それぞれ全町民に説明会等を開けるかというのはまた別な話で、それぞれネットの正しい使い方等々につきましては、それこそホームページあるいは広報等も利用しながらそれぞれ伝えていければいいのかなと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 全町民にわかれば一番いいわけですがけれども、いろいろ方法を考

えて周知していただきたいと思いますが、町民の中ではインターネットの依存症になってしまう方やバーチャル世界での現実との混同で事件に巻き込まれたりなどの危険性も指摘されております。こうしたインターネットメディアからも特にも子どもたちを守るには、やはりネットリテラシーのあり方の検討のほかにも学校や地域でできることとして、例えば週に1日のノーネットデーを設けるなどの取り組みを行っているところもあるようですので、そういう取り組みも参考にしながら、特にもまだ発育段階にある子どもたちを守る施策をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度さまざまな取り組みをいたしまして、できるだけ小・中学生には不要ではないかということの方針は示しましたけれども、一方でこれだけ普及しているわけですから、その使い方、リテラシーの正しい使い方ということ必要だと思いますので、各小・中学校におきまして総合教育センター、NTTあるいはグリーというゲームをやっているところあるのですけれども、そういうふうな方々をお呼びしてさまざまな情報の講座を開いておりますので、もし児童・生徒だけではなくて保護者の方でそういうお話をお聞きしたい場合にはだめということはないと思いますので、そういうふうな場で正しい使い方についてこれからも指導を続けてまいりたいと思いますし、むしろもっと回数をふやさなければならぬかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、障がい者差別解消法に対しての町の取り組みについてお伺いいたします。

障がい者権利条約の批准のため障がい者基本法の改正などの法整備がここ近年行われてきました。来年4月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律として障がいのある人への差別をなくすることで障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指すために障がい者差別解消法が施行されます。この法律では、不当な差別的取り扱い、合理的な配慮をしないことが差別になるとしています。本町としては、この法律をどのように解釈し、またどのような対応をしていくおつもりなのか、その考えをお示しく下さい。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 障がい者差別解消法の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

この法律をどのように解釈するかについてですが、障がい者差別解消法は、障がいを理由とする差別の解消を基本原則として平成25年6月に制定され、来年4月1日から施行するものであります。本町がこの法律に対し、どのように対応していくつもりなのかについてでございますが、第4期矢巾町障がい者プラン及び障がい者福祉計画に基づき、障がいのある人も、ない人も地域社会でともに暮らす社会づくりを基本理念として、障がい者はもとより、高齢者や子どもたちを含め地域とともに生活していく共生型社会の実現に向けたまちづくりを進めており、まさしく社会的障壁を取り除く地域づくりを目指しております。

具体的には、意思疎通の手段として誰もが使える手話をコミュニケーションツールとして位置づけ、手話奉仕員並びに手話通訳者の育成に取り組んでいるところであります。大切なのは、町民の皆さんお一人お一人の心のバリアフリーであり、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発及び広報活動をさらに展開をしております。

また、社会福祉協議会、相談支援事業所及び他の関係機関と連携した交流イベントや研修会を今後も開催し、障がい者差別解消法の施行に向けた取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） まずは、先ほども申し上げましたけれども、ホームページに関してなのですけれども、ぜひウェブアクセシビリティの確保というのをお願いしたいのですけれども、ウェブアクセシビリティというのは、ウェブの情報伝達の保証なのですけれども、例えば視覚障害者に対しては、音声読み上げソフトで音声の情報は得られるのですけれども、画像での表現に対しては、その情報を得ることができないというものでして、これも合理的配慮がなされればよろしいのですけれども、その点のご理解していただきたいのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、ホームページ、更新を計画いたしております、それぞれ障がいのある方々につきましてもできるだけそれぞれ音声で聞こえるものとか、いろいろその部分も含めて検討しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ今言ったように音声ソフトを入れるだけでなく、画像とかわからないところも出てくるかと思っておりますので、そこら辺も検討していただきたいと思っております。

次に、これも先ほど申し上げましたように、外出支援のところでございます。さわやか号は、合理的配慮がされているのでしょうか。また、今後この計画として合理的配慮をどのようにしていく予定なのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） さわやか号ということでございますので、こちらのほうからお答えを申し上げますが、それぞれ今なかなかさわやか号の場合、体の不自由な方々に対しては、まだまだステップが高いとか、いろいろな障壁がございます、その辺の部分も県交通さんのほうといろいろ話をしている状況でございますが、しかし、やはりなかなか全ての部分にそれが対応できるかというのは、なかなか難しいという部分もございますので、障がいのある方々につきましても、それぞれ有償運送とか、いろいろな制度もございますので、それら多角的な制度を利用しながらそれぞれ解消していけるような状況をつくっていただければいいのかなど、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問に外出支援のところでも少しつけ加えさせていただきます。

今年度矢巾町の社会福祉協議会が矢巾町日常生活を助け隊ということで制度を立ち上げておまして、その中に外出支援、買い物への同伴とか、病院の付き添い等もいろいろと提案しておりますので、そのあたりも一緒に検討しながら整備していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 今課長申されたような社協の事業なのですけれども、私も伺っておりますけれども、外出に対しては、その方の車でしか行けないということで乗せていけないというところがありますので、やはり例えばさわやか号と一緒に乗るとか、そういうふうなことができるようになればいいのかと思いますけれども、やはり検討が必要なのではないかと思いますので、高齢者の方でバス停まで歩いても行けないという方もいますので、もっと近いバス停があればいいのですけれども、いろいろと配慮されていないのは事実としてあると思いますので、これを改善していくのが行政の努めだと思いますし、例えば足の不自由な方であれば、さわやか号に乗車するときに、本人だけのときには、さわやか号にヘルパーの資格を持った補助員をつけるとか、例えば運転手がヘルパーの資格を取ってもらうとか、そういう試みをしたらいいかなと思うのですけれども、そこら辺については、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいま昆秀一議員からのご質問の中で合理的な配慮、障がい者の方々に対する、それでご存じ、もう当然ご存じなわけですが、私ども行政の場合は、当然配慮しなければならない。ただ、民間事業者の場合は、努力義務規定になっておるわけでございまして、ただその対応がまちまちだということになれば、これは配慮に欠けるわけでございしますので、今ご指摘のことにつきましては、今お話あった車椅子の方々が、例えば乗物に乗るときに、それが合理的な配慮なわけです。だから今後実態をしっかりと把握して、そしてどういう形で支援をしていくことが今度の差別解消法の趣旨に合致するか、そういうところをしっかりと実態をわきまえて踏まえて対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） よろしくお願ひしたいと思います。

これは町内ではないのですけれども、乙部には聴覚支援学校があります。これは通学で矢幅駅を利用されている方もございます。それから、もちろん岩手医大附属病院、県療育センター、特別支援学校の移転も予定されております。ますます矢巾町には障がい者の方が集まってくると思います。ぜひ町民の障がい者への理解の啓発等町としても力を入れていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。



○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいま議員のご指摘のとおり障がい者の方々はふえております。それで今度療育センター、それから特別支援学校、また岩手医大附属病院の移転、そういったこともありますので、今後先ほどもいろんな形でのご質問の中で公共交通のあり方もお話あった。または、さわやか号の関係についてもご質問があったわけですが、私どもこういうふうなことにもしっかり踏まえながら対応していかなければならないということでこのさわやか号の運行のあり方も果たして今のあれでいいのかも、そしてそういった協議会もあるわけですので、そういったところでしっかり検討させていただいて、前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次、障がい者の雇用の分野についてお尋ねしたいのですが、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずるなどとした障がい者雇用促進の改正がこれも来年度から施行されます。

そこで現在町職員の障がい者の雇用状況はどうなっているのか。また、町内事業所に対しては、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問の前段のほうでございますけれども、町の職員、障がい者正規雇用の部分については、数名ですけれども、採用、雇用をしている状況でございます。

以上、前段のほうのお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） 雇用の状況でございますけれども、これは全企業の部分はございませんが、誘致企業につきましては、ことしの8月1日現在でとった資料では9名の方が雇用されております。

それから、障がい者の雇用についての企業への周知なり、お願いでございますが、これは商工会と連携しまして機会あるごとに企業訪問したときとか、紙でその内容を書いたものをお渡しするとか、あとは町の企業連絡会であるとか、商工会の集まりであるとか、そういっ

たときには、機会を捉えて周知をしてお願いをしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 町内事業者で障がい者の一般就業されている方は余りいらっしゃらないと思うのですが、障がい者雇用促進法の改正では2%に相当する障がい者の雇用を義務づけておりますけれども、まず先ほど町職員としては数名といったのですが、本町職員の雇用を伸ばすことによって町内事業所に対しても見本を見せるようなことができるのではないかなと思うのですが、その辺のお考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに昆議員さんおっしゃるとおり、町行政そのもの、職場のほうでのまず見本をと、これを示さなければなかなか民間事業者への波及と申しますか、これもなかなか進まないのではないのかなということでおっしゃられるとおりでございます。ただ行政としても数名と話ししましたけれども、実質2名でございますけれども、業務的な内容、対応する部分、こちらの部分を鑑みてのいわゆる雇用という形のものも、これも採用する上では必要になると思いますので、昆議員おっしゃられました部分とあわせながら町職員と申しますか、関連の部分あわせまして対応はさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ前向きにお願いいたしたいと思います。

障がい者というのは、生まれながらの方もおりますけれども、そればかりではなく、誰もが病気や事故などで障がいを持つことがあるかも知れません。身体障がいばかりではなく、仕事やいろんなことが要因で精神の障がいの方も今は増加しております。障がい者差別解消法においては、先ほども申し上げたように障がいを持つ方に合理的配慮がないこと自体がもはや差別であるということをもまず理解していただき、障がいを持つ方が合理的配慮を受けながら生活できるような環境を実現、整備すること。そのために社会全体の意識を変えていくことが求められておりますので、そのことについて私たちも行政も一生懸命に考えていく必要があると思いますけれども、そのことについてご見解があれば、お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

障がい者の差別解消法については、来年の4月からスタートいたすわけでございますので、私どもとしては、今のところまず5つほど考えていきたい。まず1つは、先ほどの介護の問題でもないのですが、実態の把握をしっかりと把握に努めること。そしてその中で課題の抽出をして、またどういう対応をしていかなければならないかということをしるんなところとの協議を進めていきたいと。

それから、切れ目のない、そして情報の共有をしっかりとやっていくということが求められると思います。そして今度の機構改革の中においても、特に福祉子ども課の中で今度お願い、皆様方にもするわけですが、そこの中での相談支援、支援体制の整備強化を図ってまいりたいと。それから、何と云っても、あとは対応する職員の研修、やはり中身をしっかりと把握しなければ対応ができないわけですので、これは全職員に障がい者の差別解消法というのはどういうものか、やはりそのことの実態をしっかりとわかってもらうと。そしてこのことは、地域の皆さん方にもご理解、そしてご協力体制、整備をしっかりと取り組んでいきたいと。これが差別解消法の今後の私どもの取り組みとして実現をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まずやはりそういうふうな意識を持っていただくということが第一だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで先日茨城県の教育委員が障がいのある子どもの出産を防げるものなら防いだほうがいいという発言をしたそうです。教育にかかわる者が障がいに対して差別するような言動をとれば、ますます健常者と障がい者は離れていくことになります。障がい児の子育ては、肉体的にも精神的にも大変です。でも、どんなに大変でもこの子が生まれてこなければよかったと思う親はいないでしょう。そして子どもの笑顔を見ること、子どもの命があるだけで幸せなのです。一日一日必死に生きている親がいることを理解すること、これが差別解消の一步になることをぜひ知っていただきたいと思います。

これに関して何かご見解があればお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問、そしてまたいろいろ事例に対しまし

ても本当に心が痛む発言だったなというふうには思いますが、まさしく子どもは発達段階においてさまざまな特徴があらわれます。そのことを大事にというか、特徴を発達段階の特徴を理解し合うことが大事だと思いますので、福祉子ども課に期待というか、その思いを持った組織改革がなされていくということが込められているということと、やはりそういう子どもたちの特徴を理解する場が必要だと思いますので、私どものところでもこれから1月、2月にかけて子どもの発達の特徴を学ぶ場、そしてまた町がこの障がいをお持ちの方の特徴を学ぶ場ということで啓発事業に努めた研修の場を設定していきますので、今後ともまちづくり、障がいをお持ちの方にやさしいまちづくりに努めてまいりますので、ご協力をいただき、ご指導いただきながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分とします。

午前11時11分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一と申します。

それでは最初に、矢巾町中小企業振興基本条例の設定につきまして1問目の質問をさせていただきます。地域経済を底支えしてきた公共投資も財政悪化でこれまでの水準は維持できず、地方を成長させてきた大手企業の支店、営業所などの経済効果は、流通改革で撤退や規模縮小で低迷し、今ようやく注目され始めているのが地域中小企業であります。基礎自治体は、急激な少子化、高齢化の進行に伴い、財政収入の激減期を迎えようとしており、町の財政悪化は、急速に現実味を増しつつあります。今地域企業の新事業創出、振興が重要であり、自治体が財政経済の破綻を回避し、10年、20年先を見据えた産業振興が必要となっております、

このような地域経済の現状を踏まえた新しい条例づくりが求められております。

中小企業は、町内の大多数を占め、地域の経済と雇用を支えるとともに、地域に根差した活動を通じてまちづくりに貢献し、本町の発展と町民生活の向上をもたらしてきました。条例設定に取り組むことは、地域とともに歩む企業の実践であり、町民の雇用を支える中小企業の振興、産業の振興を行政運営の柱とし、地域経済の活性化に取り組む町の姿勢を広く示すもので、基本理念、施策の基本方針、町の責務、中小企業者との努力、町民の理解、協力などを定めるものであります。

特にも本町は、平成28年度から始まる第7次総合計画について議案として提出されておりますが、基本構想のまちづくりの主要課題として緊急医療や物流面、観光交流面での効果が期待され、新たな業者が町内へ進出しやすい環境づくりと操業支援をより一層進めることが必要としております。

以上のように自立的で個性的な地域社会を形成するために中小企業の振興に関する取り組みを総合的に推進するべき矢巾町中小企業振興基本条例が必要と考えますが、町長に条例の制定の必要性についての考えをお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の矢巾町中小企業振興基本条例制定についてのご質問にお答えいたします。

中小企業振興基本条例につきましては、県内の状況を見ますと、一関市が平成19年10月1日に、岩手県が平成27年4月1日施行の条例を制定しております。本町においては、趣旨とほぼ同じ内容である中小企業が地域経済に果たす役割の重要性に鑑み、商工業の振興に関する基本的事項を定めた矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例を平成23年2月に制定し、中小企業振興の基本的な理念や商工団体の役割を明らかにするとともに、第6次矢巾町総合計画及び第7次矢巾町総合計画においても中小企業のニーズに対応した具体的で実効性のある施策により商業、工業の発展を目指し、中小企業の振興に取り組んでおるところであります。このことから現在のところ新たな条例を制定する考えはないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 中小企業振興基本条例は、平成22年6月18日に閣議決定されました。

町の産業ビジョンや施策実施の根幹となる理念と基本方針を指し示すのが中小企業振興基本条例であります。条例設定により、中小企業の振興を促し、地域経済を発展させ、住民たちの生活が豊かで安心して暮らせるようになるため、また仕事づくり、地域づくりのために重要な活動指針でもあります。条例設定に当たっては、行政や企業の姿勢と役割を明らかにし、当町の今後の未来を展望し、エネルギー問題も地域の喫緊の課題として中核に据えて議論することとなります。

その内容は、地域で消費しているエネルギーの全般を徹底的に見直し、省エネと再生可能エネルギーを進め、徹底した省エネは単なる節約でなく、町内企業に新たな仕事を生み出し、人口減少、少子高齢化社会に向き合う地域に新たな雇用を創出することや再生可能エネルギーに取り組むことは、町民がエネルギーに係るコストを減らし、貨幣が循環する社会を実現し、経済効果などを高めることなどを盛り込むものであります。

議案として提出されております第7次矢巾町総合計画基本構想、第3節の推進の中に矢巾スマートインターチェンジが平成30年3月に供用開始予定となっており、緊急医療、物流面、観光交流面での効果が期待され、こうした状況を踏まえ、新たな事業者が町内へ進出しやすい環境づくりと操業支援をより一層進めることが重要であり、また通勤勤労者への支援の充実では、地元就労の場の確保を図り、ともに企業間連携による産業振興や農商工連携及び新たな産業分の創出による雇用機会の拡大に努めるとあります。

本町に位置する企業などへの安定的かつ適切な就労に向け、若年層への就労支援を強化するとしておりますが、このような施策を盛り込んで行政や企業の姿勢と役割を明らかにするのが中小企業振興基本条例であるわけでありまして、条例は、町長や担当者がかかわっても引き継がれる理念となります。ご答弁にありました矢巾町商工業等による地域活性化に関する条例、第7次矢巾町総合計画において明記され、中小企業の振興に取り組んでおり、新たな条例の設定は考えていないということではありますが、それでは質問をさせていただきます。

中小企業に対する基本理念、施策の基本方針、町の責務、中小企業者等の努力、町民の理解と協力などの内容は、行政の姿勢として明確となっておりますでしょうか。

2点目、企業誘致、起業等の役割は明確になっておりますでしょうか、2点を質問させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、議員さんのおっしゃるとおり中小企業の重要性、地域

の商工業者の重要性というのは、議員さんおっしゃるとおり地域に根差した経済活動、取引、そういったものが波及効果を見まして、経済を回している。また、地元の雇用機会の創出や雇用の維持、それから法人税とか固定資産税、そういったもので地域にまた恩恵を与えているということで非常に中小企業の果たす役割というふうなものは大きいと考えております。

しかし、現在は、先ほどこれも議員さんのほうでお話ありましたが、人口減少、少子高齢化、それから就業者の減少、流出、それから大規模店の進出、それから市場規模の原則とか、市場ニーズの多様化、インターネット等の取引の拡大、そういったものによって中小企業は疲弊しているということも重々理解しておりまして、そういったことがありまして、中小企業の振興基本条例、こういったものを定めるということになったというふうに考えております。

これにつきましては、矢巾町においては、矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例、こういったものをつくりまして、これは内容的には中小企業振興基本条例、これと類似したものでございまして、このことにつきましては、岩手県の商工会連合会、こちらのほうの調査でも全国で今同等の条例が178市町村でつくっておられるということですのでけれども、こちらのほうに矢巾町もカウントされております。そういったことで同等というふうに考えておりますが、その中身といたしまして、基本理念、ご質問の基本理念につきましては、矢巾町でも4点ほどについて明記しております。中小企業と大規模店が共存するという事であるとか、地域資源を生かす、それからそれぞれの事業者、商工団体、町がそれぞれの立場で創意工夫、自助努力をするとか、そういったものを基本理念としておりますし、それぞれの町の責務、中小企業者等の責務、町民の理解、そういったものにつきましても、中小企業者につきましても、先ほども申し上げましたが、自主的、自発的に努力をして事業を発展させていくであるとか、商工団体につきましても、消費者の利便性や事業者への支援、そして町と協働で事業を進めるといったようなことも明記しております。また、町につきましても商工業の振興につきまして総合的な施策を実施しているといったようなことも明記されております。

また、町民につきましても、そのことを理解して協力していくことが地域に恩恵をもたらすといったようなことも明記しておりますので、これにつきましては、同等のものとして明確にされているものと理解しております。

それから、2点目の企業誘致、企業等の役割が明確になっているかということでございませぬけれども、こちらについては、条例の中にはうたってはおりませんが、従来から総合計画

や予算編成、そういった中の方針の中でもこちらについては企業誘致活動を行っておりますし、新たな起業につきましても広域で取り組んでおります。また、第7次の中では、町としても商工会とともに新たな事業を起こすということも支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、矢巾町における省エネの推進につきまして2問目の質問をさせていただきます。

我が国の国民生活の発展や経済成長には、当たり前のように電気が手に入る環境が整備されてきたことが大きく寄与しております。この当たり前の環境を地域独占と大規模な投資に対する改修の保証により電力の確保と各地域の安定的な電気の供給がなされてまいりました。東日本大震災は、この長年にわたる電力の供給、持続性について大きな教訓をもたらしました。他のエネルギーに比べて圧倒的なエネルギー効率を誇り、エネルギーの自立コスト、温室効果ガス低減効果など、あらゆる角度から最もすぐれていると考えられておりました原子力発電への信頼が根底から揺らぎ、電源の確保を抜本的に見直さなければならないこと。そして原子力を中心とする大規模電源のリスクが発生する中で、これまでのように地域割の一貫体制が本当に国民の利益にふさわしいかどうかの課題解決の一つとして、原子力発電への依存度を極力低減させ、省エネルギー、節電対策を抜本的に強化し、不安定性が強い化石燃料を低減させながら再生可能エネルギーの開発導入を加速させることが求められており、大規模発電へのリスクの回避のためには、エネルギーの大規模集中型から自立分散型による確保への対応が必要であるとの結論から電力システム改革がスタートすることになりました。

改革の第一弾は、供給サイドの改革で、発電には再生可能エネルギーやコジェネレーションや他業種の参入など、発電の全面自由化で料金規制の撤廃が行われます。これにより多様な電源、担い手が電力市場を支えることとなります。

第2段階は、需用サイド、小売分野の改革で小売の全面自由化で各家庭では、電力供給者や料金メニューを自由に選択できることとなります。また、節電も電力選択の一つであります。



第3段階は、平成32年に配電、送電の分離の改革で全ての自由化、地域、コミュニティ、企業が自由に電力をつくり、創造し、自由に電力を流せることとなります。このように電力システムの改革が行われますが、本町においてもさきの大震災津波を機に平成24年新エネルギービジョンが改正され、自然環境、社会醸成などの地域特性と地域の持つ資源を最大限に活用した新エネルギーの導入推進について平成32年度を最終目標年度として取り組むとしております。重点推進プロジェクトともに発電資源は少ない現在の本町においては、今後の技術開発動向に合わせ調整を行い、準備が整い次第実施する計画と結んでおります。

現に太陽光発電につきましては、窓ガラスや壁面を有機薄膜太陽電池にする技術開発が既に終わって、窓ガラスや壁面での発電がもうすぐ実用化されようとしております。さきに説明の電力システム改革や技術革新が進行しても現在の各家庭における電気の使用形態では、発電されたエネルギーが大変無駄になっている部分があります。電力需給のアンバランスであります。消費者がどんなに電気を使っても、その需要を満たせるように発電設備を十分用意して、常に最大ピーク需要に応じた設備を有しております。その時期、時間帯の最大ピーク需要に合わせ電力会社が需要を予測して電力供給をしておりますので、国内ではほとんど停電することがないのはそのためであります。熱帯夜やゴールデン時間帯のピーク需要に合わせた発電設備を備えて最大ピーク時に合わせた発電をしておりますが、この設備は、平常時は稼働しておりません。ピーク時の電源を下げることができ、安定的に電気を供給できれば設備は縮小できます。要するに原子力発電の依存度を低減させることができるわけがあります。このピーク需要の電力を効率的に節電し、使用することが重要な省エネ対策の課題として取り上げられております。

この課題解決としてリアルタイムによる供給と需要のバランスによる効率的な使用ができることを目的としたエネルギー政策が平成26年4月11日に閣議決定され、今後全世帯を対象にスマートメーターとHEMSの導入が始まります。本格的導入を前に実証実験が全国4エリア、6地域、1万4,000世帯をつないで現在国内最大級の電力ビックデータの実証事業がスタートしております。東北では、会津地域が参画しております。今後のエネルギーの政策の動きとして平成28年からスマートメーターの本格的な設置を開始し、平成32年に完了、平成42年までにHEMSを全世帯に設置の計画であります。

電気使用料を30分ごとに把握できます。機器の使用度や時間帯の使用料金の把握もできます。各機器をスマホなどからコントロールを行うこともできます。各家庭で電気の見える化で電気の使用状況を簡単に把握できるため、それぞれのライフスタイルに合わせ、無理なく

省エネ、節電ができます。I Tを活用した使用電力を最小に抑え、各家庭で効率よく使用し、電気消費の減少につなげることで節電ができる電気の見える化を調査、研究の上、スマートメーターとH E M Sの取り組みについて町内全域での導入に向け、他に先駆けて準備をと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町内における省エネの推進についてのご質問にお答えをいたします。

スマートメーターは、通信機能を持つ検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計で電力会社が今後全世帯の設置を目指していくものであります。また、家庭エネルギー管理システムである、このH E M S、ホーム・エネルギー・マネジメント・システムの略称なわけですが、家庭内でのエネルギーの消費状況の把握、システムに対応した家電のネットワークでの制御を可能とする機器でスマートメーターとの連携により、エネルギーの見える化、電力消費の効率化、最適化を図ることが可能となります。

電気の見える化につきましては、国のグリーン政策大綱で2030年までに全ての住まいにH E M Sを設置することを目指す構想があり、今後スマートメーター及びH E M Sの普及によるエネルギー需要の総合的管理が進むものと考えられます。一方、H E M S設備の導入に係る補助制度につきましては、国では委託法人を通じた補助を平成23年度及び平成25年度に実施しておりますが、現在補助制度は終了しております。本町におきましては、新エネルギー導入補助として一般家庭における太陽光発電設備導入に係る経費を助成しておりますが、今後エネルギーの見える化をして、集中コントロールすることで省エネに大きく資するH E M Sについても、その設置補助等の必要性について国の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） このH E M Sとスマートメーターであります。まず家庭での電気の使用料が時間ごと、曜日ごと、部屋ごと、コンセントごととも言います。に専用モニターでテーブルの上とかに置いてアニメやグラフで表示されますので、家族みんなが節電意識が芽生えます。節電のポイントは、電気がどのように使われているかを知ることですが、このシステムでは、まず無駄が見つかります。無駄の少ない暮らしに気がつきます。無理せず電

気使用料で生活の変化がわかるので、意識することなく省エネができていることがわかります。電力が一定以上使われた場合は、指定したメールアドレスにメールが届きます。お子様が帰ってきた、こういうような確認もできます。それから、水道料の把握もできます。これは、一部パルスの発信機をつけなければなりません、一定、24時間くらい使っていないということがわかった、例えば高齢者世帯なんかでは、何かあったのかなということですぐ駆けつけることもできます。あるいは遠くに住んでいる方は、メールなどにも届きます。

もっとすごいことは、さきの質問にもありましたけれども、ピーク時の需要を抑えることができれば、発電設備の削減につながることでありますが、エリア内のピーク需要、熱帯夜であるとか、ゴールデン時間帯のピーク需要の平均を下回った家庭は、その部分の節電したその下回った部分を発電したとみなして売電することになります。それが収入になります。このルールづくりを節電取引市場として2017年にそのルールづくりに、創設するとしております。

この実証実験によりますと、前年に比較しまして、ほとんどもともと電気を使っていない方、家庭では、余り節電をする要素がないわけですが、大体3%ぐらいになります。それで平均すると、最大の人はずっとわかりませんが、平均で11%の節約になっております。

それから、導入されていない方にこのようなシステムの説明をされましたアンケートによりますと、大体電気代が5%ぐらい安くなれば、10%ぐらいの方は導入したい。それから、電気代が10%ぐらい安くなったら30から40%の方がシステムを導入したいというアンケート結果が既に出しております。

省エネは、単なる節約ではなく、中小企業に新たな仕事を生み出し、人口減少、少子高齢化に向き合う、地域に新たな雇用を創出するわけですが、また再生可能エネルギーに取り組むことは、町民がエネルギーにかかわるコストを減らして地域内での消費につながり、経済効果をもたらすと考えられております。本日の日経新聞の企業全面広告にも掲載されておりますが、来年の4月からの電力自由化についてスマートメーターとHEMSの運営は当社にお任せくださいとあります。この全面広告であります。とありますように各社が電力自由化のビジネスに力を入れようとし始めました。そこで質問させていただきます。関連しておりますので、3問再質問、まとめてさせていただきます。

1点目であります。役場内にこのスマートメーターとHEMSについて相談できる場所を設けることについてはどうか質問します。スマートメーター、HEMSの相談窓口やモニタ

一に協力できる家庭や職場が必要と考えます。モニターに協力できる方を募集し、窓口対応と連携してはどうか。見学できる体制をつくることでありますが、これが1点目の再質問であります。

それから、2点目であります。矢巾町の出前講座に新エネルギービジョンの環境教育の充実にあります講座に電気の見える化、スマートメーター、HEMSを設定してはいかがでしょうか。

3点目であります。導入の設置補助金制度を設けてはどうでしょうか。予算の関係もあると思いますが、太陽光発電もしくはHEMSを含めての補助金の制度にしてはいかがでしょうか。

以上、3点の再質問でございます。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目についてでございますが、HEMSにつきましては、先ほど来お話にあるとおり、国では2030年度までに全世帯に導入をしたいというふうなことで推進をしておる状況でございます。その普及はこれから本格化していくものと思っております。ただ、町民のほとんどの方は、そのHEMSについて余りご存じではないというのが実態であるというふうに思っております。そういうことから、我々住民課の環境係におきましてHEMSについては何かということにつきまして、その概要をまず中心にご説明するような体制、窓口を整えていきたいなというふうに考えておりますし、また情報発信も当然必要だと思っておりますので、そちらのほうもやっていきたいなというふうに思います。

また、モニターの募集による見学体制についてでございますけれども、現在各住宅メーカーでもHEMSを装着したモデルハウスの展示等をしておりますことから、先ほど申し上げました相談体制の中でそのような展示があるということをご紹介して電気の見える化あるいは省エネについて情報提供をしてみたいなというふうに考えております。

2点目の出前講座につきましては、スマートメーター、HEMSの普及については、これはもう国策でございますので、今後の普及啓発のために概要等の説明につきましては、出前講座の内容、メニューにぜひ加えて、先ほども言いましたけれども、町民に対して普及啓発を図ってみたいというふうに考えてございます。

3点目の設備補助金の設置につきましてはどうかということでございますけれども、いろいろ調べてみたのですが、まだHEMSはまだ導入段階、実証試験段階が終わるような状況

でございます、全国的にもまだそのような助成しているような自治体の例も少ないこともあります。そういう現状もありますので、他自治体の動向あるいは国の動向等を見ながら今後先進事例を研究しながら検討を重ねてまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 今の3点につきましては、理解しました。再度再質問であります。新エネルギービジョンの策定をされておるわけでありますが、その後のフォローはどうなっておりますでしょうか。新エネルギービジョンの活動の中で明記しております省エネルギー活動の推進とあるのです。新エネルギービジョンの中に、私が質問したような内容、このような内容は検討されましたでしょうか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 新エネルギービジョンの省エネルギー活動推進の項目の中に施策別実施計画がありまして、それは3点ございます。その中で省エネルギー機器に関する情報収集、提供というのがうたわれておりまして、今回の村松議員のスマートメーター及びHEMSによる電気の見える化及び省エネにつきまして、この時点ではまだHEMSが本格的に知名度もなかった状態で、このビジョンを作成した段階ではなかった状態でございますので、そのビジョンには載っておりませんが、今後当然省エネ施策として最もこれは有効な施策と考えてございますので、ビジョンのフォローということで今後これを検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、村松信一議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

次に、4番、高橋安子議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 高橋安子議員 登壇）

○4番（高橋安子議員） 議席番号4番、町民の会、高橋安子と申します。

最初に男女共同参画社会への取り組みについて質問させていただきます。少子高齢化の進展、国内経済活動成熟化等社会情勢の急速な変化に対応していく上で男女が互いにその人格を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されました。高橋町長は、女性と若者が輝く町にならなければ矢巾町の発展はないということをよくおっしゃっておられます。それを踏まえて次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、本町において男女共同参画の取り組みとして具体的にどのようなことを実施しているのかお伺いいたします。

2点目は、男女ともに仕事と家庭の両立できる働き方の実現を目指し、平成21年に育児介護法が制定され、さらに24年の改正育児介護休暇法では、どの職場においても男性も育児、介護休暇を取得できるようになりました。さらに次期国会に提出される改正案では、パートや派遣などの非正規労働の女性が出産後も働けるよう改正する方針とのことです。しかしながら、育児休暇について、平成26年度の全国調査で男性の取得率は2.3%と低いレベルにとどまっております。そこで当町職員の育児、介護休暇の取得状況についてお伺いします。

3点目は、ある研究によると父親が子育てに積極的にかかわることで子どもの精神的発達に重要な役割を果たしているという結果が出ております。就労者が仕事と子育てのバランスのとれた働き方が選択できる雇用環境づくりをするためには、官民一体となって取り組むことが重要と考えます。このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、高橋安子議員の男女共同参画社会への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の本町における取り組みについてですが、男女共同参画に対する意識改革の推進として、岩手県男女共同参画センターが開催しております男女共同参画サポーター養成講座に今年度の参加者を含め当町から15名が受講し、サポーターとして認定をされております。認

定を受けたサポーターは、公開講座で活動事例を発表するなど、おのおのの立場で普及活動に取り組んでおります。

また、農林業の経営を家族で取り組み、男女の共同参画を目的に家族経営協定を推進しているほか、女性の子育てへの負担軽減のため延長保育を町内全ての保育園等で実施しております。

矢巾町役場における管理職等の登用状況については、16人中、女性の占める割合は25%と4人に1人となっております。また、審議会等の女性の登用率及び町議会議員の女性議員の割合もともに増加傾向にあります。

2点目の職員の育児、介護休暇取得状況についてですが、今年度新たに育児休業を取得した職員は4名で、その全てが女性職員であります。これまでもほとんどの女性職員が産後休暇を取得した後に育児休業を取得しております。なお、現在までに介護休暇の取得については、実績がないところであります。

なお、育児や介護といった家庭をサポートするために取得する休暇制度については、職員に周知をすることは当然ながら職員相互が休暇を取得しやすい職場となるように環境づくりに努めてまいります。

3点目の今後の取り組みについてですが、平成28年3月に策定を予定しております新男女共同参画プランに基づき岩手県男女共同参画サポーターにつきましては、今後もサポーターの普及により意識改革を進め、さらなる養成の促進に取り組むとともに、広域で開催されております事業について広報紙等で情報提供を行うなど、積極的に取り組んでまいります。

また、矢巾町男女共同参画推進懇話会を開催し、委員からの意見を取り入れながら社会のあらゆる分野における女性の占める割合の向上や女性活躍推進法の成立に伴い、女性の採用、登用等について積極的に取り組むとともに、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を行うと国の政策にのっとり当町としても取り組みを進めてまいります。女性が社会においても、家庭においても幸せを感じることでできる地域社会を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ありがとうございます。男女共同参画サポーター、現在15名とのことですが、第7次総合計画では、31年度の目標を20名とあります。本サポーターに

ついてお伺いいたします。

サポーターの認定を受けているのは、女性のみでしょうか。また、年齢層はどうなっているのか。また、主にどのような活動をしているのかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず15名の構成の内容でございますけれども、15名のうち男性が3名、残り12名は女性ということでございます。

それから、年齢層につきましては、特に年齢的な区分等押さえているものはございませんけれども、40代、50代、30代もございますけれども、そこら辺の構成の状況になっているところでございます。

それから、サポーターの任務、役割活動の状況等につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、まず各市町村、先ほど町長答弁でも申しました男女共同参画推進プラン、こちらの関係の計画づくりをはじめ参画推進のほうにご協力活動をいただいていることがまず大きいところでございますし、それから地域での自主的な取り組みということでサポーター自身、所属している組織等での活動。具体的に申しますと、各それぞれ入っている女性の会とか、いろいろ会がございますけれども、そちらでの意識づけと申しますか、啓蒙を含めましての活動を行っていただいているところでございます。

それから、岩手県の男女共同参画センターが主催いたします運営ボランティアとしてそれぞれ都合のつく方、参加いただいて、ボランティア活動を行っていただいているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ありがとうございます。30代、40代、50代の方々に女性が12名、男性が3名ということでございますけれども、若い世代のときからこういうサポーターという意識が必要だと思います。できれば20代あるいは10代の後半のころからこういうサポーターとして研修も受けるのもよいのではないかと思いますので、これからは検討する機会があれば、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一つは、以前は女性だけの男女共同参画ということで会議が招集されましたけれども、男性が入っているということはすごくすばらしいことだと思って今お答えをお聞



きました。

次に、本町で家族経営協定は、現在どのくらいの家族が結んでいるかお伺いしたいと思います。また、協定を結ぶことによって家族内での好事例がありましたならばお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

26年度末になるわけでございますけれども、締結の組数につきましては、51組が締結されておりまして、それで人数的には156人なのですが、再度契約の内容もよく、向上させるということもありまして、実人数で140人ほどになっております。それでこの効果でございますが、まず認定農業者の方が主になっているわけございまして、構成はご夫婦、そしてまた息子さんなり、そのお嫁さんということで世代も2世代までもまたがって経営している部分がまずございます。主たる部分につきましては、労働時間を分散しながら農業を24時間体制ではなくして、きちんと業として明確にしておるところでございます。とかく農家の部分につきましては、労働がきついということがありますけれども、それをきちんと休日を取りながら、時間も8時間労働的な形でそのようにしている部分でございます。

そして特にもその部分につきましては、どうしても今それぞれ仕事を持っていますから、旦那さんの部分を、ちょっとこの話自体が不適切かもしれませんが、男性のほうもきちんと役割分担をしておりますから、まさに協働の形の中で経営が成り立っておるということで聞いておりましたし、現にやっておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 今のお答え、大変すばらしいと思います。本当にそういうふうになってほしいなと思いますし、ただ26年度までで51組ということなのですけれども、今後も若者とか、お嫁さんが少ないのは、労働時間が長いということと休暇がないということで農家はすごく人気がない、今までずっとそういう状態が続いておりますので、今後もこれを進めさせていただきながら見直しをかけていただければと思います。

次に、今後本町ではどういうふうに変革していくのか。また、社会全体に浸透させるためには、どのような施策をとるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず今後の取り組み内容状況でございます。今後につきましては、今現在新男女共同参画プラン、いわゆる10年スパン計画でございますけれども、これが27年度で終了いたします。こちらの部分につきまして先ほど答弁申しました男女共同参画推進懇話会10名の外部員でございますけれども、協議を進めてございまして、3月までには策定を予定してございます。その中に内容といたしましては、それぞれ男女共同参画を推進する上での実施計画目標、こちらを盛り込みまして計画とするものでございますけれども、この計画の部分につきましては、外部と申しますか、でき上がる前にはこの意見、いわゆる公募意見という形の中でいただくことも検討してございますので、そこらをあわせて計画書のほう計画プランをつくらせていただきたいというのがまず一つ。

それから、その中にも盛り込んでございますし、議員さんご指摘ございましたいろいろ男女共同参画を推進する上で、いわゆる簡単に言えば、男女同じ土俵の中での推進という形になってくれば、どうしても子育て関係、こちら辺に占める比重と、それからこれもお話してございました会社、事業所での位置づけと申しますか、子育て部分、かなり無給の部分というのが出てきますので、こちら辺の部分の中で子育て環境と所得関係、こちら辺の改善といえば、ちょっと大げさになりますけれども、こちら辺、国の施策を含めまして対応していかなければ、なかなか男女共同、平等とは言っていないけれども、そういう事業が絵に描いた餅になる可能性がございますので、こちら辺につきましては、国の対策等を含めまして対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ありがとうございます。公募ということをお聞きして安心しました。こういう団体の会議があるというのと、ともすれば各団体の長が出席するというのが今まで多かったように思います。公募という形で地域だけではなくて、各中小企業等にも声をかけていただいて、ぜひ募集していただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、出産育児のことについて、育児休暇のことについてお伺いいたします。出産育児あるいは介護のためにやむなく退職するという女性が多いとの結果が全国的にまだまだ多いようです。育児、介護に男性がかかわることでやりがいのある仕事を継続することができます。職員がこのような休暇をとるということは、まだまだとりにくい環境であるとは思いますが、

全国に先駆けて本町職員が率先して取得することで町内企業等にも広めていただくと同時に、女性にやさしい町、女性、若者が安心して生活できる矢巾町としての全国に配信してはいかがでしょうか。当局のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まさに高橋委員おっしゃるとおり推進方向とすれば、町みずから率先してということで全国に先駆けてではないのですけれども、この取り組みのアピールという形の部分でございませぬけれども、町長答弁にも申し上げましたけれども、介護関係につきましては、現在のところ女性、男性含めまして、これはゼロと、いわゆる取得ゼロというふうな状況でございませぬ。これは、なかなか職場環境ばかりがどうかと言われれば、まずそのとおりな仕事の部署部署のところでは当然あるわけですので、そこら辺今後周知等は努めているわけですが、この法律というのは、男性の取得を推進する上でできた法律と。女性のみならずそこら辺は認識しておりますので、今後町としても、いずれとりやすい、なかなか細かいことはあれですが、とりやすい環境づくり、ここら辺に努めるなり、周知をまず徹底していきたいと、こういうことでまずなかなか全国なり、県内に先駆けて誇れる取り組みの部分、非常に難しいところがありますので、そこら辺についてはご理解のほう賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○4番（高橋安子議員） 次に、花いっぱい運動実施についてお伺いいたします。

来年平成28年度は、いよいよ第73回いわて国体が開催されます。これを踏まえ次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、当町では毎年美しいまちづくりの一環として地域に花があふれる花いっぱい運動を実施し、各行政区、子ども会や老人クラブなどが中心になり、花植えを実施しております。この運動に参加する行政区は、例年各行政区での参加率はどのようになっているかお伺いいたします。

2点目は、国体が開催される来年度、新たにどこか花植えを予定している箇所があるかどうかお伺いいたします。

3点目は、県道不動盛岡線の道路両側に花壇が設置してありますが、草刈り作業は例年2

回ほどしかなく、草畑になっております。当町のイメージダウンともなっていると思います。国体で全国から多数の選手や役員、応援団が訪れるこの機会に当局において県と交渉し、花壇として活用することができないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 花いっぱい運動実施についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の運動に参加行政区の参加率についてはでございますが、今年度は37自治会、63団体に参加をいただき実施したところであり、町内の全自治会に対する参加率は、およそ90%となっております。

2点目の国体への取り組みとして予定しております箇所についてですが、希望郷いわて国体、希望郷いわて大会開催に向け、今年度の花いっぱい運動につきましては、希望郷いわて歓迎の花の中からマリーゴールド、サルビアを国体等歓迎する看板とあわせ実施団体に配布したほか、矢幅駅西口におきましてもボランティア団体のご協力をいただき、花壇を整備したところでもあります。今回花の苗を配布した花壇につきましては、希望郷いわて国体、希望郷いわて大会実行委員会事務局へおもてなし花壇として登録し、町内から3団体がおもてなし花壇百選に選出されたところでもあります。来年度も実施団体のご協力をいただき、今年度と同様に取り組みを実施したいと考えているほか、会場となる町総合体育館及びかっこうグラウンドには、プランター花壇などの設置について、民間団体にご協力をいただけないか協議をしておるところであります。このような取り組みを通じて全国各地から訪れる選手、役員の皆様の歓迎とあわせ、大震災からの復旧、復興に対し、多くのご支援をいただいていることへの感謝の気持ちを表したいと考えております。

3点目の県道不動盛岡線の花壇活用はでき得ないかについてですが、道路管理者である県が主体となり、国体等の開催に合わせ花壇を整備する予定はないとのことから、自治会等において花壇を有効活用することについて何ら支障がないとのことであり、実施団体から希望があった際には、道路管理者と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 花いっぱい運動対象となる花、マリーゴールドとサルビアとのことでございますが、季節的な理由もあるとは思いますが、花の種類はふやせないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

県が国体の花と推奨しているものにつきましては、10種類以上あるわけですが、やはりある程度春先に花いっぱい運動、5月に始まりますので、ある程度の期間もつようなものというふうな観点から、今の2種類を選定しているところでございます。それをふやすということに、ふやせないかということですが、ふやせないことはないとは思いますが、それぞれのそれこそいろんな種類を植えることによってきれいさはありますけれども、やはりその中で枯れてしまうものもあつたりすると、かえって醜いといいますか、そういう部分もありますので、今のところはそういうふうな2種類でお願いしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 県のほうの推薦ということでマリーゴールド、サルビアということなのですけれども、矢巾町の独自に何か違う花も1種類ぐらいあってもいいのかなと思うのですけれども、例えば町の花であればヤマユリなのですけれども、それはちょっと無理だと思います。そしたならば、ヒマワリが今矢巾町の花としてネットなんかで配信されておりますので、ヒマワリでもくるぶし丈ぐらいの小さい花もございますので、もしできればそちらのほうもご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、県道の花壇活用についてお伺いいたします。希望郷いわて国体年度だけでも地域団体や小・中学校の児童・生徒の協力も得て整備し、県内外からの方々におもてなしすることはできないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 県道不動和賀線の道路の花壇活用ということでございますが、お願いして活用できないことは、県としてはご相談があればいいですよという話ですので、それぞれ検討はさせていただきますが、ただ今、あの道路、非常に交通量が多くて、それぞれ各自治会あるいは子どもさん等々が作業するには、非常に危険性が伴うのではないかなというような危惧もしております。それぞれただあそこはある程度矢巾町に来るメイン道路でもございますので、それぞれちょっとだけ検討はさせていただきたいと思っておりますが、やはり危険を伴うような作業というのは、なかなかちょっと難しい部分もあるのかなというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） ぜひ検討していただきたいと思います。確かに交通量が多くて大変なのですけれども、草がぼうぼうになると、向こう側が見えないくらい大変なときもございますので、ぜひ前向きに少しだけでなく、大きく検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、花いっぱい運動の関係ですけれども、テレビでも紹介されておりましたが、奥州市では、オープンガーデンとして補助金を出して、自分の庭に花を植えて、誰にでも見せる取り組みをしている状況があります。矢巾町全体で取り組める、やってみたいと思う気持ちを後押しするように施策はないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 花いっぱい運動に関連しましたオープンガーデンということでございますが、今のところはっきり言って、そういう部分については考えておらないところでございます。

ただやはり町内でそういうふうにある程度趣味の中からそういうふうなきれいな花壇を設置して、それぞれ皆さんにお見せするというような部分の方々がいるのであれば、それぞれお話し合いをしてみたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で4番、高橋安子議員の質問を終わります。

次に、2番、水本淳一議員。

第1問目の質問を許します。

（2番 水本淳一議員 登壇）

○2番（水本淳一議員） 議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、最初の質問をいたします。最初は、いわて国体における矢巾町観光PRについてでございます。国体等の試合などがあると、よく応援に出かけ、その際、観光情報紙を頼りに近くの観光地も回ってみるわけですが、ことしのわかやま国体では、応援の後情報紙の説明に突端には日ノ御碕燈台が立ち、360度の展望が素晴らしいと記載されている日御碕にも

上ってみることにしました。ところが、そこには廃虚となった観光施設が残っているだけで、すばらしいはずの360度の展望も成長した立木が邪魔をしてよく見ることができない状態でした。

そこで地元矢巾町周辺はどのように紹介されているのか、こちらの情報紙を確認してみたところですが、お隣の紫波フルーツパークやフランス温泉館などは大きく紹介されているのに矢巾町については、矢巾温泉の名が地図上に小さく載っているだけでした。また、この11月中ごろでしたけれども、スマートフォンにマース矢巾パストラルバーデンに行ってみてはどうかの誘いのドコモからのメールが建物、風景の写真とともに届いていました。ちょっとその文章を紹介してみたいと思います。「のどかな田園地帯にある日帰り入浴施設で矢巾町第三セクターが運営、天然温泉とサウナ、東北最大級のラドン温浴施設を完備している。温泉は、南昌山の大地からわき出る矢巾温泉、煙山の湯を引いている。単純性の弱アルカリ性の湯で東北では有数のラドン含有量を誇る。男性は和風大風呂、煙山ダムを眺めながらの露店風呂、東屋風のひのき風呂、女性は噴水大風呂、露店風呂、電気による振動で刺激する噴水エレキバスを備えている。レストランでは郷土料理のひつつみ定食が楽しめる。」このようにすばらしい紹介がされているのに、いまだに休館になっているのは、非常に残念でなりません。来年初めには、冬季いわて国体が、そして秋には矢巾町でもラジオ体操、スポーツチャンバラのデモンストレーションが行われ、多くの国体関係者が集まるわけですが、そこで2点についてお伺いします。

1点目は、観光を含め国体に向けた矢巾町のPRはどのようにしていくのか。

2点目は、秋の国体開催までにパストラルバーデンの営業再開ができないのか。

以上、ご説明をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、水本淳一議員のいわて国体における矢巾町観光PRについてのご質問にお答えいたします。

1点目の観光を含め国体に向けた矢巾町のPRをどのようにしていくかではありますが、矢巾町では、デモンストレーション競技としてラジオ体操とスポーツチャンバラが開催されることになっており、当町を多くの方々が訪れるものと予想しております。競技者を含め観光客の誘客にも力を入れ、事前PRを行いながらそれぞれの競技開催に合わせ会場周辺での特産品の販売などを通して全国に矢巾町の魅力をPRしてまいりたいと思います。

また、盛岡広域で構成される観光推進協議会などと連携をとりながら国体と合わせたイベントの開催、PRなどを検討していくこととしており、観光客の誘客に努めてまいります。

2点目の国体開催までパストラルバーデンの再開ができないかについてですが、パストラルバーデンは、平成20年3月に飛鳥商事株式会社と売買契約をいたしました。諸般の事情から本年3月をもって営業を休止している状況であります。営業の再開や施設の活用については、機会があるごとにお願ひし、状況を確認しているところではあります。現在のところ再開のめどは立っていないとお伺いをしておるところでございます。国体開催までに営業を再開していただけるよう引き続き要望をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） 何を矢巾町の観光の目玉にしているのか。それから、観光客の誘客について、どのように力を入れていくのか少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、ご質問の冒頭にありましたマースパストラルバーデンのメールの件につきましては、ちょっとこちらのほうでも把握しておりませんでしたので、後ほど確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで来年1月から冬季の大会、国体が始まるわけですが、今町では、なかなかPRということで単独で難しいということもありまして、広域と連携した中でPRを行っていききたいというふうに考えております。県のほうでも盛岡駅総合案内所を設置するというのも聞いておりますので、そちらのほうには、やはりパンフレット等を置きたいと思っておりますし、盛岡駅の滝の広場のところにテレビといいますか、大きなモニターが設置されております。そちらのほうでも各市町村のPRビデオといいますか、そういったものを流せるということですので、そういったところにも情報を流していききたいというふうに思っております。やはり盛岡駅が他県から来る方々の窓口になろうかと思っておりますので、そういったところではまずPRしていききたいというふうに思っております。

それから、広域でいろいろな観光事業を行っておるわけですが、イベントを行っているわけですが、差し当たりは来年の2月にスイーツフェアというのがアピオのほうで毎年行われておりますけれども、そういったところにもやはり他県からもお客さんが見え



ますので、そういったところのPRをしていきたいというふうに今考えておりますし、あとは実際に矢巾のデモンストレーションの競技は10月ということになると思いますが、それまでの間も期間がありますので、いろいろなイベントの中で同じような形でPRをしていくということでございます。

あと今国体のおもてなしメニューというのも矢巾も考えておまして、これは地元の農産物等を使ったものということですが、このお披露目も年が明けてからというふうになるかと思いますが、そのお披露目の席でもやはりそういったPRが必要ではないかなというふうに考えております。

そのほか当日スポーツチャンバラなり、ラジオ体操、そういった部分でも当然体育館の周りでは、矢巾の特産品なりを試食販売等をしてPRしていきたいというふうに思っております。そのほか近隣の選手が泊まる宿泊施設、これは矢巾の泊まる場所ということだけではなくて、他の競技の選手が泊まる場所にもそういったPRの観光パンフレット等を置いてまいりたいというふうに考えております。

そういったところで矢巾町の目玉といいますと、なかなか難しいわけですが、今目玉といいましても大きな観光だけではなくて、徳丹城は大きいかもしれませんが、小さなものでも今まで発見できなかったものが観光の目玉になるということもございまして、スミつけ祭り等もございまして、そういったものも情報発信をしてみたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） 現在配布されています矢巾町観光パンフレットですが、平成25年8月に発生した大雨被害等によって現況と異なる箇所が数カ所出てきたわけですが、国体に向け新しいパンフレットを作成するとか、そういうことはございますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今町で持ち合わせているパンフレットは25年8月9日の災害によって、まだ復旧していない場所もございまして。来年までに南昌山等の登山道は復旧するという予定になっておりますので、そういったところはいいかと思いますが、水辺の里であるとか、マレットゴルフ場、こういったところについては、第7次総合計画の中でということになっておりますが、

来年はパンフレットをつくり直す年ということで考えております。まだ予算編成の時期ですので確約はできませんが、いずれにしてもパンフレットがもう底をついておりますので、つくる際には、そういったところを考慮しながらつくってまいりたいというふうに思っておりますし、これもまだ予定ですけれども、QRコードとか、今スマートフォンを使ってということもございますので、紙ベースだけではなくて、そういった紙ベースのパンフレットにスマホをかざすことによって何かが見えるといったようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） 先ほど徳丹城とかという話が出ましたけれども、私通ってみると、徳丹城の南側のほう、信号ありますけれども、神社に入る、あそこら辺がちょっと町財って大きな看板があって、徳丹城の絵があつたりすると、すごく目につくなと思ったりしていませんけれども、そういう大きな看板をつくる予定とか、そういうのはございませんでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ことしの合併60周年の記念式典のときも国指定史跡の徳丹城、それから南昌山を舞台にした宮沢賢治の童話でございます銀河鉄道の夜、いわゆる観光は、見つけなければならぬ、宝探しをしなければならぬのです。そこでいずれ今度の機構改革の中で観光物産係という1つの係をつくってまいるわけでございますが、先ほど高橋安子議員のご質問にもあったのですが、やはり花いっぱい運動とか、それから今の観光の目玉、これはつくり出していかねばならないのです。そこで今答弁は全く早く言えば木で鼻をかむような答弁で大変恐縮でございました。いずれ観光とか物産は、これはもう私ども矢巾町の産業振興の大きな柱でございますので、今いろいろ質問されておりますこのことについては、前向きに取り組んでまいりたいと。そのために私どもも1次産業から2次、3次産業、そして6次産業、そういったところにも力を入れて地場産品、これを加工、流通をさせる体制をつくっていきたいということで、この花いっぱいとか、観光、今ご指摘あったこと、これを一つ一つ検証しながら来年度は前向きに取り組んでまいります。その思いでことし合併60周年のときに取り組みをさせていただいたということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本議員。

- 2番（水本淳一議員） それから、マース矢巾パストラルバーデン、私としては閉鎖したままでは非常にもったいない施設であると思いますので、できれば国体開催までに、できなくてもできるだけ早期に再開いただくことを望みまして再質問はありません。

以上です。

- 議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

- 2番（水本淳一議員） それでは次の質問に入らせていただきます。

2問目は、矢幅駅、医大間の環境改善についてでございます。矢幅駅前区画整理事業も終盤を迎え、岩手医大病院も平成31年5月に完成の予定であります。それにより医大周辺、特に矢幅駅、医大間の人の往来も大幅に増加することと思われ。しかし、この通りには現在主立った商店が少なく、どちらかといえば閑散とした状態です。そこでこの通りがにぎやかになるような、そして建造物あるいは植栽等が、そういう矢巾町をPRできるようなものの設置が必要ではないかと思われ。また、この通りを夜間歩いてみますと、思ったよりも薄暗い状態です。今後医大の職員や学生を含め夜間の往来も多くなることから街灯の設置等も必要ではないかと思われ。これらのことを含め矢幅駅、医大区間の環境のあり方について町としてどのようにお考えなのか説明願います。

- 議長（廣田光男議員） 高橋町長。

- 町長（高橋昌造君） 矢幅駅、医大区間の環境改善についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町をアピールできるようなものの設置が必要ではないかについてですが、矢幅駅東広場より矢幅駅から東に向かう町道せせらぎ通り線の街路灯にポールを設置し、フラッグを取りつけることにより、広く町をアピールできるよう考えているところであります。

次に、街灯の設置も必要ではないかについてですが、矢幅駅から医大を直線でつなぐ道路につきましても、県道となっておりますことから、現在県へ要望しておるところであります。

なお、区画整理区域内については、県と協議の上、主要交差点に街灯を設置しております。

次に、矢幅駅、医大区間の環境のあり方についてですが、この区間につきましても、そのほとんどが岩手医科大学を含み民有地となっておりますことから、町が直接的にその土地利用について施設等を設置できるものではありませんが、岩手医科大学へは、その沿道の土地利用計画についてにぎわいも考慮いただくようお願いをしているところであります。

また、現在も多くの学生の往来があることから、矢幅駅から岩崎川までの区間の土地利用につきましても、民間活力による既存市街地の有効利用を誘導してまいりたいと考えており

ます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） せせらぎ通りの街路灯にポールを設置し、フラッグを取りつけ町をアピールするということではありますが、フラッグにどのようなことを載せるのか、そういう案が決まっていたら、もう少し詳しく説明していただければと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原区画整理課長。

○区画整理課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

フラッグの内容につきましては、現時点でまだ決めているものはございません。来年度国体がありますので、基本的にはそういったことを基本に考えていくことになろうかと思いますが、それ以後につきましてもまちづくりの観点からどういったものでアピールしていくのかということは、今後検討させていただきたいなと思ってございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） 先ほど花いっぱい運動のお話が出ましたけれども、この花いっぱい運動、国体終了後も続くことを願っております。そのほかにこの通りに花いっぱい運動もあれですけれども、夏の日よけとなるような、また景観をよくするために街路樹等があってもいいなと思ったりしていますけれども、この植栽等について何かほかに考えていることありましたらお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長答弁したとおり、あそこの場所につきましては、県道となっております、一応実際施工といえますか、やる場合につきましては、県と協議が必要になってまいります。それで今現段階では、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、県のほうには要望はしておりますが、なかなかやっぱり厳しい財政事情ということもございまして、返事的なものはまだない状況ではございますけれども、引き続きまして県と町負担ではなくて、県のほうからももらえるような形の中でいずれ協議をしていけたらなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） 済みません、再質問はございませんけれども……

○議長（廣田光男議員） 要望だけですか、質問に徹してください。

○2番（水本淳一議員） わかりました。以上です。

○議長（廣田光男議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○2番（水本淳一議員） それでは、3問目の質問に入らせていただきます。

3問目の質問は、マイクロバス廃車による影響についてでございます。ことし町のマイクロバスが1台廃車となったわけですが、聞くとところによりますと4台あるマイクロバスのうち1台が廃車となり、現在残りの3台をフル活用しているとのことですが、そうすると、今あるマイクロバス3台の、もうフル活用している状態で寿命が短くなるかなど、あるいは故障などあった場合、今後の町の行事へ影響が出ないか懸念されます。まず現在マイクロバス廃車による影響等は出ていないのか。

また、これに関連しましてもう一点お伺いします。これまで町のマイクロバスで不来方のカヌー部員を御所湖まで送迎してきたわけですが、その応援もあり、今年度はインターハイで4種目の優勝を含む11種目で入賞し、ことしのわかやま国体でも女子200メートルペアで優勝するなどの好成績を修めることができました。また、競技得点においても、カヌーが岩手県の国体全種目の中でホッケーが124点、それに次ぐ2番目の得点、カヌーが2番目の得点で94点獲得しており、国体の成績順位アップに大きな貢献をしております。これは県のカヌー協会がある矢巾町にとっても大変誇れることでもあります。この点を踏まえ、町ではカヌー部の支援をどのように考えているのかお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） マイクロバス廃車による影響についてのご質問にお答えをいたします。

教育委員会のマイクロバスについては、経年劣化による車体の破損、部品の確保が困難なことから修理が不可能な状況になり、ことし6月8日付で廃車といたしました。これに伴い、各小中学校におけるバスの利用は、現在町で所有しておりますマイクロバス2台、大型バス1台、そして必要に応じてレンタカーのマイクロバス1台で対応しておりますが、以前の利用状況と大きな変化はない状況であります。

しかしながら、これまで教育委員会のマイクロバスを使って夏期期間、夏の季節の期間に不來方高等学校カヌー部を練習場所の御所湖まで送迎しておりましたが、現在はその送迎は行っておらない状況にあります。本町の財政も逼迫しており、隣接市町においても特定の部活動にマイクロバスを提供している実態もないことから、不來方高等学校カヌー部の送迎のためにマイクロバスの更新を行うことは難しいと判断したところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

水本議員。

○2番（水本淳一議員） 現在の状況、事情等については、承知しました。マイクロバスの更新を行うことは難しいということは、私も重々認識しておるところでございます。不來方高校カヌー部の送迎のためのマイクロバスの更新、これは難しいと思います。ただ、私としては、カヌー部はご存じのとおり御所湖という遠いところでありまして、送り迎えというのは、どうしてもほかの部と違ってくるわけです。それで個人的に送迎等大変で今後のカヌー部の活動に支障が出ないといいなと個人的に思っております。

町によるカヌー部の送迎は無理であるとしたならば、県と協議も含めて方針を示して今後どうなるのかわかれば本当に楽なのでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

不來方高校のカヌー部の送迎につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。可能ならば、そういう状況を継続してまいればよいわけでございますけれども、マイクロバスが1台廃車になったことによって小・中学校とか、あるいは町民のさまざまな利用については、苦しくはなっていると思いますが、3台で何とかなるということは、そのとおりだと思います。

一方、不來方高校につきましては、今まで教育委員会のマイクロバスは、特別な保険をかけてマイクロバスで県立高校の生徒を送迎していた。町民であれば、あるいは町立の小・中学校の生徒であれば、そういう問題はないわけでございますけれども、それからもう少し言いますと、このようなバスの使用というのは、町内でなければさまざまな問題もバス業者から指摘されるところでございます。そのようなことから長らく続けてきたことに対して本当に申しわけない気持ちは私はたくさん持っているわけですが、さまざまなことを考えますと、なかなか存続は難しいというのは、議員もご理解いただいたところだと思います。

ただ、それであれば、不來方高校のカヌー部のお話で県立学校あるいは県教委のほうで考えるべきところではございますけれども、私たちが支援を続けてきたということにつきましては、そのとおりでございますので、現在もカヌー部というわけではなくして、振興会、部活動のほうの振興会につきまして一定程度の補助金を出しているところではございますので、これらの補助金につきましては、例えば近隣の市町村では、そういうような補助金はお出しませんので、一定の我々は部活動に対して補助をしているという認識は持っております。ただ、これまでのカヌー部への協力を考えますと、見合うお金を補助として出すということは、これは不可能でございます。ただ気持ちとしてどうなのかということにつきましては、首長部局といま一度お話し合いをしながら、どのような手だてがあるか少し検討させていただきたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で2番、水本淳一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時10分とします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

次に、13番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。子育て支援強化策についてお伺いします。

昨年子どもの貧困に対する大綱が閣議決定されましたが、私が考えていることでは、やっていることがあべこべで就労支援を一般財源化し、2013年、最大10%の生活保護基準が引き下げられ、特にひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっております。また、労働法制のたび重なる改定により、雇用が不安定で低収入で働く若年労働者の増加等により、親世代の収入の格差により、子どもの貧困の広がり拍車がかかっております。子どもの貧困率は16.3%

と6人に1人が貧困の状態です。それと並行し、子どもの虐待件数が徐々にふえてきていることも当町でも問題にしなければならないと考えております。以下、3点についてお伺いします。

1点目、このような状況の中で岩手県内の若い親たちが中心になって窓口負担のない現物給付の医療制度、中学校卒業まで助成してほしいなど、12月に入ってから達増知事との交渉や矢巾町長にも申し入れ等、運動が広がっております。県は、ことしの8月から入院に限り6年生まで助成することを決め、矢巾町では外来部分の8月から小学校3年生まで助成してきております。どのような状況になっているのかお伺いします。

また、学校歯科検診後の治療率が低いですが、どう改善しようとしているのかお伺いします。

2点目、2011年1月、所得税の16歳未満の年少扶養控除の廃止、16歳から18歳までの特別扶養控除の縮小、そして2012年6月からは住民税の年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小、連続して若い世代に負担がかかってきております。そして、昨年の4月からは消費税5%から8%、6月からは住民税、復興税が住民税に1,000円以上上乗せし、これが10年間行われるような状況です。ことし4月からは、子ども・子育て新制度により、保育料利用料金基準が所得基準から住民税基準に算定基準が変更され、父母負担の保育料金はどうかお伺いします。そして父母負担の増加はないかどうかお伺いします。

3点目、子育て世帯のアンケート結果では、経済的支援をしてほしいというのが一番多いですが、子どもの医療費助成や保育料金助成は、父母に対する子育て支援の大きな力になります。医療費は、中学校卒業するまで助成できないのかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の子育て支援強化策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の小学校6年生までの入院助成、外来3年生までの助成の状況についてですが、ことしの4月診療分から小学生の入院に係る医療費まで助成を拡大したところ、これまで7件で41万9,290円の給付額を給付しております。8月診療分からは、入院のほか、小学校3年生までの外来も助成対象としたところではありますが、支給は2カ月後となることから、現在把握している助成の状況は10月支給の8月診療分、11月支給の9月診療分のみであります。その内訳ですが、8月分は491件で72万2,740円、9月分は527件で71万4,990円の給付額となっております。



学校歯科検診後の治療率についてでございますが、町内の小・中学生は、齲歯、いわゆる虫歯のない児童・生徒の割合が国や県の平均よりも高く、一方未処置の歯のある児童・生徒が少ない状況と聞いております。なお、治療については、検診後、学校から家庭に治療勧告書を出し、治療をお願いしているというところであります。

2点目の税制改正による年少扶養控除削減、ことし4月から子ども・子育て支援新制度により基準が所得税基準から町民税基準に算定基準が変更され、父母負担の保育料金はどう変化したのかについてですが、これまでは廃止された年少扶養控除を適用し、所得税を再計算して保育料を算定しておりましたが、新制度では、市町村民税所得割課税額を基準として算定することになりました。そこで実際に前年度の平成27年3月と新制度で算定した今年度4月の児童1人当たり月額を比較すると、3月は1万8,163円、4月は1万7,257円となっており、ほぼ変わらないことから、全体的には新制度になっても、保護者にとって負担増になっていないものと認識をしております。

3点目の医療費は、中学校卒業までできないかについてですが、現在のところ28年度からは、外来について小学校6年生まで給付対象を拡大する方向で検討中であり、中学校卒業までの医療費助成対象の拡大については、9月議会の一般質問でもお答え申し上げたとおり、今後の子どもの医療費助成に係る給付の動向をしっかりと見きわめながら拡大に向け検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず答弁の中では、歯科治療に対する答弁の中では、町内の小・中学校は齲歯のない児童・生徒の割合が国や県の平均より高く、一方未処置のある児童・生徒が少ない状況と聞いておりますという答弁なのですけれども、2012年の9月議会でも私は歯の治療のことについて一般質問させていただいたことがあります。そのときの答弁では、乳幼児の齲歯に対する治療率33.7%、学童は63.3%と、県の平均よりは学童は高くなっておりますが、63.3%という状況は、まだ30%の方は歯科の治療をしていないということになります。この答弁では、聞いておりますという答弁でしたので、その聞いておりますということは、教育委員会に聞かなければなかったのだというのが実感なのですけれども、やはり100%に近づくような政策を出す必要があると思うのですけれども、その点をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり悪いところがあれば、治療100%というのは、そのとおりの目標であると私どもも考えております。したがって、検診が終わった後、2週間ぐらいをめどに、それから長期休業が始まる時に、それぞれ各長期休業中のきまりというのを出すのですが、その中でも必ず治療に行ってくださいということを書いているわけでございます。そのような形でどこどこが悪いかと、歯科検診については、虫歯だけではなくて顎関節とかかみ合わせとか、歯肉炎とか、歯垢とか、たくさんそういう項目全て網羅してご家庭にお知らせをしているところでございます。

26年度の実績で794名の児童・生徒にそれを出しまして、その後お医者さんのお名前をつけてもらって、返ってきているのが345名というところでございます。また、若干低くなっているところでございますが、今後とも最終的には家庭での治療ということが原則でございますので、学校でもそういう勧告、勧告というよりもお勧めあるいは長期休業に向けての指導をさらに一層強めてご指摘のとおり100%に近くなるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 教育長のお話はよくわかりました。今後家庭教育というか、学校の教育も必要だということがわかりましたけれども、それには財政が伴うわけですし、今度は財政のところをちょっとお聞きいたします。

ここ2カ月の間に運動の輪が広がりまして、報道機関でもニュースを載せているのですが、直近ではここ1カ月ぐらい前の新聞の中で親の歯科の保健意識の低さというのが23.3%、仕事や家庭内の事情23%、そして治療費負担が重い、経済的理由というのが17.3%ということがありました。これの意識の低さもあると思うのですが、経済的な理由が多いのではないかと私は考えておりますけれども、ある本には、虫歯で家庭の経済状況が、子どもの虫歯を見て、その家庭の経済状況がわかるというようなことを書いている本もありました。ぜひこの学童の虫歯を100%治療するような方法をとるためにも矢巾町として今後答弁では小学校6年生まで医療費を助成していくということですが、その一部負担はあるわけですので、その一部負担をどうにかできないかと私思うのですが、その考え方

はどうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この8月から外来につきましても、もちろん歯科につきましても医療費が自己負担のみということになりまして、しかも自己負担につきましても750円ということでもまずそれほどの額ではないとは思いますが。なぜいただいているかといいますと、やはり応益応分という原則がありますので、際限なくやはり全て無料化してしまいますと、医療財政に対する影響も非常に大きなものも考えられますので、やはり応益応分という、その原則がございますので、それを全面に出して、やはり自己負担をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 済みません。次は、今度は子どもの虐待についてのことで質問させていただきます。

先ほどの歯の治療のところで乳幼児の齲歯の治療率なのですけれども、2012年のときに33.7%という回答をいただいていたのですけれども、その乳幼児、それから乳幼児は保育現場とか、それから医療機関で虐待とか発見できると思うのですけれども、歯科受診したときに、その子どもたちの虐待とかも発見できると思うのですけれども、その一部負担の助成がないことによって歯科受診をしていないかもしれないのですけれども、そういうところを発見できる、3歳児健診とか学校に入学するときの健診とかは、どのように把握しているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お口の中の状況は、生活の背景を語るというくらい大事なことが言われています。それは虐待の早期発見のためにもということでも言われておりますが、歯科検診はその意味でも大事なことでございます。ただ、虐待の発見につきましても、あらゆる目が大事ですので、健診は入り口ですが、そのようなこと、そして予防接種の接種率あるいは健診そのものも受けに来られないという状況もありますので、あらゆる手段を使ってこちらから待っているだけではなく、出かけていくというふうなこともしながら早期発見に努めていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 努力していることはよくわかりました。健診の状況の中で歯科検診ばかりでなく学校の健診の中でもアレルギー疾患が多かったり、アレルギーでも鼻炎、それから食物アレルギー、それから皮膚炎というような結果も出ています。これは、県の平均よりも高い率で出ております。それから、貧血、学童、中学校の貧血ですけれども、県の平均よりも矢巾町は高く、特に小学校では6人に1人が貧血という結果も出ておりますけれども、そのことについてはどのような、親に対しては勧告をしているということなのですか、その治療状況とかはどうでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

さまざまな健診につきましては、歯科検診と同様にお医者さんにかかっていたきたいというお勧めの紙を出しているわけでございます。ただ、先ほど26年度の歯科検診については、実際の数値は調べてまいりましたけれども、学校では全てそういうような形で出して、さらにそれがお医者さんのお名前がついて提出してもらおうというのがご家庭にお願いしているところでございますけれども、それが戻ってこない、あるいは受けたのに出さないかもしれないということで、この治療率については、なかなか学校でも把握が難しいというふうに聞いております。また、大変申しわけございませんけれども、他のそういう貧血等についての治療率、提出率については、今把握しておりませんので、そこはご容赦願いたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、全ての病気につきまして、あるいは先ほど指摘いただきました虐待につきまして、あらゆる機会を捉えていろんな角度から指導するのはそのとおりでございますけれども、例えばさまざまな健診というのは、健診の狙いあるわけでございますので、いろいろな目を通すといっても、ねらいはきちんとありますので、ただ多くの方々が子どもに目を向けて、さまざまなことをつかむということは、ぜひ必要なことですので、あらゆる機会を捉えてやってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 子どもの医療費を中学校卒業するまで無料にしてほしいという、

これは県民の多くの願いでもありますけれども、私自身も子どもを育てていて、仕事も忙しくても病院に行かなければならない、そういう気持ちで育ててまいりましたけれども、やはり子ども医療費が無料であったら、窓口負担がゼロであったら、本当に子どもを医療機関に向かわせることができます。学齢になると、母親が、親がいなくても治療を受けることもできます。身近に特に矢巾町は医療機関に恵まれておりますので、できます。ぜひ一部負担をなくしてほしい。それから、中学校を卒業するまで医療費助成をしてほしい。これは多くの町民の願いでもあります。

そこでお伺いいたします。町長は、前向きに医療費助成を拡大していくということですが、この点をどの計画、計画的なところをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをしてみたいです。

まず一部負担のことで一番大きな問題は、今償還払い方式なわけです。これをまず県と一緒に国にも要望しながら、また県は来年度からそういう体制をとるわけですので、まず現物給付化、これにまずしっかり取り組んでいきたいと。

それから、子ども医療費助成の拡大については、やはり財政とのあれも総合的に勘案しながら進めていかなければならないわけがございますので、まず先ほどお答え申し上げたとおり、来年度まず財政的に許すのであれば、小学校6年生まで、もう今入院は既にやっておりますので、外来のほうをそういう形で進めていきたいと。

あとは、今後中学校までのあれについては、私どもも当然前向きには考えてまいりますが、県、国とも一体となって、やはりこういうことの重要性、必要性をしっかりと訴えてまいりたいと考えておりますので、そのことについては今後とも前向きに取り組んでまいりたいと、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、今児童虐待、虐待のお話が出たのですが、いずれ今度機構改革で福祉子ども課、子ども・子育て支援に力をぜひ入れさせていただきたいということで、特にもやはり小さいときの虐待は、なかなか見つけにくいと。だから私どもは保健師なり、子育て支援センター、足を運ばさせていただいて実態をやはり把握することが大事なわけです。そして定期ごとにある乳幼児健診、3歳児健診、それから必要があるのであれば、就学前の健診、5歳児健診、特にも今発達障がいとかかわりもあるわけがございますので、その必要性についても今後やはり教育委員会と連携をとりながらそのことも踏まえて適切に対応してまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 保育料のことについてお伺いたします。

来年の方針を出す時期ですので、来年度の保育料金設定時にも現在の保育料金基準を悪化させない方法をとるのかどうかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7次総のほうの指標にも出ささせていただきましたけれども、保育料の軽減率につきましては、まず現状を下回らないように4年後、継続していきたいということで考えておりますので、今回の予算要求におきましても、そのような形で大幅な値上げとか、値下げとか、そういったことは特に考えておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再度保育料金のことでお伺いします。

矢巾町は、第3子の保育料を同じ保育園に入っていた場合は無料にしております。しかし、3人子どもさんがいても保育園に1人しか入っていない場合は無料ではないですよ、そこを無料にできないかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育園に多くの児童のお子さんが入っていらっしゃれば、当然3人であれば3人分の負担がかかるということで、これはまず国基準で1人目はそのままいただきます。2人目は2分の1です。3人目は無料ですという、そういう制度がございます。それに加えてこれは6月会議で小川先生のご質問にお答えしたのですが、矢巾町は同一世帯に3人以上の義務教育終了前の児童がいる場合、入所児童が当該児童のうちの3番目以降となる場合には、さらに半額にするという制度を設けております。これは、盛岡、紫波にはない、矢巾町オリジナルの制度でございますので、多子世帯に対して特に負担を軽減するような措置を講じているところでございまして、もちろん1人入っている場合に対して、それを無料にするということは、現在のところは考えていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 少子化、少子化という状況ですので、やはり3番目を無料にしますよというような矢巾町のアピールも必要かと思いますが、今後検討をお願いしたいと思います。この点について町長はいかが考えておるでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

そこでこのことが大事なのですが、いわゆる子育て支援の中で保育料を減免するか、それとも保育のメニューを充実化していくかと。そこで今病児、病後児保育とか、そういうことも含めて、いずれ子どもは両方一緒に解決できるのであればあれなのですが、今許された財政の中で2つ、両方一緒にやるというのはなかなか難しいので、今のところ子どもはその辺を来年度の予算編成の中でどちらにするか。保育料を減免にするか、保育のメニューを、もう今そういった病児、病後児の保育、特にも集団でのインフルエンザとか何かのときにも対応もいろいろあるようでございますので、そういったことのみめ細かいところを精査しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。政府の発表のTPP大筋合意についての町の対応についてお伺いします。

アメリカのアトランタで9月30日から6日間の日程で閣僚会議が行われ、10月5日大筋合意を発表し、閉幕しました。現地で会見した甘利担当大臣は、巨大な経済圏ができる。TPPは21世紀の世界のルールになるなど、TPP大筋合意の成果を強調しました。内閣府のTPP協定概要によれば、米については維持するものの、アメリカに7万トン、オーストラリアに8,400万トン、小麦ではアメリカ、オーストラリア、カナダに25万トン、乳製品は7万トンの新たな輸入枠を設けております。牛肉、豚肉は、撤廃に等しいほどの関税大幅引き下げなどになっております。

安倍政権や甘利大臣は、重要5品目での関税削減や輸入枠拡大の受け入れを関税撤廃ではないとして国会決議は守ったと胸を張っておりますが、国会決議は、日本の農業の根本、柱であり、食料自給率の基盤である米、小麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖原料は、TPP交渉

から除外または再協議するとしているのであって、国民と国会をだますようなやり方にほかなりません。しかも11月5日に政府が発表した大筋合意の概要によれば、協定が発行した7年後に5カ国が要求すれば、関税の再協議を行わなければならないと明記されています。今回は、関税を守ったと取り扱い、国民の怒りが静まった数年後再度撤廃するという、まさに猿芝居と言わなければなりません。また、重要5品目の譲歩も許されませんが、それ以外の野菜、果物、水産物、木材などの関税をほぼ全面的に明け渡したことも重要です。地域特産品として地域経済を支えている農業の破壊は、地域経済を直撃し、ますます人が住めない農山村の過疎化を加速させるやり方と考えています。以下4点をお伺いします。

1点目、内閣は、T P Pは大筋合意したとしておりますが、T P P締結後の本町農林産業への影響をどう考えておりますか。

2点目、I S D条項、投資家対国家間の紛争処理条項が盛り込まれておりますが、本町の医療分野、公共事業分野にどう影響があると考えておりますか。

3点目、町財政への影響はどう考えておりますか。

4点目、矢巾町には集落営農組織や認定農業者等の担い手がいらっしゃいますが、今ある形態や食料自給率保持のためにも家族農業、新規就農者支援の強化が重要と考えます。今後の認定農業者、後継者、どう強化していく考えかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） T P Pの大筋合意についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のT P P締結後の本町農林水産業への影響をどう考えるかについてですが、畜産については、セーフガードが設定されていること、野菜類については、従来から関税が低く設定されていること、米や麦については、引き続き国家貿易制度を堅持できたこと。これらの状況を踏まえても農産物の取引価格には少なからず影響を与えるのではないかというのが国の見解であり、矢巾町内の農家への影響として心配されるのは、米や野菜、そして牛、豚肉を含めた市場価格の下落が懸念されるものと考えております。

また、今回の大筋合意の内容を踏まえ、国としても農林水産業に与える影響の試算をやり直すということから、その試算内容等十分に検討し、今後の対応に生かしてまいります。

今回の大筋合意を受けて制定されました総合的なT P P関連政策大綱の内容を十分検討し、また今後展開される各種施策については、情報収集を行い、町内農家及び営農組合に遅滞なく情報提供を行ってまいります。

2点目のI S D条項が盛り込まれているが、本町医療分野、公共事業分野にどう影響があ



るかと考えるかについてですが、本年10月5日に大筋合意に至ったT P P協定の概要を内閣官房T P P政策対策本部が発表しており、第10章の国境を越えるサービスの貿易や第11章の金融サービスにおいて社会保障制度は、T P P協定の適用外となりました。したがって、公的医療保険は堅持されることとなりましたが、一方で医薬品や医療機器の分野については、今後の動向次第で影響が出てくる可能性もあることから、医療分野において現時点ではどれほどの影響があるかは試算できない状況であります。

本町の公共事業分野への影響についてですが、大規模な公共事業を発注する場合には、国内大手企業や外国企業が参入してくることが予想され、地元優先の発注をすることが企業の競争を阻害するとして訴えられることも考えられます。現在日本はW T O政府調達協定に加盟しており、外国企業も日本と同じ条件で参入できるのは、国や都道府県、政令指定都市による一定額以上の公共事業に限定されていることから、本町には影響がないものと捉えており、今後もしっかりと国の動向を注視してまいります。

3点目の町財政への影響は試算しているかについてですが、現在本町への影響とされる試算はしておりませんが、T P P参加は、日本が経済の活性化を実現させるため大きな影響を与えることとなります。国では、経済成長や生活の豊かさの実現に資するものとして雇用創出や事業者収入の増加に結びつくとしてされておりますが、一方では農業分野において、農業所得等の減少により一般財源である町税への影響が懸念されるものと考えております。今後国が公表した総合的なT P P関連政策大綱に基づく経済効果分析結果、または県が試算する影響額等を勘案し、各分野への対策の具体化、必要に応じた予算確保等の施策について精査し、町財政への影響額を試算してまいります。

4点目の家族農業、新規農業者支援の強化の継続はどう進めるかについてですが、本町の農業政策については、町総合計画及び農業ビジョンを基本とし、各集落で作成しております人・農地プランを尊重しつつ、農業の担い手育成を進めております。その中において、家族経営等の支援については、その経営体の希望に応じ適宜農業経営の情報提供並びに経営改善に向けた相談、各種研修会の開催を行っております。

新規就農支援については、農業の早期経営安定を図ることを目的として、農林水産省の新規就農、経営継承総合支援事業実施要綱に基づき独立、自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者で農業経営に意欲を有しております就農者に対して矢巾町青年就農給付金給付要綱を定めて給付をしておるところであります。

給付期間及び金額は、経営開始後5年とし、1年につき1人年間150万円、夫婦で就農する

場合は1.5人、いわゆる1.5倍の225万円となっております。今年度においては、5人1組の6人が給付金を利用されております。

今後も本町の農業発展のため担い手育成が最重要課題と捉えておりますので、関係機関等々と情報を共有しながら新規就農者支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず1点目の質問は、今回のTPP大筋合意に対して11月15日、全国の市町村会首長会議では、政府に対して食料自給率が下がることには、ほとんど反対という意見書を提出しております。そのことについてお伺いします。矢巾町もこの首長会議には参加していると思いますが、町長の考え方を伺いします。

マスコミ等では、反対の立場をとっているように報道されておりますが、その真意をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほど答弁させていただいた中にもお答えをいたしているわけですが、いずれ町内の農家に対しての影響は心配されるわけですが、そういった米、野菜などの下落も心配されるということで、私も家に帰れば農家の一人として、やはりそういったことは深刻に受けとめておりますので、そういったところでひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） きょうのマスコミの報道では、今月の18日、関係者への説明会、これは国の説明会で県が主催する、県がTPP影響中間まとめをして主催するという事なのですけれども、矢巾町でも参加すると思っておりますけれども、そのときに矢巾町の状況、概略的にも試算をして参加するほうがいいと思うのですけれども、そのところはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

きょうの新聞報道によりますと、これは県が主催で、そして国が説明会を開催するという  
ことで、私どもは資料をちょうだいしてから試算をするわけでございますので、今のところ  
私どもも試算できない状況なので、今度の説明会、非常に注目しておるところでございます。  
そこからのスタートになります。どのような説明になるか、私どもそこに大きく関心を寄せ  
ておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 政府の今までの農業政策、米価を見ますと、WTO、ウルグアイ  
ラウンド、アメリカから77万トンの米をミニマム・アクセス米として輸入し、そして今度は  
7万トンをプラスする。そして米価は、今年度は昨年度よりは上がったのですけれども、農  
業だけでは食べていけないということで離農する方々も多いです。そういう中で矢巾町の新  
規就農者、それから認定農業者、家族農業をやっている方たちの生活を守るためにも矢巾町  
としての独自というか、いつも国とか県とかというのですけれども、やっぱり独自の政策が  
必要だと思うのですけれども、その点をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

そこで今度のTPPの大筋合意で実は町内の認定農業者の方々との話し合いの場を持ちま  
した。そこで私どもも今お話があった町独自の政策としてどういうことを取り組めばいいか  
ということで、今までそういうことはなかったようなのですが、認定農業者等の話し合いの  
場を通して、これから特にも認定農業者、新規就農者または家族経営の方々は、本町の農業  
の担い手なわけでございます。そういう方々の現場の声をお聞きして取り組んでまいりたい  
ということで、そういうことの話し合いの場も既に持たせていただいた。そして一つ一つ積  
み重ねながら前に進んでまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと  
思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これはちょっとマスコミ報道では、今度のTPPを締結すれば、  
食品の価格が下がって消費者には有利なようなことを書いている報道もあるのですけれども、  
食品価格が下がって矢巾町の経済はよくなるのかな、そういうふうな私は危惧をしておいま  
すけれども、輸入枠が広がることによって食品、学校給食にとって表示のない食品も出回る

のかと思っておりますけれども、自給率を高めるためにもやはり地元のものを使う、地元の産物を使う、岩手県内のものを使うということで自給率を上げる政策、今来年度にかけてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

価格下落と、安全、安心の、給食食材の関係だったわけですが、まず結論から話させていただきますと、町は地産地消も含めて、それで地元産を使うという形の中で進めてきたわけですので、その考えには、基本的な部分につきましては、変わらないと認識しております。

あとこれは動向の部分になるか、どうなるかわかりませんが、いずれ新聞報道の部分、国の方針といたしましては、一番やっぱり危惧するのは、自由になったことによりまして、食の安全というのは、やはり誰しもが危惧する部分がございます。今現状の形の中では、具体的には出してはいませんけれども、出していませんと申しますか、今後の対応といたしましては、それを明確化するという形になっておりますので、今後詳細の説明を受けながら、私どもがもし疑問に感じるのであれば、そういったふうな部分を詰めながら確認してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） 学校給食の基本的な考え方というのは、安心、安全な給食を提供するという観点でございますので、そういったところを重視していかなければならないと思っておりますが、先ほど農林課長さんからもお話ありましたけれども、やはりいろんな食材が入ってくるということになってきますと、そこら辺のところ吟味して考えていかなければならないというふうに思います。

ただ、今行っております農協さんとの協定のもとの食材提供と、そういうシステムの中で円滑に今いっている部分もございまして、そこら辺のところは重視して、これからも考えていかなければならないというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これも農林課に質問させていただきますけれども、中間管理機構

ができてから耕作放棄地は減ってきているのでしょうか。中間管理機構の状況をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

この機構と、あとは耕作放棄地の関係でございますが、前にも同じ質問あったわけですが、結論といたしましては、この耕作放棄地の関係につきましては、面積的には固定化しております。その理由といたしましては、やはり場所的なこともありますけれども、ある程度個々に作業する方の部分の事情があるということが最も大きな理由かと思っております。それで新たな制度の部分につきましては、中間管理機構のほうにそれを促すということの形の中で新たな農業委員会の改革の部分につきましても放棄地を出さないということが大きな命題になっておりますので、そこは進めていかなければならないわけですが、ただ相反することといたしまして、全て機構のほうで希望する農地を借り入れするかという部分につきましても、これは耕作不能的なものは受けないという、ちょっとミスマッチの部分がございますので、そういったふうなことは詰めていかなければならないわけですが、いずれ個人の方あるいは集落と連携をとった形の中でこの部分につきましては、耕作放棄地を発生させないということにつきましては、農地の効率利用は進めていかなければならないということは認識しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回機構改革の中で農林課と商工課が一緒になって地域産業振興課ができるわけですが、その点で6次産業化のところを私は期待をしているのですが、そのところで少しそういう耕作放棄地もなくするような方法で第1次産業を発展させるような方向を考えているようでしたら答弁お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

川村よし子議員、大いに期待していただきたいと思います。それで地域産業振興課ではなく、産業振興課でございますので、ひとつこれから皆さんに周知していかなければならないので、その中には、いわゆる6次産業化も大きな目玉の事業として取り組んでまいると。だから先ほど安全安心の農畜産物、そういったものをこれから本町としての特徴をしっかりと皆

さんにお示ししながら進めていかなければならない。

何よりも本町のいわゆる大きな、町内経済の大きな柱、この2本柱は農業と商工業なのです。このために産業振興課というところに私どもは思いを寄せて、ぜひいわゆるコラボというか、マッチングをさせて、そして本当によかったなどと言えるような機構改革にしていきたいと、こう思いますので、大いにご期待をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了したので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、10時に本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時05分 散会

平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議議事日程（第3号）

平成27年12月11日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
兼選管書記長			生きがい推進	菊池由紀	君
税務課長	佐藤健一	君	課長		
兼会計管理者					

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君	区 画 整 理 課 長	藤 原 道 明 君
商 工 觀 光 課 長	淺 沼 仁 君	上 下 水 道 課 長	吉 田 孝 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	立 花 常 喜 君	社 会 教 育 課 長	山 本 功 君
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君	農 業 委 員 會 長	高 橋 義 幸 君
選 挙 管 理 委 員 長	鷹 觜 民 雄 君		

**職務のために出席した職員**

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	藤 原 和 久 君
主 事	渡 部 亜 由 美 君		



---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

9番、川村農夫議員。

第1問目の質問を許します。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 議席番号9番、一心会の川村農夫でございます。一般質問2日目、最年少の一番手でございます。よろしく願いいたします。

早速質問の第1問目、素朴な質問ではございますが、ともに考えていただきたいと思っております。平成27年7月26日に執行されました矢巾町長選挙及び矢巾町議会議員選挙について通告に従い順に質問してまいります。

ただ質問に入る前に、選挙管理委員会が行いました候補予定者説明会資料に基づいてなぞってみたいと思っております。選挙事務所を設置または移動した場合は、直ちに選挙事務所設置届けを町選挙管理委員会に届け出てください。選挙当日の選挙事務所の制限では、投票所の入り口から半径300メートルより近づかない場所に限り設置できます。選挙事務所については、以上のことしか示されておりません。個人演説会については、施設利用の関係から種々記載されております。個人演説会、法161条からということで候補者は、公営施設及び公営施設以外の施設を使用して何回でも個人演説会を開催することができます。公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、個人演説会開催申出書を開催すべき日前2日までに提出してください。この場合、同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます。法

164条によるということでございます。

公営施設とは、町公民館、矢巾町農業環境改善センター、矢巾地区農業構造改善センター及び矢巾町文化会館、使用できる時間は1回につき5時間以内と。公営施設以外の施設、例えば個人の住宅、神社、寺院あるいは自治公民館等を利用する場合は、候補者と、その施設の管理者と交渉して承諾を得ればよく、選管に申し出る必要もありません。この場合、施設を利用する場合の制限もありません。そして注として、下赤林集落センター、あさあけの園ほか前回の選挙のときは、矢巾1区公民館、今は区画整理によりなくなりましたが、これらは矢巾町の所有施設であるが、公営施設にしておりませんので、いかなる選挙運動にも使用できませんので注意してください。以上が個人演説会開催に関する事項として記述されております。

さて、町議会議員立候補者の選挙事務所としての質問に入ります。一例を挙げて質問いたしますが、昭和61年8月26日に宅地として矢巾町に土地の所有権移転登記がなされております大字煙山第18地割11番の3、この施設、建物は、私の調査範囲では、登記されておりましたが、煙山自治公民館、煙山コミュニティセンターと住宅地図に示されているところであります。コミュニティ施設に関する条例の中にも寄附による施設でないことが示されております。この施設は、4月26日に執行されました矢巾町議会議員の選挙事務所として4月21日ころから看板を掲げられておりました。選挙事務所は、個人演説会会場としての記述にある制限とは意味が異なると思いますが、一候補者の選挙事務所として選挙管理委員会が認めたことについて、その所見を伺います。

2点目は、選挙運動に使用できない3施設、現在の2施設であります。下赤林集落センター、あさあけの園についてですが、いかなる選挙運動にも使用できない、と記載されておりますが、その理由をお示しいただきたいと思っております。

3点目になりますが、集会所、自治公民館等は、個人演説会の会場として、あるいはミニ集会の場所としての利活用頻度が高い施設であると認識しております。私を含め3回ほど個人演説会会場としてお世話になった煙山の自治公民館でもあります。そこを一候補者の個人選挙事務所として占有することの影響をどう考えているのか伺います。また、今後の対応についてもご所見があれば伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 鷹嘴選挙管理委員長。

（選挙管理委員長 鷹嘴民雄君 登壇）

○選挙管理委員長（鷹嘴民雄君） 9番、川村農夫議員の本年4月に行われた町長及び町議会選挙への選管対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町所有の敷地に立つ自治公民館及びコミュニティセンターを選挙事務所として使用を認めたことについてですが、公職選挙法では、選挙事務所の設置場所については、選挙当日投票所を設けた場所の入り口から300メートル以外の地域に限り設置できると規定はありますが、それ以外の規制はなく、選挙事務所を置く施設についても規制がないことから選挙事務所設置届けを受理したものであります。

2点目の選挙運動に使用できない3つの施設の理由についてですが、国の選挙を初め全ての選挙において行われる個人演説会等を想定し、多数の有権者を収容することが可能な施設であることを判断基準として矢巾町公民館、矢巾町農業環境改善センター、矢巾町文化会館及び矢巾地域農業構造改善センターの4施設を矢巾町選挙管理委員会が公職選挙法第161条の規定により指定しております。以上のことから現在町が所有している施設である下赤林集落センター及びあさあけの園の2施設については、指定していないところであり、同法第166条の規定により選挙運動に使用することはできない施設となっております。

3点目の集会所及び公民館が演説会会場となる頻度が高い中、個人選挙事務所とする影響をどう考え、対応していくかについてですが、1点目のご質問でもお答えしたとおり、矢巾町選挙管理委員会では、公職選挙法の規定に基づき選挙事務を執行しているところであり、個人事務所が設置されたことの影響等については、把握及び対応していないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） ご答弁ありがとうございました。

選挙事務所の設置届け出の受理は、選挙管理委員会委員長の専決事項であります。選挙管理委員会の公職選挙法上の答弁は、そのとおりでよろしいかと思えます。ありがとうございます。

例えば地域満場の合意で推薦しているから自治公民館を選挙事務所として使用するには何の異論もないと、そういう紫波町の例もあるかもしれませんが、紫波町の9カ所の地区公民館は別としまして、紫波町の各自治公民館は敷地所有者が町ではなく個人であるという矢巾町との大きな違いがあり、選挙事務所として利用されているところも多数あると伺

っております、紫波町では。しかし、地方公共団体、町が所有する敷地に立つ町の行政財産である施設の運用としての視点から財産の管理、運用に関して所管する総務課に以下伺ってまいりたいと思います。

まず第1点目として選管に届け出された事務所が町の財産に触れるものかとか、そういった一切のチェックをしたことはなかったのでしょうか、まず1点お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

選挙のときの選挙事務所の置く施設についての届け出の関係でございますけれども、届け出場所等の位置の確認はいたします、届け出の時点で。ただその所有の関係含めまして、その届けにつきましては、所有の確認はいたしておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 確認していないということがわかりました。コミュニティ条例に沿ってちょっとお伺いしてまいりますが、コミュニティ条例、コミュニティ施設とはということでコミュニティ条例第5条に記されております「町は、町民の共同利用を目的とする施設（以下「コミュニティ施設」という）の施設の設置の促進を図る。」町民の共同利用を目的とするということは、住民ではないということをご注目しておいていただきたいと思っております。

さらに、当該施設は、コミュニティ施設に関する条例に該当するものであれば、それは町財産であるコミュニティ施設、第1条に書かれております町財産であるコミュニティ施設であることは間違いありません。ここで町民の共同利用云々に着目し、コミュニティ住民と町民との区別がコミュニティ委員会条例の各条項から読み取れます。コミュニティ委員会条例、その中ではコミュニティ住民という書き方がされておまして、それはその地域の行政区なり、公民館の管轄区域の住民とのトラブルとか、和解調定に入る役割をコミュニティ委員会が果たしていくということでありまして、そこでは住民と言われております。ところが、このコミュニティ施設の条例のほうでは、町民共同の利用を目的とする施設として書かれております。

よって、町民共同利用の意味は、広く町民の共同利用を目的とする施設と理解するべきでコミュニティ住民に限定しない原則が伺えますが、この解釈については、それによろし

いでしょうか伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり矢巾町コミュニティ条例第5条、こちらの部分につきまして町民の共同利用を目的とする施設ということで限定されているのも、これはそのとおりでございます。ただ一部施設等々について、住民とか区域とか、いろんな形の中のくくりが当然出てきているわけですが、考え方としまして、施設そのものの捉えた場合の考え方というのか、こちら辺がコミュニティ条例の部分で大きく町民というくくりのものとか、あとは地域の限定しているわけではないのですけれども、書き物的に住民とかという形のもので記載しているというふうに認識してございますので、結論的には、ここコミュニティ条例第5条、書いてございます町民の共同利用する施設という形での認識はしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） コミュニティ委員会条例のほうをしてみると、コミュニティ住民という表記があります。住民と町民と区別しております。それでわかりましたが、下赤林集落センターや農業構造改善センターなどは、公共施設でありながらも自治公民館としての利用がなされております。下赤林におきましては、古い公民館はもう廃棄といたしますか、使用されなくなりまして、集落センターが地域の自治公民館としての機能を果たしている。でも、これら施設は、個人選挙事務所としての使用許可がとられないのでありましょう。町が底地に所有権を持つことでこの財産、公民館は町にとってどのような意味を持つことになるのでしょうか。町の所有地を選挙事務所に貸してくださいと申し出たら貸してくれるのでしょうか。町財産、コミュニティ施設の使用目的にかなうこととは、個人選挙事務所もその設置の使用目的趣旨にかなうものでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の2点、項目の部分の中でくくり的にちょっとまぜて説明というか、回答、答弁させていただきたいと思うのですけれども、まず最初に、底地の部分、こちらにつきましては、

コミュニティ施設の設置条例の部分、先ほど議員お説のとおり位置、面積所有部分については規定しているところがございます、これはあくまでも敷地、いわゆる指摘のとおり土地の部分、こちらの部分につきましては、指定をしているところがございます。なおかつその部分の上のほうに、土地の上のほうに行政区の財産と申しますか、少なからず町からも施設建設には補助関係等々については支援しているところがございますけれども、基本的には行政区の財産という形の中で建てているのがまず大半、大半というか、全部そういうふうな形になっているところがございます。

その状況を踏まえる中での現状でございますけれども、先ほど言われた施設、条例に設置している部分については、63施設ほど、公園も入れましてございます。ここの部分の中で先ほど言った、簡単に言えば公民館、コミュニティセンターの建物の関係でございますけれども、ここの部分につきましては、設置後コミュニティ施設管理委託ということで各自治会のトップのほうにまず委託をお願いをして、管理運営につきましてお願いしているという状況でございます、管理委託料は無料ということで、これは契約に基づいて管理委託をお願いしているところがございます。

その観点からご質問のございました使用の関係の許可と申しますか、この管理の部分を含めましての執行につきましては、委託者というか、委託先のトップでございます区長さんのほうに管理運営のほう委託しているというのが状況でございます。以上でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） そういう見解だということはわかりました。ただ、選挙事務所設置届けの欄には、そういった委託、受託管理者の承諾とか何かそういうことは一切その様式には、これは公選法で定められた様式ですので、そういう記載はないわけですが、管理者が承諾したとかというのは、一切表記されない状況であります。

それでは、3点目、ことしの選挙は、町長、町議会議員の同時選挙でありました。仮に町長候補者、町議会議員候補者から個人演説会会場としての申し入れが、この煙山コミュニティセンターにあった場合、どう対処されるのでしょうか。それは、本人同士、候補者同士で協議して解決しろという視点で片づけてしまわれるのか、施設管理者として、あるいはどのようにこれを、個人選挙事務所であることを理由に拒否することができるのでしょうか。拒否したとすれば、町民共同利用の精神から逸脱し、公平性を欠く可能性があり

ます。

また、ことはなかったのですが、同じ地区に複数の立候補者が立候補した場合、どうなるのでしょうか。

また、町長候補者が各コミュニティ単位に四十数カ所のミニ集会型の個人演説会をやるという手法をとった場合の対応はどうなるのか。これは、想定外のことでないのです。実際あり得る話なのです、選挙運動として。個人演説会と同様に管理者から承諾をとれば済むことにして同列にして町有地に選挙事務所として利用してもよいのかという点が非常に疑問が残ります。実は、取り締まり関係者の意見にも法には触れないが、どこかおかしいと、ザル法、公職選挙法の悩みでありますというふうな見解、声がありました。最近はそのような経緯経験や地元の事情、それから社会状況、市街地化などを勘案して、候補者が公民館を利用しない方向に配慮している現実があります。この現象こそ大体公序良俗に向かう町民の姿なのかもしれません。

明るい選挙推進の立場から現状のままを継続するのは、後に混乱を招きかねない要因があると思うのです。地方公共団体の所有する敷地財産に個人選挙事務所を設置することの適否について見解を示すよう検討と取り組みをいただきたいと考えるものですが、どうでしょうか。この点を質問しますとともに、もう一度お伺いします。

コミュニティセンターとか、自治公民館ではなく、町の町有地としての土地があったと。そこにプレハブの選挙事務所を建てたい、貸してくださいといった場合はどうなるのか。まずその点をお答えいただいて、今後の検討への取り組みについてのご所見をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初、前段の部分でございますけれども、借りたい場合、プレハブ、例えば自治会、町有地の部分に建てたいと、これは公民館なり、コミュニティ施設という位置の前提でお話申し上げますけれども、先ほど申し上げましたとおり借りたい側と貸す側、こちらのそれぞれの条件、借りたい側、いわゆる候補者側というのか、借りたい側、貸す側というのが管理者、自治会の関係でございますけれども、こちら辺の条件、こちらの部分をもってしてお互いの借りる、貸すという形のもので成立した中での賃貸のほうになるというふうにとらえてございます。

それから、今後の対応等につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、

選管の部分としての法にのっとった対応と町施設管理、ちょっと選管とは別な関係になりますけれども、そちらの部分での対応、今後もしっかりしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 最初にお答えいただいた部分については、そのコミュニティ施設の敷地ということではなく、町有地、町が所有している、例えて言えば、土橋の早池峰神社の前にある道路の残地、ああいったところに、町有地であります。選挙事務所を建てたいのですがといった場合は、町が直接貸すか、貸さないかの判断をしなければならない、そういった場合はどうですかという意味なのであります。

それから、適切に対応してまいるという話ですが、いずれこれは県の選管とか、各町村でもいろいろこのことを話題にして問題にはなっているのですが、解決策というところまでの手がいまだ動きがないという状況であります。ですから、紫波町でも個人敷地の公民館と町有地の公民館だったり、それもばらばらな状態で疑問を呈している部分があるわけです。ですから、これを先駆けてすきっとした見解を示すように取り組んでいただきたいということでもあります。2点、もう一度お願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山本良司君） 先ほどの答弁、失礼いたしました。町有地の貸借、賃貸の部分につきまして管理者である町長が決めるわけでございますけれども、申し出なされた状況、内容等勘案いたした中で適正に処理のほうさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目、選管関係の統一した考え方でございます。確かに議員ご指摘のとおり、いろんな先例もあれば、いろんなものの私たちが調べたりとか、ここら辺のものを対応しているわけでございますけれども、実質的に県選管が当然まずリーダーとか、役割担っていただくわけでございますけれども、ここら辺との連携、図りながら選管事務についても対処してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。



○9番（川村農夫議員） 適切に対応してまいりますということではなくて、今現在、この土地を借りたいといった場合、どう対処するのですかというお答えをお聞きしているのです。貸すことができるのか、できないのか。

○議長（廣田光男議員） 山本選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山本良司君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、内容を確認の中で選挙運動というまず限定のことでご質問だと思っておりますけれども、その場所、状況、ここら辺の部分についてどうしても位置的に内容等、状況等違う部分がございますので、そういう意味で内容は確認をいたして、貸せるもの、またはこれはできないよという形のもの判断してまいりたいという意味での考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 議論がいたり来たりして同じことをやっているのだけれども、具体的に何か副町長あたりありますか。

副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまの件でございますけれども、公有財産の管理という立場で私のほうからお話しさせていただきたいと思いますが、まずひとつ議員さんおっしゃるように、今後このような、今回の今お話あった事案については、公職選挙法上の成案がないのだということでございますので、これについては、いずれ今後も公選法上からの問題はないと思います。

ただ今これまでにこのような事例がなかったというふうなこともあって、今後やはりそういうことに対する考え方、判断の仕方というものについては、一考をする必要があるだろうというふうに考えております。それは、今議員さんおっしゃるように、町有地、どこにもあるような町有地、ここを貸してほしいというような、そういう事案が発生してくるとすれば、やはりこれまでなかったからということではなくて、今後こうしたことを事案を参考に判断していかなければならないだろうというふうに考えております。

なお、今回のことにつきましても、私お聞きしますと、県選管のほうに事前に相談した上での判断だったようでございますけれども、そちらのほうについても、くどいようですが、公選法上の問題はなかったということでございますので、あとは自治会とのコミュニティ施設の管理契約ということで、そこの自治会の、それぞれのコミュニティ団体、施設団体のところでの協議がなされたものというふうに考えておりますので、今ご指摘の

ような件については、先ほど申し上げたようなことで、そういったことも踏まえて今後検討してまいりたいということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、2問目の質問に入ります。

高橋町長は、さきの4月の選挙におきまして当選され、はや8カ月にならんとしております。県議会議員2期と元助役という経験を踏まえてのご答弁に質問する議員としても納得する形で町長に受けとめていただいたという思いで弁論をやめる、納める場面が多く見られます。就任以来、各種課題、事案への議会答弁で今の問題は、議員さんのおっしゃるとおりです。しっかり調査研究して対策に取り組みますという項目が今まで10件を超えるのではないかというふうに思います。項目を今さら列記して申し述べるまでもありません。その取り組みの足場づくりとして機構改革に着手されたことと期待感を膨らませるところであります。来年度からの機構改革によってどのように着手、遂行されるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 議会答弁でしっかり調査研究して取り組むと答弁している事案について、来年度からの機構改革によって着手されるのかについてのご質問にお答えいたします。

就任以来一般質問等を通じて本町の施策に対し、ご提言やご意見をいただいておりますことにまずもって深く感謝を申し上げる次第であります。いただきましたご提言やご意見につきましては、来年度予定しております機構改革により政策的な課題については、新たに企画財政課へ設置となります政策推進室で担当し、地方創生も含めて施策の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

また、課の再編により、産業部分の一体的な事業推進や福祉部門の統合による住民サービスの向上、長寿社会に対応した保健指導の充実など施策の推進が図られるものと考えております。

検討するとの答弁に対しましては、担当課を明確にし、調査、研究の進捗状況も確認し

ながら町政運営に反映してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 着手といっても、その新体制の定着に時間を要する点もございませぬ。それから、年度内着手と道筋をつけられるものとか、それから新体制で飛躍的に展開される課題とか、各種特色があると思えますけれども、さらに第7次総合計画初年度の取り組みとあわせ行うという難しい面も出てまいります。来る3月の所信表明演述を楽しみにしております。調査をしっかりと行うことと風化が進むこと、風化が進むことというところがちょっと心配な点でもあります。来年度からは進んだものはどのように進んだ、4月からは着々と取り組みや成果が報告されることを期待するものですが、もう一度意気込みについて一言お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほど川村農夫議員からどうも私おっしゃるとおりですとか、それからそういうふうなどうも口癖になっておりまして、いずれ今後とも政策の機動性、柔軟性、こういったものにしっかりと、特にそういうところに重視しながらできれば政策効果が高められるような取り組みをしっかりと取り組んでまいりたい。

それで私は今余り横文字は嫌いなのですが、よく言われておりますワイズスペンディングという賢い政策、これはやはり皆さん方からもいろいろご指導、ご助言をいただきながら進めていかなければならないと。どうかだから今後ともにこの矢巾町をよくするために、特にも第7次の総合計画の基本構想、そして前期の基本計画、そしてそれに合わせて矢巾のまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったことを一つ一つ積み重ねながらしっかりと今後とも取り組んでまいりたいということでございますので、どうかこれからもいろんな形で叱咤激励をしていただければ、私もその実現のために一生懸命取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） それでは、3問目の質問に入ります。

矢巾町の土地利用と定住化促進策についてであります。この二、三十年の間に矢巾町では新興住宅地が開発されてきました。昭和55年の人口1万7,000人から平成17年には2万7,000人へと25年間で1万人の増加を見ております。新都市の核となる岩手医科大学の移転や駅の東西開発整備が進められ、新しい勢いある矢巾の姿として象徴的なところは誰もが認めるところであります。

一方、周辺部の、特に紫波町と境を有する地域や西部に位置する地域では、人口減少や若者の定住が見込めない状況が顕著になっております。農業についても後継者の維持、確保が厳しくなっております。農業は、今や一部の担い手農業者に委ねられ、昔からの農村の家族構成も少人数化して、農村社会もコミュニティ衰退の傾向にあり、それにどう歯どめをかけて地域社会を維持していくのか、過疎地目前の状況であります。周縁農村部の空き家対策、人口減少対策として農家住宅取得に絡む農地保有条件の緩和策を講じることこそ課題解決への特効薬、ターニングポイントとなるのではないのでしょうか。

矢巾町の姿、将来につながる地域社会をどう創造し、推進するお考えなのか。矢巾町高橋農業委員会会長にお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会会長。

（農業委員会会長 高橋義幸君 登壇）

○農業委員会会長（高橋義幸君） 9番、川村農夫議員の矢巾町の土地利用と定住化促進策についてご質問にお答えします。

農業委員会の許可基準の一つに農地を取得する場合には、農家の要件として経営面積が50アール以上あることという規定があります。これは経営面積が小規模な場合には、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、農地の経営的面積が一定以上なければならないというものであります。しかし、平成21年12月施行の改正農地法により、50アールの下限面積が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を低く設定することができるようになり、農業委員会は毎年この下限面積について検討することとなっております。

そこで平成27年6月の農業委員会全員協議会で下限面積の設定要旨について検討したところ、矢巾町は30アール以上の区画の整備率が高く、集落営農組織や認定農業者などの担い手への農地の利用集積が進んでいるほか、経営の状況は、水稻が主業となっていること

などから、安定した農業経営を継続していくためには、現在の基準面積以上は必要であるとの考えから、下限面積は農地法どおり50アールとし、それより低い面積は設定しないこととなりました。矢巾町の土地利用については、国土利用計画矢巾町計画を基本に第7次総合計画前期基本計画が策定されることから、今後整合性を図りながら農業委員会全員協議会で検討して進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） ありがとうございます。平成21年の法改正後ということで委員会判断で下限面積を低く設定することはできるようになったということですが、そうなったにもかかわらず定住化促進の観点と考えあわせるところには至っていないというような感がいたします。仮に50アール要件で農地を取得し、空き家であった農家住宅に住んだとして、翌日から農地利用集積にご利用くださいと言われてしまったのでは、農家減らしの状況にしか進まないということも危惧されます。定住化促進には、農家住宅の空き家などに住居を構えて、10アール程度の土いじりに親しむ人を一人でも多く迎え入れる方策としての観点が必要ではないかと言いたいのです。葛巻町では、平成20年度から50アール要件を10アール以上というふうに緩和し、そして新規就農者などが農地を取得しやすい環境を構築しておりますし、遊休農地の発生防止や解消に効果を発揮していると伺っております。安定した農業経営の継続だけをのぼりに上げては住む人がいなくなってしまう。農業委員会事務局長並びに主幹は、矢巾町人口減少対策推進本部の組織構成員でもあります。農林課長、農地をどう生かして人口減少対策を推進しようとしているのか、その気構えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず前段の形の中で議員がご質問の中でコミュニティ、とりわけ農村コミュニティの話、当然ながら創生事業の部分も成功するか、しないかの部分につきましてもコミュニティというくくりの形の中にかかっているかと思えます。そういう意味では、非常に大切な部分と認識しております。それで今人口減少対策も含めてその観点、どう考えるのかという話でございますけれども、経過につきましても、先ほど高橋会長が答弁した内容のとおりでございます。見方の部分になります。いずれそれを農業者なり、そこに定住するためのも

のについては何かと、所得なのか、あるいは人としてのつながりなのか、これはひとくくりにはできないわけですが、そういうふうな観点を踏まえつつ、委員会の法的な解釈も踏まえて、それで議論した経緯があったということでございまして、その見解の中では、今の土地利用の部分の中ではそういうふうな一つのくくりの部分について、今までの経過を踏まえて一段面積ではこのように進めようという判断になりました。しかしながら、全員がそうではございませんでした。やはり同じようにいやいやと、人がいなくいては農業そのものが成り立たないよと、これも事実でございます。

何を言いたいかと申しますのは、その議論の部分の中では、今町を挙げても空き家対策も含めて人口定住化を進めているわけですが、町だけに限らず関係機関、団体も同じようなくくりの中で、当然ながら答えはありません。そこでは議論が必要かと思っております。この部分につきまして最終的な部分では、全部議論をした形の中で町の骨格となる部分のその真髓を踏まえまして今後詰めていかなければならない。そういう意味では、町といたしましても、委員会のほうだけの部分でそれに固執するわけではなく、町全体としての方向も見定めながら柔軟に考えていかなければならないなということで最後の答弁のくくりになっておりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で9番、川村農夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時5分とします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開いたします。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会の赤丸秀雄です。

1点目の質問は、旧矢巾中学校跡地利用についてご質問します。中学校跡地利用につま

しては、平成24年からこれまでも一般質問などで多くの議論がなされているところでありませんが、再度私からも現時点での町当局の考えを確認するものであります。

先日の議会と町民との懇談会においても町中心部の利用環境のよい跡地利用は、町民皆様の関心の高い事項でありました。希少価値が高く、数少ない広い町保有地でありますので、町民の意向を確認し、早期に利用方針を示していただきたいと思い、以下について伺います。

1つ目です。町民の要望、意向を把握する調査を行う考えがあるか伺います。

2点目です。9月議会で他の議員からも一般質問で問われたとき、白紙状態であるとの答弁でありましたが、その後検討した内容等があれば伺います。また、その後何ら検討されないのであれば、いつごろを目途に利用に向けた方針づけを行うのか伺います。よろしく願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、赤丸秀雄議員の旧矢巾中学校跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の利用方針について、町民に意向把握調査を行うかについてですが、民間事業者からの提案並びに地域懇談会等での町民の皆様からのご意見、さらに今後開催予定のまちづくりワークショップ、まちづくり懇談会等で広くご意見をいただくとともに、今後設置を予定しております有識者等による検討委員会の中で意向調査につきましても協議をいただくこととしております。

2点目の9月以降、利用方針について検討したかについてですが、1点目でお答えいたしましたとおり、町民の方々において最良の利活用はどのようにあるべきかについて民間事業者からのご提案並びに地域懇談会等での町民の皆様からのご意見を踏まえて検討を重ねているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 答弁ありがとうございました。何点か質問させていただきます。

町長の答弁では、利用方針の町民からのアンケートによる意向把握は行わないで民間事業者の提案、地域懇談会等での意見聴取、有識者等による検討委員会での意向調査を協議するとのことではありますが、以前のことを調べましたら、平成24年以降の質問に対しても

当局側は同じ答弁を繰り返しているようであります。矢巾中学校跡地は、57年前の建設に際し、昭和33年から3年間の特例税金徴収など、いろいろな苦労があったことなどから、町民の関心が高いこともわかりました。そこで伺いますが、アンケート調査には時間を要するとか、アンケート内容の集約に手間がかかり、期待が持てないから実施しないのでしょうか。龍澤学館の経緯があったにせよ、平成24年初めから丸4年経過した現在も検討段階にとどまっているのではないのでしょうか。そのことについて再度伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今赤丸議員からもご指摘のとおり矢巾中学校の跡地については、町民の皆さん方の思いもあるわけでございます。特にも固定資産税とか、当時そういったことでいろんな形で町民の皆さん方からもご協力をいただいて今日までの矢巾中学校があったわけでございます。そこで先ほどいわゆるそういった非常に貴重な財産、跡地の利活用でございますので、これはやはり慎重を期して対応していかなければならない。今の私の答弁でいわゆる意向の把握調査をやらないのかということではちょっと受けとめ方を間違われてはあれなのですが、いずれ有識者による検討委員会を立ち上げて、そしてそこでいろんな議論をしていただいて、当然町民の皆さん方のアンケート調査も必要だというのであれば、これは当然やらなければならない。また、議会の議員さん方からもそういうご指摘をいただいておりますので、そこをひとつご理解をいただきたいと。

それから、今9月のときの答弁で白紙ということは、実は今第7次の総合計画の基本構想、そして前期の基本計画がございましたので、そういうところの整合性もやはり図っていかなければならないということもございましたので、今度はもうそういった皆さん方にも方向づけをこれからお願いするわけでございますので、いわゆるスピードアップを図りながら今後はこの計画に取り組んでまいるように前進するあれで進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。

答弁の中に今月20日開催する予定のまちづくりワークショップのお話がありました。この位置づけといいますのは、民間事業者としての提案の位置づけになるのでしょうか。私も公募された皆様の意見を拝聴したいと考えますので、主催は矢巾町となっておりますが、



我々議員も申し込み可能でしょうか、そこを伺います。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

答弁に書いておりますとおり町民を対象のワークショップを開くことにしております。これにつきましては、事業者さんが入って提案をすとか、そういうのは全く考えておりません。ただ要求されれば、このような提案はありますよというようなお話はしたいと思いますが、町長の答弁にありますとおり基本的には今は真っさらの状態で皆さんにご意見を伺いたいなど、このように考えております。それは、やはり総合計画あるいは地方版の総合戦略、いろいろつくっておりますが、定住化促進のために例えば建物を建てるということもありますし、あるいは定住化を促進するために違うものをつくる、すぐ物ではなくて、そういう考え方もいろいろあると思います。そういうふうな部分でとにかく昭和30年に3村が合併して、結局33年に建っているわけですが、その貴重な土地を今後ご利用なされる方、あるいは現在住まれている町民の方々がどのような今後の活用が本当にいいのかというのを、やはり早急な結論は余りしたくないなというふうに考えております。

そのためには、やはりある程度皆さんからのご意見を聞く機会あるいはそれに対する当然ながら財政的な部分もありますので、そういうふうな部分を勘案しながら跡地利用の利活用を考えていきたいなと思っております。ですので、議員さんの皆さんも参加することは可能です。これはやぶさかではございません。ただ、一言言いたいのは、やはり議員の立場というのは、なかなか微妙ですので、できれば発言は余りしないほうがいいのかと思います。このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ございますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。別の視点でちょっとご質問させていただきます。

中学校跡地利用方針はこれから始まるわけですが、方針策定までには当然1年以上、もしくは複数年かかるかと想定されます。また、ことしは校舎跡地の草刈りにも苦慮されていたようですが、それまでの間、グラウンド部分以外の校舎跡地の利用計画等は、どのようにお考えでしょうか。その辺を伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

グラウンド以外という部分で町有地になるわけでございますけれども、こちらの部分、具体的な土地利用の部分については、予定はしてございません。ただ、何月議会かで議員さんのほうからご指摘ございました環境整備、こちらの部分、ご指摘ございましたので、まだこれから今当初予算の見積もりというのか調整中でございますけれども、そちらのほうに整備する部分、例えば整地してとか、花壇づくり等々含めましてご提案のほう申し上げたいと思っておりますので、跡地利用と申しますか、そこの活用については、そういうふうな考え方で今現在進めているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○1番（赤丸秀雄議員） 2点目の質問をさせていただきます。矢巾町の人口増に伴う住宅用地確保についてご質問します。

矢巾町での住宅地確保が難しいとよく耳にするが、このことについて町当局はどのような考えであるか伺います。土地利用規制、宅地は高額で購入がほとんど無理と喫緊の課題であります。今後医大附属病院移転に伴うことなどで町の人口はますます増加傾向にありますが、住宅用地取得が高額で子育て世代の30代後半サラリーマンでは購入困難と耳にします。3,500人規模の人口増加を踏まえれば、この3,500人は転入がほとんどだと想定されますが、単純に1,000世帯分の住宅用地が必要であり、当局は近い将来を見据えた考えとしてどのような計画をお持ちなのか伺います。

1点目、1,000世帯分、単純計算で30ヘクタール相当の土地確保をどのように考えるか伺います。

2点目、子育て世代は、住宅取得に2,000万円から2,500万円程度と言われております。町内の土地単価が高額なためと土地規制が厳しいため、他地域に住居を構えざるを得ない状況をよく耳にしますが、この点については、当局の考えはどうか。

3点目、例えば土地確保のために一例として申し上げますが、矢次地域の雇用促進住宅を雇用支援機構から譲渡していただき、住宅用地並びにアパート等に活用する考えがあるかどうか、その辺を伺いたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 人口増加に伴う住宅用地確保についてのご質問にお答えいたします。

1点目の30ヘクタール相当確保の対応の考えについてですが、人口増加に向けた住宅用地確保につきましては、今後の岩手医科大学附属病院開院時期も踏まえ、関係者等の定住化に向けた受け入れ対策は重要な位置づけと考えております。今回の12月会議において提案しております第7次矢巾町総合計画前期基本計画におきましても、平成31年度までに10ヘクタールの宅地面積を確保する取り組みとしており、既存市街区域内の未利用地の活用も含め促進してまいりたいと考えております。

また、活用可能な空き家情報を提供することで定住化を促進するほか、子育てに係る経済的負担軽減のために医療費助成制度の対象者拡大や保育料の負担軽減率維持などに努めるなど、子育て支援を充実し、出生数の増加につなげたいと考えており、今後ソフト面とハード面の双方から人口増加に取り組んでまいります。

2点目の土地単価が高い状況の対応の考え方でございますが、土地の価格については、実勢価格や公示価格などを参考に売り主と買い主により取引されるものでありますが、近年の民間開発などにより分譲地では、子育て世代のサラリーマンが土地を購入し、住宅を建築する際、金融機関から借り入れ可能金額に納まるよう1区画の土地面積を小さくする工夫をしながら販売しているケースが多く見受けられるようになってきております。一般住宅の建築については、町では市街化区域へ人口の誘導を行っておりますが、市街化調整区域内については、農用地は農業振興地域の整備に関する法律、土地利用に関しましては、都市計画法上の規制などから難しい現状となっております。しかしながら、少子化や人口減少、空き家対策、地方創生などの社会情勢などを踏まえて可能な範囲での見直しを関係機関と連携して前向きに検討してまいります。

3点目の町内に住宅地を確保する提案例の考えについてですが、矢次地区の雇用促進住宅を雇用支援機構から譲渡を受け、住宅用地とすることにつきましては、建物の撤去等に係る経費が見込まれることから考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 答弁ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

31年度までに10ヘクタールの確保と既存市街化区域の未利用土地、それと空き家利用を考えているようではありますが、それで何百世帯分の住居用土地が確保できるか私は危惧し

ております。一気に住宅用地確保は必要でないにしろ、近い将来3,000人以上の人口増が見込まれることから、早期に計画方針策定が必要と思いますが、その辺具体的に関係機関と打ち合わせる等、何か行動を起こす考えがあるかどうかについて再度伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず前からも議員さん方からは、このことについていろいろ質問があったわけですが、まず土地利用の規制の見直し、やはりこれをやっていかなければならないと。先ほども答弁をさせていただいた中に国土利用計画の矢巾町計画、これがまず一番の大きな柱なわけですが、そこからいろんな取り組みをしていかなければならないということで、ただいま答弁させていただいたのは、平成31年度まではそういったことで取り組みをさせていただくということで、この規制の見直しにはどうしても時間がかかるわけですので、赤丸議員からの今ご指摘がございましたように、いずれは私ども3万人の人口を見込んでおるわけですので、それに見合うこれは当然考えて、土地利用計画、考えていかなければならないので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。

次の質問であります、答弁に土地単価は、売り主と買い主の関係で決まるとあります。そこは私も承知しております。しかし、若い層、特に40歳前後の転入を促すのであれば、矢巾町の坪単価は高過ぎます。新居を構えることは難しいと言われます。実際のことですが、私の元の会社の同僚、十数名は矢巾町に住居を構えましたが、ほとんどは50歳後に転入したものであり、子どもを小学校に通わせた者は私の記憶では4名程度であり、少数であります。この状況を踏まえれば、二、三十年後は高齢者の町になり、子どもの少ない町としての人口増加も想定されます。土地規制があることは、先ほど来の説明、また今までの勉強等で承知の上で再質問しますが、地方創生特区の申請とか、先ほども申し上げましたが、関係機関への強い要請などを行い、5年に縛られる法律もあると言われておりますので、5年程度で何とか目途をつけていただきたいと思います、再度ご質問するものであります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答え申し上げます。

今赤丸議員のおっしゃるとおりなのです。そこで子育て世帯が本町に迎え入れるような、

やはり誘導策、これは考えていかなければならないと。そこでこの誘導策についても、今内部では検討を始めさせていただいたところでございます。そして、いずれどういう形で戸建て住宅がいいのか、それともいわゆる公営住宅みたいな形で進めていくか、これは内部でこれから議論を重ねて進めていきたいと。ぜひ子育て世帯の本町へのいわゆる移住というか、誘導策は、これから考えて、そしていずれうちのほうでもそういった方向づけをしながら議会のご理解もいただきながら進めてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。先ほど答弁で矢次の雇用促進のお話をいただきました。この土地以外に町内には、宅地用に転用できそうな土地はほかにないのでしょうか。また、矢次地区の雇用促進住宅は、耐震等のお話も聞いておりますけれども、外側、外壁の改装をしたばかりで見た目はきれいであります。現在お住みの方は震災関係でこちらに移住された方と聞いております。その辺の活用はいかがでしょうか伺います。

それから、第7次矢巾町総合計画基本構想の中に矢巾町土地利用構想図の概要図が載っています。その図では、都市的土地利用増があり、その図を見れば、岩崎川より北側、町道安庭線との間の区間が表示のようにされておりますが、そのゾーンはいつの日か近い将来に都市的土地利用にすることを想定しているのでしょうか、その点も伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

前段のところは、矢次の雇用促進住宅、一番利活用された方々、過去にエレベーターがないと、これなのです。子どもとか、特にお年寄りさんたちは、使い勝手が悪いというか、若い、それこそ雇用の、雇用促進だったので、若い人たちの世代のときはいいのですが、これがまず大きなポイントだということをお聞きしております。

それから、中は、外は外壁は今あれなのですが、中はかなり傷んでおるということで、それに使われていないので、やはり建物というのは、利用されないと老朽化が進むわけでございます。そういったことで赤丸議員に今そういうことの利活用できないかということでございますが、まずエレベーターがないことと、もう一つは、やはり解体撤去するのにお金を、これがいわゆる機構のほうで全部見ていただけるのであれば、のどから手が出る

くらい欲しい場所なのです。ところが、そこはそうはいかないと思うのです。ただ、この機会にもう一度機構とはお話し合いをさせていただいて、できれば、いわゆる更地にして土地を提供していただけるのであれば、譲渡していただけるのであれば、その辺は勇気を持ってもう一度交渉してみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 関連ありますか。

菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） 後段のほうの岩崎川の北側、安庭線までの部分についてお答えをいたします。

以前から地域のほうでは、その部分に関して市街化区域の拡大をしたいということで地域として……

（何事か声あり）

○道路都市課長（菅原弘範君） 下北のほうで結構ですか。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） 途中でごめん。川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） それでは、後段のほうお話をしたいと思いますが、旧市街地、3村合併した際に、煙山地区は、結局矢次のところが旧市街地の形成をしておりまして。それから、不動地区につきましては、室岡地区がそのような形態をとっておりまして、それぞれの形態の場所、やはり元のとおりととはなかなか難しい部分あるかもしれませんが、やはり旧集落の中心地としての利活用をこれから図っていききたいなということで明示をさせていただいているところがございます。それでそれに伴いまして今室岡地区に3ヘクタールという未利用地がございますが、ああいふうな活用も定住促進につなげられるような施策に持っていければなど、こういうように考えておることによりまして、あのような明示しているということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁ありがとうございます。

今都市計画課長がお話したところと、私が漠然とした話をしたので、申しわけありませんでした。行政区で言えば、下北の北矢幅部分の岩崎川北側と安庭線のところの区画が構想、概要図ではという話で答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） 大変済みませんでした。今の部分につきましては、先ほど言いましたように、地域のほうで以前から市街化区域に編入をしたいということで勉強会を開いているということはお聞きしております。それで結構時間かけて、ある程度の構想は練ったようでございますが、その後若干停滞といたしますか、話し合いの場が持たれなくなって現在まできているというふうにお聞きしております。

それで今般、去年あたりから改めてそういったものも考えていきたいということで地域のほうからのお話はありますが、現段階では、どのように進めていくのかということに関しては、まだ進め方については、まだ白紙といたしますか、進んでいないというような状況をお聞きしております。

なお、一部民間のほうで開発をしたいという話はお聞きしておりますが、いずれにしても具体化しているものではないということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今回の地区の件でお話しさせていただきます。まず市街化区域としての要望という形で地元で話というお話は私も聞いております。それに伴って今本当に岩崎川に近いほうの部分の土地については、圃場整備もされなく、狭いながらに耕作しているという現状もあり、一部の者からは、一気ににはできないのかもしれませんがという話もありましたので、ぜひ役場のほう等へ要請がありましたら、継続検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になるかと思ひます。土地確保にかかわる質問ですので、お話しさせていただきます。一昨日の9日に、NHK放送のクローズアップ現代で人口維持をするためには、総人口の年1%の若い人たちの増加が図れば、ある程度の人口増とはいかないまでも人口減は防げるというお話をされておりました。内容につきましては、これは鳥取県のある自治体の例を放送しておりましたが、内容は、Uターン、Iターン、Jターン、この施策を推し進める。例えば町から出ていかれた若い人には、ふるさと納税でもないでしょうが、定期的に電話をし、帰ってくる気ないとか、帰ってくる条件は何かとか、そういうフォローもしながらやる。それから、Iターン、Jターンの方たちには、住居確保します。あそここの例をとれば、やっぱり過疎化で農地、放棄地があるので、そこをどうしてもという

部分の取り組みでありましたので、そういう空き家利用しながらという部分の例を放送でありますが、そこでお伺いしますが、矢巾町ではUターン、Iターン、Jターンについての積極的な施策、取り組み等は行う考えはないでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほども答弁をさせていただいたのですが、やはり子育て世帯の本町への誘導策、今まさに赤丸議員がおっしゃるとおり、このUターン、Iターン、Jターン、そして一番大事なのは、やはり仕事の場の確保なのです。だから私どもが今度の矢巾町のまち・ひと・しごとの創生総合戦略間の中でも、やはりそういった雇用の場の確保、こういったことの受け皿をしっかりとつくっていくこと。そしてただいまご指摘のあったとおり、そういった環境づくりをやりながら同時進行で進めていきたいなど、こう考えております。

そこで今までは検討しますということが終わっておったわけですが、今度はタイムスケジュールをお示ししながら進めていきたいということで、そういう形で、いずれこれはもう本町が人口減少対策の中で一番取り組まなければならない喫緊の課題でもありますので、今ご指摘のとおり、そういったことに全力で取り組んでまいりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません、ありがとうございます」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

次に、10番、山崎道夫議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、一心会の山崎でございます。私は、T P P大筋合意への対応について、町長の所信をまず1点目お伺いをしたいと思います。

日米を含む12カ国が交渉してきた環太平洋連携協定、いわゆるT P Pが約2カ月前の10月5日、大筋合意をいたしました。その後10月20日の政府発表によれば、全輸入品目の95%で関税を撤廃するといった想像以上に厳しいものであります。そのうち農林水産物では81%の関税を撤廃し、これまで関税を撤廃したことがない834品目中、395品目、実に47.4%で新たに関税を撤廃するものであります。守るべきは守ったと甘利担当大臣は胸を張っていますが、重要5項目、米、麦、牛、豚、乳製品、サトウキビ、テンサイなどの甘味資源作物について



も約3割が関税を撤廃してしまうことが判明しました。これは、米粉などの加工品も含め全586品目のうち3割、174品目で関税を撤廃するというものであります。これでは、重要5項目を聖域として関税撤廃を認めないとした国会決議の明白な違反だと言わざるを得ません。米や乳製品については、関税を残したと言いながらも、米については、関税なしの特別輸入枠7万8,400トンの新設し、従来のミニマムアクセス米36万トンと合わせ、計43万8,400トンを入力するという中身であります。また、牛肉、豚肉については、関税を大幅に引き下げることとなります。また、ジャガイモ、ニンジン、ネギ、リンゴやブドウ、イチゴなどの野菜や生の果物の関税は全廃をし、水産物の関税は一部を除いて撤廃となっています。これでは、安い輸入品がふえ、国内の農家や地域産業が大打撃を受けることは必須であります。こうした状況の中にあって、本町としても不安を募らせている農業者や関係者に一日も早い情報提供と対応策を示すべきと思うことから、以下4点について質問をいたします。

1つ、具体的な内容の把握は、どの程度できているのか。

2つ目、本町農業への影響と関連産業の雇用も含めた影響についての試算を明らかにされたい。

3点目、首長アンケートでは、約6割以上が独自策検討としておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

4点目、主要産業である農業と農村社会を維持、発展させていくための対応策を示されたいと思います。

以上、質問をいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員のT P Pの大筋合意への対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の具体的な内容の把握は、どの程度できているのかについてですが、新聞報道等で公式発表されている内容については、把握しております。10月中旬に東北農政局で開催されましたT P P大筋合意に係る意見交換会には、職員を派遣し、合意内容等に関する説明があり、合意内容や他県の市町村の意見も聞いたところであります。今後もこのような説明会等が開催される場合は、職員を派遣し、情報収集に努めてまいります。

2点目の本町農業への影響と関連産業の雇用も含めた影響についての試算についてですが、今回の大筋合意による影響については、現在内閣府を中心に農林水産省が試算を行っており、

年内をめどに示すと伺っております。この結果を受けて県においてもＴＰＰによる影響について試算を行うと思われますので、この試算内容及び試算結果を踏まえ、町内農業者への影響について検討してまいります。

３点目の首長アンケート、いわゆる市町村長に対するアンケートでは、６割以上が独自策を検討しているが、町長の考えはについてですが、今回のＴＰＰ大筋合意に対し、どのような形と方法で対策をとることが有効か検討を進めていく必要があります、またどの分野まで影響を与えるのか注視し、状況を見守ることも必要と考えますので、関係機関のみならずＪＡ等の関係団体、生産者を含めた形での対策組織を編成し、方策を検討し、この問題に対応してまいりたいと考えております。

４点目の主要産業である農業と農村社会を維持、発展させていくための対応策についてですが、今後迎える厳しい農業情勢に対しまして、地域の取り組みを支える体制の構築と各地域のアイデアを生かした地域活性化への取り組み等が必要と考えております。今後においては、各地域のリーダー等の人材の育成のための研修会やセミナーへの参加を初め地域住民が主体となった地域ビジョンの作成、地域資源を活用した農産物の産地化、ブランド化の推進、若者や女性、高齢者への活動等の支援が課題と考えておりますので、地域と関係機関が一体となり、連携を図りながら本町の農村社会の将来像に向かって地域とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 県は、今月9日、おとといであります、県議会にＴＰＰ協定交渉大筋合意で想定される本県の農林水産業への影響について報告したと報道されました。それによりますと、政府が公表した政策大綱などから、現時点の価格における影響度合いなどの中間取りまとめとのことではありますが、影響額などについては、政府が年内に公表予定とのことですので、本町においてもそれを受けて詳細を分析することになると先ほどの答弁で理解をいたしました。

また、今月の18日に県主催で国からの説明を受けることとありますが、それを受けての試算ということになると思いますが、本町の農産物の中で影響が懸念されるのは、米と野菜であると昨日の一般質問の答弁でありました。本当にそれだけなのでしょうか。答弁では、牛肉はセーフガードがあるから余り心配は要らないのではないかととれる答弁でした

が、本当に大丈夫なののでしょうか。牛肉は、現行38.5%の関税がかけられており、即撤廃ではありませんが、徐々に9%まで削減することになっており、関税撤廃率は、実に73%と、重要5品目の中で最も高い率になっております。本町においても複合経営で米や牛、キュウリ、ネギなどの野菜、さらにはリンゴ栽培などにかかわっている農家の不安は大変大きいものがあると思います。したがって、本町におけるTPPの影響は、米と野菜への影響が懸念されるが、牛肉などは余り心配要らないという捉え方でいいのかお伺いをいたします。

また、主な生産物の産出額と生産量について、できれば昨年度あるいはその資料がなければ、その前の年でもいいですが、その部分についてもお知らせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

前段のところは、私のほうから答弁をさせていただきますが、それで昨日の答弁でも米とか野菜ということでお答えをさせていただいたのですが、実は今山崎議員からもお話がございましたように、私ども牛肉とか豚肉とか、このことについてもやはりどうなのか、本当に大丈夫なのかということ、そこで18日の説明会、ここで県がどのような中身をお示ししていただけるか。だから、まず今のところはマスコミの報道では、もうご存じのとおり米、麦、野菜、そして牛肉、豚肉のことにも影響があるということを言われておりますので、本町の農畜産物、いずれこのことについては、私ども18日の説明会を受けて、しっかり内容を把握しながら、そしてできる限り生産者の方々に正しい情報提供をいたしてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、細かい産出額とかについては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

2点目の生産額の関係でございますが、全体的な部分につきましては、このTPP等の部分を踏まえた形の中では、当然今現在の形の中では押さえてはおらないわけでございますが、町といたしましては、当初このTPPの大筋合意に向けた協議の過程の中で国が試算したそれぞれの品目ごとの率の部分について、まずそのように捉えているのかなということの部分でございます。例えば米でいきますと、それなりの率の形の中でそれぞれ品目出ているわけでございますが、今ここでは、ちょっと細かい部分になりますと、率の部分につきましては、ちょっと今資料の部分についてちょっと開きかねていましたので、あれなのですが、い

ずれその部分のみの今の率でございます。

ただ水稲、米につきましては、議員ご案内のとおり今年度の部分につきましては、いずれ過去の平成9年当時の高値の部分から比較した場合は、かなり下がっているのは、そのとおりなわけでございますが、26年産は単価的には1俵当たり2,000円なり、3,000円ぐらいまず持ち直したという部分は報道されておりますけれども、そのような形の中では、所得的にはそういったふうな形では得ておりますので、いいということはいいませんけれども、対前年比較とした場合には、その意味ではまずいいのかなと。

ただ当然おっしゃいますように、今後の影響の部分、このT P Pの部分につきましては、先ほど町長も答弁した分がありますけれども、いずれボクシングで言うなれば、ボディブローのように効いてくると、その効き方がどういうダメージなのかというのは、ここでは明確にこうだと、数値的には出せませんが、ただトータルといたしましては、やっぱり影響があるということは、そのとおりなわけでございます。この部分につきましてもきちんと検証しながら、それぞれ農家の方の部分と行政の部分あるいは農協なり、役割分担を明確にした形の中で課題をいずれ踏まえながら協議しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。ちょっと明確な答弁でなくて済みません。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今の生産物の産出額と生産量、これはT P Pの試算をした前の、今のいわゆる本町におけるその部分をお聞きをしたものですから、後でいいですので、この部分については資料をいただければ大変助かるのですが、よろしく願いをしたいと思います。

2問目の質問でございますが、T P Pはずっと秘密交渉でやってきた関係で、ほとんどその内容が知らされていないという、非常に国民といいますか、我々農業者にとっても、非常に歯がゆい、情報がないままで不安が募っていくというふうな状況にあると思います。したがって、生産者はもちろんですが、消費者も遺伝子組み替えとか、あるいは残留農薬の問題とか、いろいろ報道がされています。実際モンサント会社というアメリカのいわゆる枯れ葉剤をつくった会社などは、遺伝子組み替え作物をアメリカ、オーストラリア、スペインでどんどんつくっていると。そして、その表示がないものが出回っているというようなことも言われています。それが日本にどんどん入ってくるというような状況がもしあれば、これはいわゆる食の安全を脅かされると、不安が増すばかりだということで、これをやっぱりしっか

りとした情報を開示するといえますか、そして町にはお願いしたいのは、やっぱり正しい情報をしっかりつかんで、そしてそれを町民につまびらかに明らかにしていくと。したがって、生産者もそうですが、消費者についても、そういう不安を、あるいは心配を払拭するような、そういう手だてをぜひとっていただくようお願いをしたいと思います。したがって、その情報をいち早く提供していくということが必要だと思いますが、こうした情報を例えば広報で特集を組むということが可能なかどうか検討してもらわなければなりません、その方法も含めて取り組んでいってもらいたいわけですが、その考えについてありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今山崎議員のご指摘のとおり、やはり食の安全をしっかりと保つことができるのかとか、やはり生産者であって、消費者の方々もやはり非常に関心のあるＴＰＰの大筋合意なわけでございます。ただ今国がそういう状況、また県も私も今ここでお約束できる、あのとき約束したのは何だと、こう言われてはあれなのですが、18日の説明会、今山崎議員からのご指摘のとおり、私らも、市町村も納得いくような説明内容なのかどうか、そこもちょっと心配なところがあるのです。だからきょうここでわかったことは正しい情報は出させていただきますので、ただ今ここすぐ18日でしっかりした情報をキャッチできるかどうか、いずれキャッチして、これからいずれは必ず開示されるわけでございますので、そのときにはしっかり周知していくような対応をしてみたいと、こう考えておりますので、そのところはひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 町長の言っているのは、全くそのとおりのわけですが、できるだけ早く情報提供してほしいというのが本音のところでございます。その点については、今後のいろいろな取り組みの中で検討していただいて、町民にやっぱり早く正しい情報を伝えてほしいというのが私の思いでございますので、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

最後のこの部分での質問ですが、ＴＰＰの大筋合意を受けて、町内もたしか6法人が設立をされて、それぞれ法人化した優位性というのがあるわけですので、それに沿って農業経営がなされているわけですが、このＴＰＰの合意を受けて、本町の農業経営体に法人化の進む方向、ブレーキがかかる可能性があるのではないかと私は危惧しているのですが、そういっ

たことに対しての懸念材料を払拭する考え方といますか、取り組みをどのように考えているのか、その1点だけお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで今私どもが一番心配しているところはそこなのです。ただ山崎議員もご存じのとおり、TPPの大筋合意の中で、まず全体的な影響、これが非常に読みにくい状況にあるわけなのです。そこでだから先ほどもお答え申し上げたとおり、今法人化されているところは、特にも私どもがこれから注視しながらしっかり支援していかなければならないと、こう思っているのです。だからこそ今の状況では、まず全体的な影響も読みにくい中で個別的なこの状況も読めないというような状況下にありますので、このことについては、今矢巾町の今の現段階で、現在のところでこうだと言いきれないということをご理解をいただきたいと思えます。

ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質問の途中でございますけれども、暫時休憩に入りたいと思えます。

再開を午後1時といたします。

午後 0時05分 休憩

-----  
午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

第2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、第2問目、マイナンバー制度の周知と説明についてお伺いをいたします。

マイナンバー制度が10月5日、本格始動し、約2カ月経過いたしました。本町では11月25日段階で9,925世帯に通知カードが配達されているということですが、来年1月からは個人番号カードが交付になることから、その申請手続も含め個人番号カードの利用に当たって知っておかなければならないことなどについて以下お伺いをいたします。

1つ、この制度のメリットとデメリットは何なのか。

2つ目、制度開始に向けて庁内体制の整備やシステム改修などの準備は整っているのか。

3点目、現時点における不安や課題があるとすれば何なのか。

4点目、町民や民間事業者への広報啓発や問い合わせに対する対応はどのように行っているのか。

5つ目、マイナンバー制度の認知と理解を深めるため、町民等への説明会を開催すべきと考えますが、その対応はについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） マイナンバー制度の周知と説明についてのご質問にお答えいたします。

1点目のこの制度のメリットとデメリットは何かについてですが、まずメリットについては、大きく3つあり、1つ目は、行政を効率化し、人や財源を住民サービスに振り向けられること。2つ目には、社会保障、税に関する行政の手続で添付書類が削減されることや行政機関から住民に対して必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できることによる住民の利便性が向上すること。3つ目は、所得をこれまでより正確に把握することできめ細やかな社会保障制度を設計し、公平公正な社会を実現することが挙げられます。さらには、今後民間活用を含め、IT社会の重要な基盤として最大限活用していくこととされております。

次に、デメリットについてですが、個人の住民の方々につきましては、制度開始時において新たな手続が発生すること、また民間事業者につきましては、この制度は収益に直接関連しない分野であることから、メリット感は実感できませんが、事務負担は継続的に発生するものであり、個人情報の保護についても、これまで以上に厳格なシステムによる管理運用が必要となり、財政的な負担も大きくなると思慮されるところであります。

2点目の制度開始に向けて庁内体制の整備やシステム改善などの準備は整っているかについてですが、庁内体制につきましては、昨年12月に番号制度導入委員会を設置しており、その委員会に産業部会を設置し、詳細な検討及び調整を行い、万全な体制を整えるべく、その準備を進めております。また、システム改修の準備につきましては、来年の7月から始まる国による総合運用テストに向け、システム事業者と打ち合わせを重ね、万全を期するよう準備を進めております。

3点目の現時点における不安や課題があるとすれば何かですが、国からその詳細が提示されていない部分もあり、対応するシステム改修費の全体枠が把握できず、財政の影響を懸念

しております。

4点目の町民や民間事業者への広報啓発や問い合わせに対する対応はどのように行っているかについてですが、町ホームページにつきましては、本年3月から国のリンク先をお知らせするなど、マイナンバー制度に関する情報を掲載しているほか、町広報紙において、本年8月から毎月連載記事を掲載させていただいております。また、問い合わせに対する対応につきましては、全体的な制度につきましては、企画財政課が行っており、10月以降問い合わせがふえてまいりました番号通知及びカードに関しましては、住民課が対応しております。

5点目のマイナンバー制度の認知と理解を深めるため、町民等への説明会を開催すべきと考えるが、その対応はについてですが、4点目でお答えしたとおり、現在町のホームページや町広報紙によりまして周知を図っており、現在のところ説明会の開催は考えていないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） マイナンバー制度は、国が力を入れて進めている制度ですが、開始に向けて庁内体制の整備やシステム改修などの準備に汗をかいている担当職員の皆さんは、本当にご苦労さまだと思います。しかし、苦労して準備を整えたとしても、それを利用する町民の不安や認知度、理解度が低く、カード交付申請が少ないなど、制度運用がうまくいかなかった場合のことを考える必要はないのでしょうか。

例えば2003年に始まった住基カードは、10年以上たっても全人口の5%程度の普及率にとどまっているといった実態があります。現時点での不安や課題は何かとの質問をしましたが、住民の認知度や理解度には全く触れられていません。その点についてどのようにお考えになっておられるのでしょうか。また、カードの申請数が少ないときの対応策は考えられているのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） それでは、私のほうからは1点目の住民の認知度という部分についてお答えをさせていただきます。

先ほど答弁書にも書いておりますが、町のホームページあるいは広報紙、あるいは新聞紙上等でもいろいろと今このマイナンバーのことについては掲載をされておりますが、それぞれの皆さんの認知度、これは各地域においても、やはりまだまだ低いものという部分では理



解をしております。いずれこのカード、今番号の通知は各世帯に行っているわけですが、果たしてそれが何に使われるのか、それからどうすればいいのかというのがやはり基本的な問題だというふうに捉えております。

ここの部分につきましては、その都度、その都度、やはり機会を見て、うちらも相談されれば、当然そのような部分で答えなくてはならないわけですが、ご理解をしていただくように、やはりお話をしていく術しかないのかなと思っております。ただ、それに伴いまして、やはり住民への例えば地域懇談会のように各地域を回りながらの説明会等、なかなか難しい部分もありますので、一番やはり広報紙というのは、各世帯に回っているという部分では、一番目につきやすいのかなと思いますので、それぞれ目について理解していただけるような掲載の仕方も考えながら進めていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 2点目のご質問にお答えいたします。

カードの利用申請の件数が少ない場合、どのように考えるかということでございますけれども、現時点では実際にカードを取得したとしても、28年1月1日以降取得できるわけなのですけれども、身分証明書の役割しかまず果たすことしかできないというのがまず現状ではございます。その状況の中で今後ふやしていくためには、そのカードを取得することのメリットを打ち出していくことが大切でございまして、現時点ではそういう状況ではありませんけれども、29年1月1日から全国の自治体が情報、ネットワークでつながりますので、そうなりますと、例えば証明など、そういったものをコンビニ証明という、そういったシステムを構築すれば、全国どこでもいろんな、例えば戸籍関係の証明なり、住民票なり、そういった証明書がとれるようなメリット、そういったものを考えていきたいと思っておりますし、またその後民間との連携も政府は考えておるようございまして、そういったこれから徐々に出されてくるメリットについて周知をしていきまして、カードの申請者をふやしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 政府は、個人番号カードの利用をふやして制度を定着させるためにカードを健康保険証や身分証明書などにも使えるようにできるだけ用途を広げようとしてお

ります。新聞報道では、2018年からは預貯金口座にもマイナンバーがつくとされておりま  
す。当初は、利用者の了承が必要だとしていますが、政府は義務化も検討していると報道さ  
れました。マイナンバーは、行政だけでなく民間企業も扱います。蓄積した個人情報一旦  
流出すれば、被害は甚大なものになります。個人のメリットは、行政手続の一部が省略でき  
る程度だと思えませんが、個人の情報を国に一括管理されるということになれば、プラ  
イバシーの侵害やなりすまし犯罪、さらには情報漏えいの危険性など、デメリットのほうが  
深刻ではないでしょうか。全国でも憲法に違反するとして訴訟が相次いでおるのもそういっ  
たことからではないでしょうか。そこでお聞きをいたしますが、個人番号カードの申請と取  
得は義務ではなく任意だと思っておりますが、事業所の従業員も含め、カードを取得しない  
場合の不利益は何かあるのかお聞きをいたします。

また、情報漏えいなどに対して総合賠償保険を最高2億円型に加入しているということで、  
この前の全協で説明がありましたが、これの掛金は幾らで支払い対象はどこになるのかお聞  
きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。

カードの取得は任意かどうかということでございます。これは全く義務ではございません。  
国では、ちょっと今数字はですが、数年以内に数千枚、8,000枚ほどの個人番号カードの取  
得を目指しているようでございますけれども、これはあくまでいろんなサービスを付加する  
ことによって、そのカードを取得してもらおうという試みでございまして、あくまでこれは  
任意でございます。そのことによります罰則等も特にございませんし、もし個人個人がこれ  
の個人カードを取得することによって自分にとって何らかのメリットがあると思った時点  
でこれを申請していただければいいということになってございます。そのために1回目の個  
人番号カードの取得に関しては、無料ということになってございますので、そのところをご  
理解願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 2つ目の漏えい関係の賠償の関係でございます。こちらにつきま  
しては、2億円型ということでご指摘のとおりでございまして、負担の掛けにつきましては、  
92.4円掛ける年度当初の4月1日の人口、これが負担の条件になってございまして、27年4  
月1日、2万6,909人掛ける92.4円ということで約250万円、こちらを総合賠償保険といたし

まして、全国町村会総合賠償保障として町村会、こちらのほうが窓口となってお支払いしているものでございます。

以上、お答えといたします。

(「支払い対象」の声あり)

○総務課長（山本良司君） 支払い対象につきましては、個人情報漏えい、かかった、いわゆる被害者といえはあれですけれども、その方、本人でございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 今住民課長からもお話あったように当然任意でありますので、それは本人の判断でということでございますけれども、やっぱり住民というのは、通知カードも来ているわけですので、なかなか義務なのか任意なのかというのが判断つかない方もかなりいると思うのです。それから、どういうふうな手続をして、どういうふうにすれば、個人番号カードが配布になるのかというのも、確かに町の広報紙で4回にわたって、私も見っていますが、周知といたしますか、広報活動はしているわけですが、それだけで本当に町民のいわゆる不安といたしますか、疑問といたしますか、そういうものが解消までいくかどうかわかりませんが、なるほどなど、ああこういうものなのだなどという大体の線までもわからない人が多いのではないかとというふうに、そういうふうな懸念をしているわけです。

したがって、盛岡は2回だかやったというのもあったようですが、各地域を回らなくても私はいいと思うのですが、やっぱり例えば中央公民館で何月何日と何月何日、そういう説明会をしますと、興味のある人、あるいは中身について疑問を持っている方は、どうぞ来てくださいというふうな、そういうふうな取り組みをしても、これは何らいわゆるマイナスにはならないし、役場に対して何やっているのだということも全くないわけです。むしろそういうのをやってもらえれば、本当にいいなという方がかなりいるのではないかと考えているわけです。

当然その危険性もあります、デメリットもありますので、必ずしもこれは説明会に来なくてもいい人はいるわけですので、ただやっぱり興味を持ったり、あるいは身分証明に使いたいか、さまざまこれからそういうふうな制度が浸透していくと、使える範囲といたしますか、利用範囲が出てくるということになれば、やっぱりつくっておきたいという方も当然いるわけですので、その辺のことをやっぱりしっかりと把握をしながらかゆいところに手が届くと

いう表現がいいのかどうか、これはちょっとわかりませんが、やっぱり望むようなそういった取り組みを考えてもいいのではないかとというのが今の私のお願いの言葉みたいなものですが、いずれそういうふうな検討もしていく必要があるのではないかと考えているのですが、その辺の考えについてありましたらお聞かせをいただきたいと思っています。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私ども内部で課長会議でも申し合わせをしておるのですが、いろんな会議があったときに、もうそれこそこの番号は全てにわたるわけでございますので、いろんな、私もこの間は青松学院大学でもお話をさせていただいたのですが、特にもこれからこの通知カード、個人番号カードでのいろんななりすましとか、先ほどお話あったような被害もこれから出てくるわけですので、だからそういった周知もやるべという事で申し合わせをしておりますし、また基礎自治体の責務として当然今ご指摘のあったことについては、いわゆる来年の1月から個人番号カードがスタートいたしますわけですので、その状況を見きわめながら適切に対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

○10番（山崎道夫議員） それでは、第3問目の質問に入らせていただきます。役場の機構改革に伴う職員の意識改革についてお伺いをいたします。

地方分権や地方創生が進められている中、地域の実情を踏まえたきめ細やかな住民サービスを提供することや地域資源の活用などをさらに進めるなど、市町村の役割や責任はますます重くなってきていると思います。こうした状況の中、本町役場における機構改革が計画されていることに対し、以下質問いたします。

1点目、庁舎内における機構改革の考えが示されましたが、その意図するところと目的は何でしょうか。

2点目、ことし6月以降たびたび発生した不祥事を根絶するための綱紀粛正と意識改革をどのように取り組む考えなのかお伺いいたします。

3点目でございます。来庁者が気持ちよく役場を利用できる体制を構築するため、接客マスタの認定制度を取り入れてはどうでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 役場の機構改革に伴う意識改革についてのご質問にお答えいたします。

1点目の機構改革の意図するところと目的は何かについてですが、平成28年度以降は、矢幅駅前地区土地区画整理事業に関する業務量が減少することから、担当課である区画整理課を廃止することが可能となり、人員を大幅に再配置する機会となることを捉えて、土木部門のみの変更にとどまらず総務、福祉、産業等の全部門における今後必要な施策等組織の適合性を見直しを行い、必要となる組織の形態を検討した結果、このたびの大規模な機構改革を行うものであります。

特にも福祉部門では、社会福祉全般を担当する福祉・子ども課と健康支援全般を担当する健康長寿課に分離することにより、担当部署の明確化と住民の皆さん方の利便性の向上を図り、産業部門では、農林商工及び観光の各産業の一体的な施策推進を図るための課の統合と一律的な統廃合ではなく、部門ごとにおける必要な組織体制を構築するものであります。

2点目の綱紀粛正と意識改革の取り組みについてですが、日ごろから職員の綱紀粛正については指導しているところではありますが、具体的には一般職員を対象として服務規律や仕事に対する意識に関しての研修を行い、再発防止の一步としたところであり、今後は、機構改革とも相まって職場内研修の一環としてのOJTをこれまで以上に実施し、組織の基本また基礎単位である係内から意識の徹底を図ってまいります。

3点目の待遇マイスターの認定制度の導入についてですが、待遇マイスターの認定制度については、盛岡市職員において実施されておりますが、本町職員の待遇研修体系については、平成25年度から新方針が行っており、職員の新採用時において待遇指導の資格を取得した職員が研修を行い、その他の職員については、盛岡広域市町、いわゆる首長懇談会事務検討会議人材育成部会における盛岡市主催の待遇研修を利用して、盛岡市職員とともに待遇研修を受講しております。この研修には3年ごとに各所属から最低1名を参加させることで研修に参加した職員が中心となって各所属の待遇指導を行うこととしており、平成25年度に続き、平成28年度に2度目の派遣を行う予定をしております。

なお、通常年度におきましては、同研修に参加を希望する職員、各所属において参加させたい職員を個別に派遣をしております。以上のように本町の組織規模に見合った待遇研修制度を体系づけて実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ただいまの町長の答弁を聞いて、まさに今本町は地方創生の中で地方版総合戦略、さらには第7次総合計画の前期基本計画の実施などを控えて、非常に新しいまちづくりに向けた体制整備、大いに期待をしているところでありますけれども、町民がこの機構改革に何を期待しているかというのは、これからのわけでございますが、さまざまな施策の中でこのような機構改革というのは、恐らく何十年に1回かのことだろうというふうに思います。したがって、この機構改革の中で町内利用者あるいは町民に何を最も、アピールしたいのは何なのかということをお願い答弁していただきましたので、中身をずっと見れば、なるほどなとは思いますが、町民の皆さんが今度機構改革になってさまざま課が変わると、そういうふうな状況の中で、そうした中で何がこの目玉なのかと、いっぱい出されれば、そのとおりでございますけれども、一言で言ってアピールするのは何かということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

一言で言えば、町民本意の機構改革と、やはり町民の皆さん方がやはり役場に行きやすい、そして行っているいろんなことを相談できる、そういう町民の皆さん方の利便性というか、私はここが一番大事なところだと思いますので、だからこそ今後の機構改革については、いずれスタートする前に町広報紙などを通じて周知をしてまいるとともに、町民の皆さん方にもご理解をいただく、やはり広報紙を通じてやっていきたいと。とにかく町民本意の機構改革というのが大きな目玉でございます。そこをひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） わかりました。まさに一言で言うてこういうことだなということをしつかりわかったわけでございますが、やっぱり職員の皆さんというのは、与えられた仕事はもちろんこなすのは当然でございますが、与えられた仕事以上に一歩先を見越して、そしてそれをしっかりと取り組んでいく、それもやっぱり大切なことだろうというふうに思っています。今度の改革でプロ意識を持った職員ができるだけ多く育つことを本当に期待をしたいと思いますので、高橋町長以下、本当に頑張ってくださいと思います。

この質問については、以上で終わります。

○議長（廣田光男議員） それでは、第4問目の質問を許します。

○10番（山崎道夫議員） それでは、4問目の質問をいたします。4問目の質問に入らせていただきます。旧矢巾中学校の跡地利活用についてお伺いをいたします。

町民の多くが関心を持っている旧矢巾中学校跡地について町民が主体的に利活用できる社会教育施設、例えば室内体育館の建設等を考えてはどうでしょうか。

2つ目です。できるだけ多くの町民の考えや思い、さらには希望を反映し、実現するためできるだけ早い段階で町民アンケートを実施することも必要ではないか、そのことを質問をさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 旧矢巾中学校跡地利活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の町民の多くが関心を持っている旧矢巾中学校跡地について、町民が主体的に利活用できる社会教育施設、例えば室内体育館の建設等を考えてはどうかについてですが、現在民間事業者からの提案並びに地域懇談会等での町民の皆様からのご意見を踏まえ、検討しているところであり、今回ご提案をいただきました社会教育施設につきましてもあわせて検討してまいります。

2点目のできるだけ多くの町民の考えや思い、さらには希望や要望を反映し、実現するためできるだけ早い段階で町民アンケートを実施することも必要ではないかについてですが、町民の方々において最良の利活用はどのようにあるべきか、民間事業者からの提案並びに地域懇談会での町民の皆様からのご意見、さらにまちづくりワークショップ、まちづくり懇談会等で広くご意見をいただくとともに、今後設置を予定しております有識者等による検討委員会の中で町民アンケートにつきましても協議をいただくことにしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 旧矢巾中学校跡地の利活用に関し一般質問を行うのは、今回で6回目となりますが、高橋町長になってからは初めてであります。この間、平成21年3月議会から今日まで約6年8カ月にわたってこの問題で一般質問をした方たちは9名で15回にわたって質問をされております。それだけ関心の高い重要な問題だと思うわけであります。今回の質問に対し、長年の願いでもあります室内体育館などの社会教育施設の建設についても検討してまいりますとのご答弁をいただきましたが、大いに期待をしたいものだと思っております。今後多くの町民の意見を聞く機会を持つとのことではありますが、この中にあります有

識者等による検討委員会の構成と、検討委員会というのを設置するということになっておりますが、その検討委員会の構成と設置時期について、まず1点お聞かせを願いたいと思います。

それから、この中にある民間事業者からの提案があるとの答弁をいただきましたが、その民間事業者の提案というのはどのようなものなのかここで答弁で言えるものなのか、その辺をお伺いをしたいわけですが、それから民間事業者というのは、何社からの提案なのか。その辺についてお聞かせを願いたいと思います。これについては、ちょうど2年前の平成25年12月定例会の一般質問において村松信一議員が中学校の跡地の利活用については、公募による提案もいいのではないかと提起をしておりますが、そうした経緯もあって民間事業者から提案を受けたのではないかと私は思ったりもしていますが、その点についてはどうなのか、そこについてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まずただいま山崎議員からもご指摘のとおり、矢巾中学校の跡地の利活用は、まさに重要な問題、課題でもあるわけでございますので、いずれ今後タイムスケジュールをしっかりとくって、進行管理をしてみたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、検討委員会の構成なり、設置時期はどうかということですが、これは今内々内部で検討しておりますので、いずれもう早い時期に、早い時期というのは、これはちょっと年明けになると思っておりますが、いずれ構成メンバーなり、そういったことは、そして組織の立ち上げをして検討委員会の立ち上げをしてみたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたい。まずできる限りタイムスケジュールをお示しをさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、民間提案は、これは公募ではない、まず矢巾中学校の跡地そのままになっているけれども、何かに使うのかと、いやうちらこういうふうなことを考えているじゃということで私らのほうでお願いしたというよりも申し込まれてきているのです。そこでちょっと話が大き過ぎてここで明らかにしていいものかどうか、例えば屋内のドームをやってみたらどうだとか、それから先ほどの話あった、例えばいわゆる少子化対策のあれで住宅用地と、いわゆる子育て世帯の、どうも話が大き過ぎるのです。私もかなり大きな夢は持っておりますが、私が描いている夢よりも大きなもので、今の財政ではとてもできる状況ではないので、



もう少し地についたあれをしっかりと対応してまいりたいと思いますので、どうかドームとか、今の子育て支援の住宅のあれとかはまず聞かなかったことにさせていただいて、まず着実に堅実に進めていくことを、これから公募も含めて、いずれしっかりと進行管理してまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 赤丸議員もかなり跡地利用については、熱い思いを持ってお話しされておりましたが、当然これからいわゆる具体的に検討に入っていく、あるいは町民の思いや希望や、そういうものをしっかりと把握していくということですので、その部分については、タイムスケジュールもあわせて一生懸命やっていくという話でございましたので、大いに期待をするわけですが、その間、いわゆる何かに活用するということが決まって、それを実施段階までの間の、先ほども赤丸議員からありましたけれども、この空き地は、非常にもったいないと思うのです。恐らく多くの町民も何でこのままにしておくのだろうなという話が出ているのだろうというふうに思いますし、実際にそういう話もこの近隣の方たちから草がちょっとひどくて何か考えていないのかという話もあったりしていますので、そういうふうな状況の中でやっぱりこの活用を考えるべきだと、はっきりとした方針が立つまでの間の話なのですが。

したがって、役場の周りでいわゆるパークゴルフというのですか、そういうものを一生懸命取り組んでおられる方がおりますので、あるいは日常的に子どもたちがボールを蹴って遊ぶ場所にしたいとか、いろいろあると思うのですが、あるいはベンチを置いて休みたいとか、幸いトイレもあるわけですので、そういうふうな活用を暫定的なものになると思いますが、これもあわせてやっぱり検討していったらどうかというふうに思っていますが、その辺の考え方というのはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

そのご指摘のことについては、まさにそのとおりでございまして、実は今全国的に鳥取方式ということでチャレンジデーというのを設けて、みんなで機械がある人は機械、または勤労奉仕とか、そういうことで芝生をつくったり、まさに今グラウンドゴルフとか、さまざまあるわけですが、だから今のところそういった町民の皆さんと一緒に、そして芝生とか、そういった緑地化をしているいろんな憩いの場とか、そういうまたはできればグラウンドゴルフとか、そういったものにできるようなことを考えていくかということで、今まだこ

れまさに芽を出す、種をまく段階でございますが、そういったことをこれから皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつそのときはよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、8番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 残すところあと2人となりましたが、ひとつお疲れでしょうが、最後までおつき合いいただいていたなと思っていました。議席番号8番、藤原梅昭です。

ことは3村合併60周年ということで60周年にまつわるいろんな行事が行われたわけですが、非常に意義深い年と、そういうことでこの年に高橋町長におかれましては、町政のかじ取りを担ってからはや7カ月過ぎました。多くの課題を抱え、職員ともに日夜奮闘されていることに敬意を表したいと思っております。町のため、町民のため、矢巾のため、ひいては日本のためということで大いに議論を重ね、ともに頑張っていきたいことだと思っております。早速ですが、質問に入らせていただきます。全ておっしゃるとおりですと言われると5分か10分ぐらいで済みますけれども、いろいろ議論を重ねていきたいなというふうに思います。

まずは、一番大事な安全、安心なまちづくりについてお伺いいたします。8.9豪雨災害から2年と4カ月、現在の復旧及び防災体制の推進状況をお伺いいたします。

2つ目には、3.11東日本大震災からきょうで4年と9カ月ということで当町への避難者も多くおられるわけですがけれども、その避難者の対応及び被災地の支援状況をお伺いいたします。

3つ目には、将来とも安全、安心な水道事業のあり方及び盛岡市、矢巾町事業等組合との統合についての考え方を伺いいたします。

4つ目には、TPPの大筋合意に伴い、農業経営への影響が懸念されるわけですが、今後の食料安全保障にかかわる食料についての対応をお伺いいたします。

また、岩手県のオリジナル品種、水稻品種、岩手107号銀河のしずくの命名が決まりましたけれども、これへの当町の取り組み状況をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、藤原梅昭議員の安心、安全なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の8.9豪雨災害の復旧状況についてですが、町の災害復旧工事については、平成25年に災害査定を受けた町道南昌山線を現在施工しているところであり、3月完成に向け鋭意努力しているところでもあります。また、岩手県管理の河川道路については、道路災害は全て完了しておりますが、河川災害については、現在高田地内の見前川を施工しており、今年度中に完了する予定と伺っております。弊懸の滝付近の護岸修復については、豪雨災害以降管轄しております盛岡森林管理所に数回にわたり要望及び協議をしてきたところですが、復旧に当たっては、他市町の同災害における被災復旧の優先順位や予算の関係もあることから、着手までに時間を要するとの回答を受けておりますが、機会を捉えながら引き続き要望してまいります。弊懸の滝手前の橋げた土砂崩れについては、管轄が岩手県であり、数回にわたる要望の結果、現在復旧工事に着手したところであり、今年度中に完了する予定になっております。

マレットゴルフ場、水辺の里につきましては、第7次総合計画に基づき、今後の活用について協議を行いながら復旧あるいは整備を検討してまいります。防災体制の推進についてですが、災害を未然に防ぐことは難しいわけですが、災害が発生しそうな状況をできるだけ早く情報収集し、避難行動につなげることが重要なことから、气象台や岩手河川国道事務所との連絡体制を構築し、より早い現状把握のため、今年度河川監視カメラ及び水位計による監視システムを町内4河川に設置し、情報収集に当たることとしております。

また、迅速な避難行動には地域の力が重要であることから、自主防災組織の結成を促進し、地域住民の安否確認、避難した際の避難所の運営を円滑に行っていただけるよう自主防災会運営協議会の設置を行い、地域の要請により防災講話を行うなどして情報の共有と意識の啓蒙を推進しておるところであります。

なお、自主防災組織の組織率は、11月末現在で87.8%であり、全ての地域における組織化まであとわずかの状況となっております。被災された方の避難につきましては、介護が必要な方や障がいのある方も安心して避難できるよう、町内福祉施設15カ所と福祉避難所の協定を締結し、有事の避難に備えているところでもあります。今後の防災体制の推進といたしましては、避難所の増加及び燃料や食料などの調達のための民間企業との協定締結を推進してま

います。

また、第7次総合計画において、屋内放送を同報系防災無線の構築を初めとした総合防災システムの導入を行うべく現在検討を進めているところであります。

2点目の東日本大震災後の対応、支援についてですが、本町に避難されている方は、9月30日現在53世帯、108人となっております。避難者の方々への対応については、保健師が健康相談等の機会を通じて個別対応をしているとともに、昨年度に引き続き県の被災者健康づくりサポート事業補助金を活用し、冬期間に保健師等が家庭訪問により、健康状態や生活状況の把握のため、健康生活調査を実施し、継続的な健康支援を行ってまいります。さらには、同補助事業を利用し、今年度も被災者健康応援交流事業を町社会福祉協議会に委託しており、被災者の方々と地域の方々との交流事業を11月末まで5回実施し、延べ170人の参加をいただきました。

さらに、町社会福祉協議会では、11月から被災者の方々が集う場としてのサロンを月1回開始しております。今後も関係機関と連携しながら避難者の方々の健康状態の維持や健康不安の解消、地域の方々との交流を図り、町として継続して支援をしてまいります。

震災発生直後から継続して行っております長期的支援として今年度は大槌町に2名の職員を派遣しているほか、短期的支援として今年度から農地転用確認業務の支援のため大船渡市から要請があった都度、農業委員会事務局の職員1名を出張派遣をしたところであります。

3点目の将来ともに安全、安心な水道事業のあり方及び事業等組合との統合の考え方についてですが、水道を取り巻く環境の変化に対応するため、国では平成25年3月に新水道ビジョンを策定しております。新水道ビジョンでは、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、取り組みの方向性や、その実現方策、関係者の役割分担を提示しており、その実現に向けて水道事業者に対し、それぞれの事業ビジョンを策定することを求めているところであります。

本町では、それを受け、「大好き、水」を基本理念として矢巾町水道事業ビジョンを策定し、安心、安定、持続、住民参加及び広域連携の5つの政策の実現に向けて取り組んでいるところであります。また、今後の施設整備のあり方として、平成27年3月に水道施設整備計画を策定したところであり、老朽施設の更新及び耐震化について計画的に進めてまいります。

次に、事業等組合との統合の考え方についてですが、水道は、既に矢巾町の給水区域に編入しているところであり、必要な手続を経た後は、給水が可能な状況となっております。

また、下水道については、既に流域下水道に接続されており、統合後においても、現在と

同様の処理が行われることとなります。今後事業等組合のあり方につきましては、関係団体である盛岡市と協議される機会があるものと思われませんが、その状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

4点目のT P Pの大筋合意に伴い、農業経営への影響が懸念されるが、その対応についてですが、今回の大筋合意を受けて制定されました総合的なT P P関連政策大綱の内容を十分検討しながら、今後展開される各種施策について情報収集を行い、町内農家及び営農組合に遅滞なく情報提供を行ってまいります。

次に、銀河のしずくへの当町の取り組みの状況についてですが、銀河のしずくは、平成28年度においては100ヘクタール程度の作付を行うこととしております。この銀河のしずくは、県南部を中心に作付を進める予定であります。もう一つのオリジナル品種、岩手118号とあわせて食味値で特Aを目指していることから、これら県のオリジナル品種につきましては、栽培地域や、その地域の評価を栽培者の営農状況等の細かい条件が定められており、その条件を満たした農家を各農業協同組合が取りまとめた上で作付をする方を決めることになっております。本町についても、この指針にのっとり岩手中央農業協同組合が生産者を取りまとめ県に作付者を推薦しているところであります。今後県や農業改良普及センターと作付する方を決定していくこととなります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 引き続き8番、藤原梅昭議員の4点目のT P Pの大筋合意に伴い農業経営への影響懸念による対応についてのご質問にお答えいたします。

国から平成27年11月25日に総合的なT P P関連政策大綱が示されたところであります。その中には、農林水産業分野における攻めの農林水産業への転換を柱とし、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地のさらなる大区画化及び汎用化を推し進め、収益力の向上や農業の国際競争力の強化等が掲げられております。農業委員会におきましては、農地利用の最適化を最重点目標に掲げ、対応策として担い手への農地の集積及び集約化、耕作放棄地の発生防止と解消及び新規参入への促進に取り組みながら目標達成に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、農地中間管理機構と連携し、認定農業者や農事組合法人への農地の集積や集約化、使われていない優良な農地の譲渡や貸借を促し、耕作放棄地の発生防止や解消、農業経営に関心を持ち、新規参入しようとする者に対して情報を提供しながら促進に努めてまい

ります。これらの政策によって農地利用の効率化と農業経営の規模拡大が図られ、アベノミクスが唱える成長戦略における農業、農村の所得倍増が達成できるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。

災害を風化させないためにあえていろんな質問をして、町民の皆さんにもわかっていただきたいと思って質問しているわけなのですけれども、世界の災害では、この20年間で60万人が死亡しているというふうに言われております。最近の10年間では、特に以前よりも14%も発生率が高くなっていると。これはことしも東北関東大水害、鹿児島県の口永良部島の新岳噴火とか、自然災害が後を絶たないわけですが、まだ対応できていない町内の災害箇所についても早急な対応をお願いしたいと。いつ災害がやってくるかわからないと、そういうような気象状況ですので、くれぐれもお願いしたいなというふうに思っています。

10月26日、議会として南昌山線の現地視察を行いました。マレットゴルフ場、水辺の里の整備については、今後協議するとのご回答でしたが、この前視察した限りでは、河辺はおかげさまですっかり整備され、マレットゴルフ場についても、見たところ多少の整備で使用可能と思われるような状況かなというふうに見てきました。マレットゴルフ場のゴルフの愛好家たちも今不動産の遊休地のところで一生懸命プレーしているわけなのですけれども、そこからも新たな場所につくるよりも、今のところの水辺の里を整備したほうがはるかに早く、安く上がるのではないかと、そのようなご意見もありますので、ぜひそのところを検討するような、もしご見解があれば、いただきたいと。

それと同時に、監視カメラの件、4カ所に監視カメラを設置するということでいただいたわけなのですが、詳細には、どこにどのような形で設置されるか、あるいはどのような運用されるかお伺いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私のほうからマレットゴルフ場の関係でございますが、実はいろいろ検討してまいったのですが、今ご指摘のとおりでございます。いずれ一番心配しておったのは、実は一昨年の8.9の大雨洪水みたいなことがあれば、今の水辺の里のところのマレットゴルフ場はどの

かという心配もあったのですが、いずれこのことについては、マレットゴルフ協会ともいわゆるしっかり連絡体制をとりながら、いずれにいたしましてもマレットゴルフ場は、今のところは大変それこそゆうゆう広場で一言で言えば間に合わせた形のあれなので、これからもしっかりできるようなマレットゴルフ場を協会と相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、監視カメラの関係につきましてご答弁申し上げます。

まずこちらの場所でございますけれども、4カ所、それぞれ河川名につきましては、芋沢川、芋沢川につきましては、下矢次地内、東北電力矢巾変電所の北側、大沼1号橋の西側という位置に1カ所。それから、岩崎川につきましては、煙山地内、山王茶屋前橋の南側に1カ所。次、大白沢川、こちらにつきましては、北伝法寺地内になりますけれども、久保屋敷橋の西側、北土手ということでここ1カ所。それから、もう一カ所は太田川、室岡地内になりますけれども、盛岡和賀線の東側、西小泉橋の北側の東土手というところに設置してございます。

現在微調整、NTT等との微調整を行っているところでございますけれども、こちらの機能につきましては、画像による画面、テレビ画面での現在総務課の仮押さえ的に置いてございますけれども、私の後ろに置いてございますけれども、総務課のところで監視します。ただ監視ばかりではなく、日中休みのときとか夜、当然いないわけですので、大まかにその機能といたしましては、設定値、いわゆるこちらで設定した設定値を超えた場合、メール発信で情報が各、各というか、まだちょっと決めてございませぬけれども、情報をもらう方、役場職員、あとは防災関係、地域まではどうかなというふうな形では考えてございますけれども、そちらのメール発信の機能を持たせた監視カメラの状況でございまして、もうちょっとお待ちいただきたく、状況については、完成の状況にあるというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） あと1点だけ確認したいというか、お聞きしたいのですが、防災スピーカー、これが町内13カ所でしたか、有線放送の場所を借りて設置しているわけですが、この見直しというか、要は、ついている近くは聞こえるけれども、全然関係のない、ついているところからかなり遠い場所もあるものですから、そういうところでうちのところ

は全然聞こえないというところが町内何カ所か聞こえておりますので、その辺の今後の整備計画、もしあればお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁のほうでお答えさせていただきましたけれども、第7次総合計画の中において、屋外放送を行う同報系の防災無線ということで現在は議員ご指摘のとおりJAの有線放送、有線のスピーカーを使わせていただいております。これにつきまして、今現在農協さんとJAさんと調整、協議中でございますけれども、ここら辺施設の老朽化と申しますか、ここら辺も含めて農協さんとは調整しているのですけれども、そこまだちょっと調整中ですが、町といたしましては、同報系、いわゆるラップ部分含めまして新たに防災無線のほう、有線ではなく無線の関係で第7次総合計画において整備を進めたいという計画で目だしというか、計画を載せさせていただいている状況でございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） わかりました。東日本大震災からの避難者アンケートというのがとられていたようなのですけれども、このアンケートから見ると、避難先に定住したいと、そういう方が内陸で53.1%あるということで半数を超えているということでいろんな意見が飛び交ってきているわけなのですけれども、本町としての状況というか、今後の対応状況はいかがなものかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど町長答弁にありました町内の避難者の関係では、ちょっとわからないのですけれども、建築確認等を扱っているという立場からお話をさせていただきますが、ちょっと件数的には捉えておりませんが、ここ十数件程度以上は避難者が、例えば中村地区とかのほうに建てているという状況は見受けられます。これは、いわゆる県あるいは町で交付金といいますか、補助金を出しております、その中を見ますと、そういった方々が申請されているというところがここ3年ぐらい見ますと、十数件ほど家を建てているというような状況は確認はされておりますが、具体的な件数となりますと、ちょっと数字的には持っていない状況でござ



ございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 要は定住化したいと、そういう方たちの先ほどのパーセンテージなわけですね。そういうことで新しく家を建てる方もいるでしょうし、あるいは家を建てられないでどこか仮住まいしている方もいるでしょうし、あるいは今後住むことを考えたいということもあるでしょうから、ひとつそういうことも含めてきちっとした対応あるいは状況把握をしていただきたいなど、こういうふうにするわけですが、話変わって、当町より被災先へ派遣応援をしていただいているわけですが、先月10日ごろ釜石から山田に行ってきたわけなんですけれども、その途中で大槌に寄らせていただきました。そのところで前道路都市課長の藤原由徳さん、彼が頑張っていましたけれども、その話によりまして、課員が35名いると。その35名中、地元の間人は5人だけだと、あとは全部県内外の自治体から派遣されている方たちなわけですね。そういう状況の中で、この前の集計では、沿岸全体でも来期も七、八十名必要だと、そのような状況の話をしていました。そういう中で今のところまだ四、五十名ほどなかなか決まらないという状況なそうなんですけれども、来期以降の当町の沿岸派遣のそういう具体的な数字があれば、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の見通し、計画でございます。現在部分につきましては、大槌町のほうに2名行っているわけでございますけれども、以後につきましては、これは県を通じて要請が来ております。そこら辺の部分、県からの協議、踏まえまして町としても対応はさせていただきますけれども、現時点で来年度以降何名という形のものはまだ計画的なものはありませんので、決めながら対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ひとつまずまだまだ時間のかかる復旧、復興ですので、ひとつ当町としてもできる限りの対応を、自分のところもありますけれども、ひとつよろしくお願いたいたいなど、そういうふうに思います。

先日テロのあったフランスで、今C O P 21が開催されているわけですが、これは国連気候変動枠組条約第21回契約国会議ということでC O P 21という名称がついているわけなのですが、産業革命後の気温上昇を2度未満に抑えるという国際目標があって、それをいろいろ議論されているわけなのですが、このまま温暖化が進むと、水の枯渇による死者が5億人、あるいは飢餓による、食料がなくなって飢餓による死者が5億人が将来予想されるということですのですごい数字が出てきているわけなのですが、この温暖化の影響で貧困や食料不足、その辺がテロの紛争の土壌を生んでいるということも言われております。

日本は、人口減少となってきましたが、世界の人口はどんどんふえております。現在70億の人口なわけですが、2040年には90億を超えると、2100年には100億を超えると、そういうような見通しが出ているわけです。何が起きてくるかというと、水不足、食料不足が必ず起きてくるだろうと、そのように言われているわけです。そういう中で将来世代のために、この食料安全保障という観点から今の食料自給率がT P Pの影響により14%台まで落ちるだろうと、こういうふうに言われております。こういう状況の中でこれ以上悪化させるような政策は非常に大問題であると、日本もお金を払っても食料を買えないと、そういう時代が我々の時代ではないかもしれませんが、将来世代に必ず来るだろうと、そういう中で矢巾の農業、食料の確保、自給率100%の確保を最重要課題と私は常々思っておりますが、その辺についてのご見解があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今国で見た場合の食料自給率がまず40%、今ご指摘があったように、これがT P Pの大筋合意等によると14%ぐらいまで下がるのではないかという懸念がされておるわけですが、いずれ今後私どもやっぱり何といても矢巾町の基幹産業は農業なのです。この農業をしっかりと、やはり支えていくことが私らのもういわゆる一番重要、最重要課題として取り組まなければならない一つの大きな柱なわけですので、今ご指摘がございましたように、いずれそういった本町の農業振興については、特にも担い手対策のところでもしっかり取り組んでまいりたいと。

それから、今水のこともあったのですが、本町は地下水を使っている、もうこれからは水源涵養林とか、そういったところにもやはり力を注いでいかなければならない。そして今後目先のことではない、やはり先ほども答弁の中で50年、100年後の水道経営のあり方ということ考えた場合に、どういうふうな形で今後新水道ビジョンを策定していけばいいのか、食料、

エネルギー対策と水資源の関係をあわせて本町の最重要課題として取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） せっかく水の話が出てきたので、先ほど下水道事業で老朽化関係の施設の整備あるいは耐震化等々の計画を立てて進めなければいけないというお話がありましたが、今後詳細ではなくても、大体の計画があればお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（廣田光男議員） 吉田上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設の老朽化あるいは耐震化の対策ということでございますが、現在その施設あるいは設備について平成24年度にさまざまな計画を立てる段階で調べておりますが、土木、建築、機械、電気、計装、その他の弁類など、今209の施設がありますが、その中で法定の耐用年数を超過しているものが今31%に達しております。計装につきましては、特にも耐用年数が短いものですので、60%が超過しているところになっておりまして、このまま放置しておきますと、平成35年には64%ぐらいが超過する状態になるということで非常に今後の安定した水の供給には危惧されているところがございます。それに対応するために、それぞれの施設あるいは設備につきまして、この施設については、早目に更新したほうがいいもの、それとこの施設については、壊れてからやっても大丈夫なものというものを一つ一つ試算管理というか、アセットマネジメントしながら計画を立てて、今後取り組んでいくということにしております。できるだけ安定な安全な水を供給というのが第一ですので、そのためには配管だけでなく、こういう施設にも十分力を入れていかなければならないと考えております。

あと耐震化につきまして、配水管というか、管路延長今249.8キロメートルありますが、耐震化率というか、本当に耐震化の管が入っているのは、8.8%ということしかございませんが、今埋設されている中でも地盤とか、それから管種等いろいろ考えますと、総合的に耐震に合致しているなというのは18%程度でございます。残り荷つきまして年次更新していく。特にも危ない管、ビニール管とか、ポリエチレン管とか、弱い管につきましては、早期に更新していくというような計画を立てながら対応しているところがございます。経費等もかかることでございますが、その辺はご理解をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 水道会計だけ見ると、非常に利益がいっぱい出ていると、そんなような会計になって出てきているわけですが、実際は今の施設は、全部手をかけなければいけないと、そのような状況のようですので、ひとつ東日本大震災にも負けなかった矢巾町の水道ですので、ぜひそれを維持管理するためにもきちっとした計画を立てながら、あるいはそれなりの経費見積もりしながらひとつ対応をお願いしたいなというふうに思っています。

あと第1問の最後に、銀河のしずくの話なのですが、これはそれこそ山形県ではつや姫、あるいは熊本県では森のくまさんというすばらしい食味値の米があるわけなのですが、非常に岩手では県南のほうに特Aという形で出しているわけですが、これに負けないような品種にしていこうというふうに取り組みを始めたわけですから、ぜひ当町としてもよそに取られないように、うちだけでつくるわけにもいかないでしょうけれども、前向きに取り組んで、ぜひ農家所得の増加にもつながるわけですから、取り組んでいただきたいと思うわけなのですが、その辺のお考えがもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

私も銀河のしずくというのの食味をさせていただいたのですが、ちょびっとだけだったのです。だから本当に他の米に比べておいしいかどうか、実はこの間盛岡広域の首長懇談会のとき、盛岡広域振興局の農政部からもうちょっと茶碗一杯ぐらいだったらいいですけども、一口だけなのです。そこでただ実感としては、いい感じだということは受けてきました。

それでこれからの戦略としては、まず一番大事なことはブランド化していくためには、いろんな戦略、特に山形のつや姫みたいにイメージ戦略も大事になってくるのです。だからトップセールスというか、やはりこれからそういったことが求められてくるのではないのかなということで、そして特にも感じたのは、いわゆる冷めた後にレンジとか何かで温めたときに、おいしいということが今やっぱり求められているのだそうです。この銀河のしずくは、そういった食感もあるということでございましたので、いずれ私も実際食味した一人として責任もありますので、今後これは中央農協ともしっかり連携をしながら、そして中央農協もいろんな戦略、戦術も考えているわけがございますので、一緒に取り組んでまいりたいと、

こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質問の途中でございますけれども、長時間になりましたので、休憩に入りたいと思います。

再開を2時40分とします。

午後 2時28分 休憩

-----  
午後 2時40分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

次に、第2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、2問目の質問に移ります。

以前は、30年一昔というような話もあったわけなのですが、30年同じことをやっている会社も潰れるということで、今は10年あるいは5年、3年と、非常に短くなってきているわけなのですが、組織も同じで時代のニーズに沿い、将来を見据えた中でのやっぱり変革が必要だということで、今回の機構改革については、本当に時宜を得た改革かなというふうに思われます。地方創生、7次総あるいは医大が病院も移転してくるといろいろな環境の中での機構改革なわけなのですが、機構改革全般については、何名か議員さんの中でお話ありましたので、具体的な中の考え方をお伺いしたいなというふうに思います。機構改革についての考えをお願いします。

1つ、福祉・子ども課設置の考えと子ども及び子育て世代へのさらなる支援策についてお伺いします。

2つ目については、これも機構改革に関係あるかどうかあれなのですが、11月1日、いわて教育の日制定10周年ということで集いが開催され、宣言もあったようですが、本町とのかかわる意義をお伺いいたします。

3つ目には、健康長寿課設置の考えと健康寿命推進への取り組み及び脳卒中への対応についてお伺いいたします。

4つ目には、産業振興課の設立意義と中小企業支援及び観光開発への考え方をお伺いいたします。

失礼しました。お願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 機構改革についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の福祉・子ども課設置の考えについてですが、福祉・子ども課は、障がいや生活保護等に関する支援及び子ども、子育てに関する支援の社会福祉施策全般を担当する部署として現行ではさわやかハウスにある生きがい推進課と本庁舎にある住民課とに分かれている担当部署を統合し、一つの課として本庁舎に設置することにより、社会福祉関係の手續や相談のために来庁されます町民の利便性の改善を図るものであります。

次に、子ども及び子育て世代へのさらなる支援策についてですが、従来よりさらに子育て世代の相談体制を強化し、関係機関との調整の役割を果たすとともに、福祉分野と一緒にすることにより、子どもの発達に関しての支援や民生児童委員との連携を通じ、地域社会での見守りを実施することで、これまでよりきめ細やかな子育て支援に取り組んでまいります。

3点目の健康長寿課設置の考えについてですが、健康長寿課は、介護保険や高齢者福祉等の高齢者支援及び健康審査等の健康づくりに関連する事業実施といった健康支援全般を担当し、さわやかハウスを拠点としたさまざまな日本一健康な町を目指した業者を行うべき部署として設置をするものであります。

健康寿命推進への取り組み及び脳卒中への対応については、食生活改善推進協議会と連携した減塩活動や国保ヘルスアップ事業を初めとした健康づくりの取り組みを展開してきましたが、さらに今年度は地方創生先行型事業として健康食品開発販路拡大事業に取り組んでまいります。

これまでの頑張る減塩あるいは我慢する減塩から、もっと気軽に減塩ができる環境をつくるため、食品の中のナトリウムをカリウムに置きかえをすることによってなれ親しんだ味や風味を変えずに高血圧予防が可能となる食品の開発及び供給体制の構築に向けた活動を医師、研究者、関係機関を初めとする多様な職域にわたる専門家のご指導、ご協力を得ながら進めているところであります。

4点目の産業振興課の設立意義についてですが、産業振興課は、我が国における産業構造の変化や経済活動の国際化、多様化といった困難な局面に対応するために各産業分野に分かれて対応するのではなく、一体的に施策を行うことにより、産業振興を図るべく現行の農林課と商工観光課を統合し、1つの課として設置するものであります。

次に、中小企業支援についてですが、中小企業の資金調達の円滑化と振興、育成を図る目

的で中小企業振興資金融資制度により資金の融資及び利子補給を行うほか、小規模企業信用保証料補給制度により補償料の補給を行っております。さらに中小企業の振興及び従業員の福祉の増進、雇用の安定を図るため、中小企業退職金共済掛金の補助を実施しており、これらの充実を図ってまいります。また、町内に立地する企業、事業者で組織しております町企業連絡会において、国、県、各種団体からの企業支援制度の情報提供を行うとともに、地場産業の振興に向け、立地企業、地元企業と農商工連携や異業種連携、情報交換等の活動支援に努めてまいります。

起業家支援について、事業を起こす支援については、盛岡市、滝沢市、紫波町、本町の4市町で組織しております地域人材育成ネットワーク事業実行委員会において塾やセミナーを開催し、ベンチャー企業などの育成、ヘルスケアビジネス等の新たな産業創出につなげてまいりますと考えております。

次に、観光開発ですが、矢巾町は、他市町村と比較して観光資源が多いとは言えないものの、新たな掘り起こしも視野に入れ、矢巾町観光協会と連携を図りながら矢巾観光ガイドボランティアを育成し、矢巾町らしい観光客の誘客を目指してまいります。また、今後各種イベントについても春、夏、秋、冬の季節ごとの祭りが町の魅力として十分理解されるよう、さらに創意工夫、充実させ、来場者数の増加につなげてまいります。観光施設は、老朽化しつつありますが、第7次総合計画に基づき更新あるいは修繕を図り、利用者の満足度を高めるよう努めてまいります。

さらに、物産部門では、農林課で所管しておりました6次産業化や産直分野などの一部業務は、商工観光課と共同で実施しておりましたが、統合することにより、特産品の開発やふるさと納税寄附金に対する返戻品のニーズに対応できる体制となることから、物産の面からも積極的な情報発信を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、8番、藤原梅昭議員の2点目の11月1日のいわて教育の日制定10周年の集いが開催され、宣言もあったようですが、本町とのかかわる意義についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありました宣言については、今回の集いに参加された約1,600人の県内児童・生徒、教育関係者による子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言として岩手の

全ての人々がいじめを自分たちの問題として捉え、子どもたちの心の中に自他の命を尊重するやさしさを育てるため、今こそ子どもたちと大人が力を合わせるときとし、いじめを許さない社会をつくるための7項目を今回の集いで採択したものであります。

本町におきましても二度といじめによる重大事案が発生しないよう、またいじめそのものを根絶するよう宣言の意義はあるものと存じますので、宣言の趣意を町や各学校のいじめ対策に反映してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。

福祉・子ども課設置の件で不妊治療費の助成利用増で岩手県で14年度は過去最高の407人が利用したと、そのような報道があったわけなのですが、当町としての利用状況というか、状況はどんな状況だったでしょうかお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ご質問にお答えいたします。

平成27年度から特定不妊治療、そして一般不妊治療の制度、助成事業を開始しておりますが、11月末現在で20名を超えている段階でありまして、また朗報も聞こえておりますので、見守りたいと思いますが、今議会でも補正予算のところもお願いしている状況でございます。お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 1億総活躍社会でも希望出生率は1.8というふうに打ち出されたわけなのですが、これに対して、やはり高齢出産というか、出産の年齢が大分高齢化になってきていると、こういう意味もありまして、なかなか難しい状況の中でいち早く不妊治療に対する助成を矢巾町で行ったということは、非常に意義のあることだったのではないかなというふうに思っております。ぜひ今後とも不妊治療に限らず児童手当の拡充あるいは治療費の小学校6年生までの無料化とか、いろんな課題を抱えているわけですが、人口減少の中で、やっぱり各市町村のそういう取り組みが矢巾町は非常にやさしい町だと、あるいは安心できる町だと、こういうようなイメージを持っていただくということは、そういうような対応をいち早くやっていくということが非常に重要になってくるだろうというふうに思



いますので、いろんな観点から対応のほうはお願いしたいなというふうに思います。

話は変わりますが、11月1日のいわて教育の日ということで先ほど言われたような宣言があったわけですがけれども、いずれ子どもたちが元気で将来の矢巾なり、あるいは日本なり、極端に言えば世界の将来を担ってくれる子どもたちがどのように育ってくれるかということが非常に重要になってくるわけですがけれども、先日ILCの学習会を行ったというようなニュースを聞いたわけですがけれども、これは岩大の工学ガールズという女子学生が東小学校、そこに来て講習を行ったというふうにお聞きして、非常に昨今国内産のジェット機とか、あるいはロケットとか、あるいはこの前も金星の、あかつきに、また向かったとかというように夢のある話が多いわけなのでありますがけれども、このILCのその後の講習状況というか、それこそ今後の取り組み方について、もし教えていただける部分があればお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） 東小学校で行われましたILCの学習会については、年間計画の中で実施を予定して行ったものでございますけれども、今後こういった取り組みについては、各学校に広げていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） まだよその学校には発展していないというふうな状況だと思うのですが、講習を終わった後も、終わったというか、状況はどうでしたでしょうか。一言で言えば有意義だったのか、あるいは難しかったのか。私は興味を持って新聞記事は見たわけなのですが、そこのところをもう少し詳しくあれば、今後のために教えていただきたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） 済みません、そこら辺の情報まではちょっと確認はしておらないところですが、子どもたちにとっては、新しい観点、新しい視野のもとで学習が行われたということで非常に意義のあった授業ではなかったのかなというふうに想像しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれいろんな事件もあったわけですが、そういう意味で子どもたちに学習する喜びとか、あるいは自分が興味を持ってそれに取り組むことによって、自分の存在価値が自分で実感するとか、あるいは命があるからそういうことができるとか、いろんな観点からそういう夢とかにチャレンジする、あるいはそれを学ぶということが非常に大事なのではないかなど。そういうことだけではなく、スポーツについても同じですし、教育委員会としては、そういうところに力を入れながら子どもたちの育成あるいは子どもたちの夢あるいは将来に対する希望、そういうものにどう結びつけて生きがいを持って学習してもらおうかということが非常に私は大事ではないかなど、そういうふうに思いますので、ぜひその辺のところは、やったことに対して積極的に関与しながら、いいことはどんどん広げていくというような姿勢をとっていただきたいのですが、その辺の考えはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

I L Cの講習会につきましては、議員さまからのご指摘もありまして、全ての学校に紹介をしているところでございます。さまざまな面でさまざまな取り組みを各学校が行っておりますが、私の考えとしては、教育委員会が余力を出して押しつける教育は、私は、私自身です、いいと思いません。教育課程は学校の特権ですので、紹介はいたします。それでその結果、明るい選挙については、他の2つの小学校でこれから授業をするとか、さまざまな面でご指導あるいはご指摘いただきましたことにつきましては、学校にご紹介して、それぞれの分担、それぞれの都合によって展開しておりますので、議員ご指摘のとおり、夢を持たせるようなそういう教育活動というのは、私も大変重要だと思っておりますし、学校も重要だと思っております。そして私は学校が主体的にそういう授業に取り組むべきだという考えを持っておりますので、今後ともご指導いただいたことにつきましては、学校に紹介して、なおかつ1校でもいいから取り組むような形をつくってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひいろいろご紹介しながらチャレンジしていただければいいかな

と思います。

岩手日報の声の欄に、このところずっと小学生の記事が載っております。テーマは、戦争と平和がずっと載っていました。それできのう今度は温暖化をとめて未来をよりよくと、そういうようなテーマで十一、二歳の子どもたちの声がずっと載っています。これは非常に、学校でそれこそ今言ったような取り組みの一環だと思えますけれども、すばらしいなと思って私たまに見逃すこともあるのですけれども、ときどき見させてもらっています。そういうことで今度子ども議会という形で今いろいろご検討されているようですが、やっぱり小さいときからそういういろんなことに興味を持つ、あるいは自分の周りに興味を持つということが非常にああいうのを見ながら重要だなと、こういうふうに感じていたわけなのですけれども、ひとつこの辺のところは別に教育委員会で指導したわけではなく、学校で自主的に取り組んだと、そういうようなとり方でよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。

では、ちょっと健康長寿課設置の考えということで先ほどいろいろご回答いただいたわけですが、平均寿命と健康寿命の差ということでいろいろ論議されているわけですが、約10年の隔たりがあるわけです。男女で違うわけですが、この10年間というのは、寝たきりか、または要介護状態と、要は自分で日常の生活ができないと、そういうような状況が平均寿命と健康寿命の差にあらわれてきているわけなのですけれども、この大きな要因として、やはり岩手県は、全国でもワーストワンと言われる脳卒中という問題が取り上げられているわけです。脳卒中を引き起こす原因として高血圧、糖尿病、喫煙、この辺が三大リスクとされているわけなのですけれども、中でも高血圧の影響が強く、当町で行っている減塩運動の塩彩プロジェクト、これはまさに健康日本一の矢巾として他にないような活動を期待したいわけなのですけれども、そこのご意見があれば、少しお聞かせいただけますか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） 平均寿命と健康寿命の差、10年の差は、やっぱり寝たきりということで、その大きな要因が議員さんご指摘のとおり脳卒中です。国保の高血圧の状況を紹介しますが、まずは70歳以上で3人に1人が高血圧を治療しているような状況があります。それは皆様も実感できるのではないかなと思います。その中で脳卒中は、男女差が10だとすると7対3で男性群が多いです。7対3で男女です。それで女性は、脳卒中の原因になる高血圧、そして高血圧の原因の減塩対策ですが、女性は受け入れられても、なかなか男性群の皆様には受け入れられないという現状がありますので、安心して、食品そのものを変えることが必要ではないかということで今回地方創生の事業を活用した減塩のプロジェクトを組んでおります。

減塩の食品の取り組みは、受け入れられるということが健康福祉まつりの500人の試食の状況からわかりました。ただ地方創生の事業につきましては、ひと・まち、そしてしごと、産業もつくり出していくことですので、今回は矢巾町の産業につながるものは、漬物を活用したものに取り組みましたが、今後3月に向けて、今度は先ほどからいろいろと被害、災害の対策もありましたが、岩手県が5年目を迎えるということもありまして、災害食の減塩、災害食と減塩をとり合わせたものもいろいろ取り組んでいくということで減塩の環境づくり、そして脳卒中対策、合わせて推進していきたいと準備してまいりますので、今後ともご理解あるいはご支援をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 健康福祉まつりでは、私も少しいただいて味わってみたわけなのですけれども、本当に変わらないというか、あれだったら酒のつまみでも何でも大丈夫だなと思っていただきました。塩辛とか、漬物とか、何種類か、5種類ぐらいありましたけれども、そういうことでやっぱり塩分のとり過ぎというのがかなり問題だという結果が出ているわけですから、ぜひこれをそれぞれ地域、地域に行ってPRしてほしいものだなというふうに思っています。地域懇談会の場でもいいでしょうし、いろんところで地域に行って、やはりPRしてほしいと。もし、そのところにサンプルが必要なのであれば、ちょっと予算をとりながら塩辛のひとつでも持っていきながら味わっていただければ納得すると思いますので、ぜひ勧めていただければいいかなと。

あわせて喫煙のリスクもありますよということが言われているわけです。今の喫煙率というのは、たばこがどんと値上げした関係もあって、全体で19.6%なそうです。男性が32%、

女子が大体9%ということで、非常に男女とも30代が高いと、次いで40代と。この中でたばこをやめたいと思っている率が約3割ぐらいいるらしいのです。ですから、3割がいるということは、何か働きかけると、その方たちは、即か、ちょっと時間かかるか別にして、やめる可能性がある。そうすることによって、やっぱり脳卒中のリスクも軽減すると。最終的には医療費の軽減にもつながるということで、ぜひその辺の取り組みもやっていただきたいわけですが、2020年には東京オリンピックがまた来ます。このところでは、オリンピックの開催国というのは、今までずっと喫煙というか、スモークフリーという形で喫煙はしないと、そういうような都市宣言をしながらやってきていると。東京は難しいだろうと言われてはいますが、それでも一部できるところは取り組もうと、そういうような動きもありますので、ぜひそういう機会を利用しながら矢巾当町としても取り組んでみる必要があるのではないかというふうに思われますが、何かお考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

いずれ先ほど生きがい推進課長からも答弁申し上げたとおりでございます。いずれ塩彩プロジェクトは、ぜひ成功させていただきたいと。それから、私はたばこはもう小さいときから体に合わなかったもので、のんだことがないのですが、いずれやはり体によくないのは、これからもやはりしっかりと健康管理のことも含めてPRをしてまいりたいと。それで矢巾町のまち・ひと・しごとの創生総合戦略の中でも家族全員がそろって、そして健康で笑顔の絶えない家庭づくりと、まさに私は健康が全ての基本だと思っておりますので、ただいま藤原梅昭議員からご指摘されたことについては、今後ともしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 町長さん、なかなか言わないから全くおっしゃるとおりだと思います。それでぜひスモークフリータウンという取り組みが、今までオリンピックの開催地で取り組まれてきたということを念頭に置いていただいて、当町としてどう取り組むか、それを検討していただければいいのかなと思います。

時間もなくなってきましたのであれですが、産業振興課の関係で一つだけお伺いしておきたいのは、ふるさと納税の関係がさっき回答にあったわけなのですが、当局のほうからふるさと納税の話が出たのは、これは初めてですので、今まで議員からは何回か出

て、なかなか首を縦に振らないというか、横にだけ振っていたようだったのですが、この辺の取り組みの意気込みと考え方を教えていただければ、お願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） いずれふるさと納税については、もう議員もご存じのとおり、今度は企業にも、事業所にも拡大してまいると、もうこれを逃す手はないのです。だからこのことについては、今までも取り組みはしてまいったようでございますが、いずれ来年の4月からそのための機構改革でもあったわけでございますので、戦略、戦術をしっかり立てて、ふるさと納税、いわゆるこのことには前向きに取り組んでまいりますので、いずれこれは私どもの地場製品の開発、そして拡大もやって加工、流通を広げることによって、そういったところの拡大もできるわけですので、今後ともこのことにはしっかり取り組んでまいりますので、ひとつ議員各位にも大所高所の立場からいろいろとご指導、ご助言を賜りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 町民の中でときどき聞くのが、すぐやる課が欲しいと、こういう話をちょっと聞きます。これは要はできるかできないかを論議するのではなく、やるか、やらないか、あるいはやる気があるか、ないかということがいろいろ言われておりますので、ひとつ何事にも積極的に取り組んでいただければなど、そういうふうに思いますが、その辺の考え方について、もしご所見があればお伺いしたいなと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

すぐやる課をと、組織を設けなくても、要は職員がやる気があるかないかのことなので、そういうやる気を起こすような体制整備をしっかりつくってまいりたいと思いますので、そしてできれば矢巾町役場も変わったなど、特にも機構改革をやったことで変わったと言われるように、全職員が一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、小川文子、日本共産党でございます。

それでは、1番目の質問を始めます。1番目は、今後の町営住宅の方向性についてでございます。安心して町内に住み続けること、セーフティーネットの拡充をしていくことは、大変重要なことでございます。そしてまちづくり、魅力あるまちづくりとして若者の定住促進のためにも町営住宅の役割は大きいと考えるものです。そのことから伺ってまいります。

1番目、町営住宅戸数242戸を維持、拡充すべきと考えるが、いかがか。

2番目、室岡の町有地、ゆうゆう広場に宝くじ助成で若者向け住宅を建設でききないか。

3番目、三堤住宅3号棟の現在改修を行っている最中ですが、住民の声を聞いているか。

4番目、網戸の設置、これは今進められていますけれども、未設置の住宅改修の今後の予定についてお伺いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 14番、小川文子議員の今後の町営住宅の方向性についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町営住宅戸数242戸を維持、拡充すべきについてですが、町としては、新設の町営住宅の建設は、現段階では計画しておらないところから、現状の戸数について長寿命化計画に基づく維持修繕などにより維持してまいりたいと考えております。

2点目の室岡の町有地に宝くじ助成で若者向け住宅を建設できないかについてですが、宝くじ助成制度上において、町営住宅建設は難しいところではありますが、課題となっております町有地については、不動地区の活性化を図る上でも、ご提案のありましたことも含めて調査、研究をしてまいります。

3点目の町営三堤住宅3号棟の改修に住民の声を聞いているのかについてですが、9月から改修工事に着手し、ひび割れや風化した外壁への薬液注入及び塗装を施すとともに、腐食したバルコニーの取りかえなど、入居者のご協力をいただき施工しているところでありますが、塗装工事を行うため、ビニールで窓を養生したことにより、密閉状態となり、部屋で暖房機器を使用するようになったころから結露やふろ場でカビが発生したとの声をお聞きしております。改修工事を行う際に、外部足場で気温が上昇することや工事施工上は、ほこりな

どが発生することから、窓をあける機会の多い夏場を避けた施工時期となった旨の説明を行っておりますが、その後の入居者からの問い合わせについても随時工事のお知らせを行いながら入居者のご理解とご協力をいただきながら工事を進めておるところでございます。

4点目の網戸未設置の住宅改修への今後の予定についてですが、現在行っている住宅改修は、国の交付金を活用して工事を行っておりますが、網戸については、交付金の対象にならず、町単独費での対応となります。今後の予定については、窓枠サッシの交換とあわせて網戸未設置の住宅について順次整備をまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 何点か再質問をしたいと思います。まず人口3万人をまず目指す矢巾町としては、現有の242戸をしっかりと守っていくと同時に、人口増に応じた拡充ということが課題になってくるかと思えます。そしてその中におきまして、現在まちづくりの観点で若い人たちをどう矢巾町に呼び込むのか、それが大きな課題となっております。特に子育て世代の人たちに矢巾町に来ていただきたい、そういう課題がございます。先ほどもテレビの報道でございましたように、私もその報道を見ましたけれども、都会から地方に移住する方々が今1万人を超えたということで、新しい価値観を求めて地方に移住する若い夫婦がふえているという実態もございます。そこでゆうゆう広場を考えましたのは、あそこは保育園、小学校、児童館がすぐそばにある。しかも自然豊かな場所にあります。そして、農村改善センター、あれは現在は催事場として使われておりますが、将来は体育館としても十分に活用できる場所である。そういうふうな恵まれた環境があります。また、農協、そして郵便局の、いわゆる現金の引き出しもありますし、最小ながらも食料品店がございます。そのようなことを考えあわせると、都会から移住してきてもいい場所でもあるし、そして町内の方々がそこに住んでも魅力ある場所であると考えられるものでございます。その点についての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在おっしゃるとおり、現在の土地利用につきましては、なかなか土地利用の規制があるということでは自由には使えないという制約があるわけですが、今お話いただいているような、町が直接施工するような町営住宅、そういうものであれば可



能な土地の利用ができるというようなこともございますので、そんなところも含めてこれからいろいろ検討してまいりたいというふうに考えておりますが、しからばどのような形でやればいいのかというところも含めて現在いろんな形でそういったご提案も含めた上でいろいろ検討している最中でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これからの課題になるかと思えますけれども、町営住宅、新しく建てるということになると、なかなか経費の面でも大変かと思えますが、私はちょっと宝くじが可能なかなと思って申し述べたわけですが、いろいろな補助メニュー、そういうメニューがあるいはあるかもしれない。そういうところをしっかりとリサーチをしていただいて、鉄筋建てというよりは、町内の業者の仕事おこしも兼ねて、もしつくれるものであれば、木造の町内業者が仕事おこしになるような形でぜひ考えていただいてはどうかというようなことを要望として述べておきたいと思えます。

そして次に、今三堤住宅の3号棟の改修が行われております。町としてもさまざまな意見を聴取しておられるようでございます。私が聴取したのでは、三堤住宅が換気扇がかなり壊れているという話もあります。そして1階の部分が湿気で畳がゆばゆばするという部分も聞いております。それから、網戸は本当につけていただけるのかどうかということも聞いておりますし、1号棟、2号棟の関係からいきますと、網戸の数が少なく、南側にはあるけれども、北側のほうになかなかなくて、風が通らないと。片方だけあけても風が通りにくいというお話も聞いておりますので、網戸の設置をどのような数、数といえますか、全ての窓にするのか、あるいは1面だけするのか、そこら辺についても具体的なことをお示しいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

網戸の関係の前に、いろんな要望の部分ということでございますが、うちのほうで把握していない部分も今お話の中にはありましたので、いずれそういった要望につきましては、随時うちのほうからも入居者の方々からお聞きをした上で、やっぱり必要な部分に関しては、手直しをしていくというのは、管理するほうとしては、必要なものでございますので、そういったものはしっかり対応していきたいと考えております。

それから、網戸につきましては、実は三堤、平成24年に1号棟に設置したわけですが、そ

れ以降順次やっていきますということでお話をさせていただいてはありましたが、25年の8.9の災害の関係がありまして、実はそれ以降設置していないというのが実態でございます。それで先ほど藤原梅昭議員さんのほうにもお話したとおり、おおむね災害復旧のほうもまず町の部分につきましては、終わりつつあるということもございますので、いずれ一気にというのは、なかなか厳しい状況ではありますけれども、予算を見ながら設置をしていきたいということで、先ほど町長答弁にありましたとおりやっていきたいなど。

場所的にはどこどこをやるというのは、具体的にはまだ決めておりませんので、それにつきましてもあわせて検討しながら設置については、順次やっていきたいなということで考えていきたいと思えます。

答弁にかえさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 小川議員、できるだけ質問に徹するようにお願いします。

それでは、再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、風張住宅のことについて質問をいたします。

風張住宅は、町内の中では一番老朽化しているかのように見受けられます。そして南側の大きな窓、これはサッシではなくて、木枠でございます。そしてペンキが塗ってありますけれども、このペンキが剥がれていて、きょうのような雨が降りますと、戸に雨がしみ込んでおります。そして、冬になると凍結してまず窓があかないというような状況がありまして、ほとんどの町営住宅はサッシになっておりますけれども、この部分だけはサッシではないということで早急な改修が住民からも求められておりますが、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町としましては、平成22年に長寿命化計画を立てて進めておりますが、高田住宅ほか風張住宅も含めて、昭和44年以前に建てている50年近いものにつきましても、随時改修を行ってきておりますが、今お話のありました風張住宅につきましては、これから改修をしたいということで考えております。それで風張住宅と、それからもう一カ所の住宅、2カ所がまだ改修に手をかけていないというふうな状況でございますので、いずれ機を見図りながら国の交付金が活用できる部分も見ながら改修していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） 第2問目は、いじめ防止対策についてお伺いをいたします。

本町のいじめ自殺事件から5カ月を経て多くの町民がああ余りにも痛ましい事件に衝撃を受けながらも、改めていじめの認識を深めるとともに、子どもたちの児童・生徒の取り組みも進んでいるということを伺っています。

10月の町民と議会との懇談会で中学生の男子生徒がいらっしゃいました。そしてその中で発言をされました。議会だよりを見て町がいじめ防止条例をつくるということを知りましたが、僕たち小学生や中学生がわかる内容にしてほしいというものでございました。そして3年生の僕たちは署名を集めて生徒集会を実施をした。しかし、2年生はまだショックが大きいのか、そういうふうな状況にはなっていない。そしてまた、いじめの問題はまだ全校生徒のものになっていないようだというような発言もありました。私は、大変感動を込めてこのお話を聞いたわけです。そのように不幸な事件ではございましたが、一步一步前進に向けた取り組みが行われて、子どもたちの懸命な努力がなされているというふうに認識をしているところでございます。そういう状況の中で質問をいたします。

1 番目、各学校の教職員の取り組みを伺います。

2 番目、各学校の児童・生徒の取り組みを伺います。

3 番目、現在発生しているいじめの対応について伺います。

4 番目、現在の不登校の状況について伺います。

5 番目、これは芸術鑑賞と、こういきなり書きましたけれども、今取り組んでいることとあわせて、将来にわたる長いスパンの中で芸術鑑賞、心の教育、情操教育のことも含めての質問でございます。芸術鑑賞事業に取り組めないかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） いじめ防止対策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1 点目の各学校の教職員の取り組みについては、各学校において教職員研修、アンケート

調査、危機管理対応研修会や教育相談などの実施やいじめ対策委員会を開催して、いじめの対応への取り組みを確認している状況であります。

2点目の各学校の児童生徒の取り組みについては、小学校における学校ルールの設定等による規範意識の育成、あいさつ運動、JRC活動やスマイル挨拶を中心とした児童会の取り組み、中学校における挨拶、応援、合唱、清掃活動に加えて、ふだんの自分を見詰め直す日常生活向上の取り組み、いじめにかかわるスローガン策定などの生徒会の取り組みなど、学校ごとに児童・生徒、それぞれが取り組んでいる状況であります。

3点目の現在発生しているいじめの対応については、毎月の学校長会議において、各学校のいじめ認知件数及び解消件数について報告を受けております。今後とも学校及び教育委員会が連携して継続してまいります。

4点目の現在の不登校の状況については、10月末での30日以上欠席のいわゆる不登校の児童・生徒は、小学生が1名、中学生が13名の合計14名となっております。これらの児童・生徒に対しては、教職員による家庭訪問や生徒の登校時の居場所の配慮及び通常学級復帰への対応など、きめ細かく対応している状況であります。

5点目の芸術鑑賞事業に取り組めないかについては、児童・生徒の心の成長や感性は、さまざまな芸術によって高められるものと思慮されます。今後も学校事業や社会教育活動など、さまざまな取り組みの中で児童・生徒が芸術鑑賞事業に触れ合うことができるような研究をしてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 答弁ありがとうございます。現在のいじめの件数と、その対応状況についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

8月以降、いじめ件数の捉え方を改めまして、解消件数も報告していただいているという状況の中での件数でございますけれども、11月段階までで件数につきましては、小・中学校合わせまして26件ということでございますが、解消につきましては24件ということで、現在2件の未解消事案がございますけれども、こちらにつきましては、答弁のほうでも申し上げましたとおり、学校等でこれらの解消に向けて努力をしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 増員されたスクールカウンセラーや養護教員がありましたけれども、今の状況について足りているのか、足りていないのか、そこら辺含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、この重大事案が発生しまして、それに伴って県のほうから特別に派遣いただいたということで増員をいただきましたけれども、現在は通常のスクールカウンセラーのほうで対応しているところでございます。

あと養護教諭につきましては、保健室登校というか、保健室のほうで過ごしている数がふえたということで増員をしてもらったわけでございますけれども、現在はそちらのほうも少なくなってきているということで、その他の業務のほうに当たっていただいております。ということで学校自体が徐々に通常の生活には戻りつつあるというような状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 第7次総との関係もございませうけれども、子どもたちへのいじめというのは人権侵害でありますことから、人権教育、人権教室の開催を進めていただきたいと思うのでございますが、この間の9月の質問でも現在4校で取り組まれていてふやしていきたいという答弁でございましたけれども、現在の状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人権擁護委員は、小・中学校全て6校を巡回して回っているわけでございますが、授業を行っているのが、1時間の授業を行っているのは小学校4校でございます。中学校2校につきましては、訪問だけになっておりますので、来年度から授業を開催するよう校長と話し合っており、そういう見通しで授業を行うことになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目に移ります。

町民の生活相談の強化についてお伺いをいたします。町民の生活苦あるいはDVなど、困っている方が気軽に相談できる窓口の設置、拡充を求めて以下伺います。

1番、ワンストップサービスは、どこの課で対応するのか。

2番、相談しやすい個室等の配慮が必要ではないか。

3番、DVの、ドメスティックバイオレンスの実態についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民の生活相談の強化についてのご質問にお答えいたします。

1点目のワンストップサービスは、どこの課で対応するのかについてですが、現在児童福祉は住民課、障がい者福祉及び生活保護を含む福祉全般については、生きがい推進課で対応しておりますが、町民の利便性をさらに向上させるため、福祉・子ども課において対応することとし、ワンストップサービスの確立に努めてまいります。

2点目の相談しやすい個室等の配慮が必要ではないかについてですが、福祉・子ども課に福祉相談の専用個室を確保し、プライバシーに十分配慮した対応ができるように整備をしてまいります。

3点目のDV、ドメスティックバイオレンスの実態についてですが、本町における本年度の住民基本台帳事務におけるドメスティックバイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための支援措置対象者の対応または配偶者からの心理的、身体的暴力、相談を受け、それぞれ対応しております。

なお、現在県の専門機関との連携のもと相談支援を行っておりますが、来年度からは盛岡広域8市町と連携して配偶者暴力相談支援センター広域連携事業に取り組むこととしており、今後も相談機能を強化してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 福祉・子ども課の創設ということは、大変歓迎するべき課であると考えています。これからやはり町民目線に立って、しっかりと町民の苦難を支えていただく、

このことが大事だと思います。実際問題解決に至るには、非常に複雑な問題もありますので、そう簡単にはいかないかと思いますが、町民が話を親身に聞いてもらえる場があるということがまず解決の第一歩であろうかと思えます。なかなか身内のこと、あるいは自分のことを隣近所に相談ができない。しかも民生委員さんになかなか面識がないという方もいらっしゃるし、相談しにくい現状がございます。そういう中であって、ワンストップサービスの窓口がしっかりと設けられたということは、大変喜ばしいことと考えています。そして個室の配慮もできたということで来年は大変いいかなと考えています。

そこでワンストップサービスをやるためには、町民に大変寄り添うというような姿勢も大事ですし、ある意味専門的な知識も必要になるかと思えますので、職員研修をどのようにされるかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の機構改革は、福祉・子ども課のみならず目的、その他については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはり器はできた、あるいは課の名前ではできたけれども、どのような魂を宿させるか、そういう課になるか、そこはやはり今ご指摘のような職員のそれぞれの能力を発揮していただかなければならない。私たちからすれば、そういったようなところの環境も整えていかなければならないということでございますので、この新しい課にふさわしい魂が入るように、そういう研修を今後とも続けてまいりたい。そしてまた、住民の方々の期待に応えてまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） DVの実態、お話しされましたけれども、最近DVが大変複雑になっておりまして、例えば私が相談を受けた件では、実際は痴呆が原因であったというようなこともございまして、痴呆にかかった方が暴力を振るうというようなことが一般的には言われておりますけれども、場合によっては大きなけがになるというようなこともありまして、ただ町に相談しないで警察に直接に行きますと、町としてそこがいわゆる把握できているかどうかは、ちょっとそこわかりませんので、実際のところどのような件数で把握されているかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

DVの相談、私ども生きがい推進課、そして住民課、子育て支援センター等と連携しながら行っておりますが、生きがい推進課でそこを把握をしている部分としては、6件支援をしている状況です。ただ、今小川議員さんからも高齢者の暴力等もありますので、そこがDVかどうか、あるいは病気の症状なのかも見きわめて対応しておりますが、今相談6件、受けている場合は、母子保健に絡む件数が多くなっておりますことをお答え申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 次は、社協との関係もございしますが、町民の方が急に病気になった、あるいは急にけがをした、あるいは急に冠婚葬祭で前に5,000円いただいたので、何としてもお葬式では5,000円を返したいと、そういうような相談を私自身が結構受けます。それでそういうときに、いわゆる社協に出向いて相談申し上げるのですが、まず一つに民生委員の確認、推薦というか、許可が必要です。それから、状況をお聞きすると、あなたの場合は、対応になりませんという方が多くて、なかなか借りるのが難しい状況でございます。確かに本当に電気もガスもとめられて新聞にくるまっているというような人は、すぐにでも借りられるのです。しかし、例えばいろいろ、急に病気になって行かなければならないというときに、二、三万円が必要なものが借りられないという状況がございます。5万円、10万円ではなくても、本当に二、三万円を気軽に借りたいという町民の要望があっても、なかなかそれに対応が難しいのが今の現状でございます。かといって、それが銀行に行っても、高齢者の方はなかなか借りられないという状況もございます。それでワンストップサービスを通じて社協に直接町もかかわっていただいて、いわゆる民生委員のところまでいかなくても借りられることができないか、これらについての考えをお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） 社会福祉協議会の常務理事の立場にございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

やはり助け合いの生活資金と申しますか、これらについては、確かに5,000円とか3,000円とかという少額なものもございします。しかしながら、やはり一定の基準と申しますか、民生委員さんのお話とかを聞きながら貸しているわけでございしますけれども、その辺につきましては、これから間に入るのが、今小川議員さんがおっしゃるようにワンストップ、町のほうの職員の対応もどのようにかかわればいいのか、この辺についても今後研究してまいりたい



と、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

今村松住民課長より補足の説明をしたいという申し出がありますので、これを許します。

○住民課長（村松康志君） 大変申しわけございません。

先ほどDVの実態についてでございます。住民課のほうでは、住民基本台帳の事務におけるドメスティックバイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための支援措置をやっているわけでございます。その対象者でございますけれども、私住民課に来て2年目でございますが、ここことしに入ってから特になのですが、毎月2件から3件、そのような届け出がございます。非常にふえてきているなというような、前であれば1件もしくは2件だったので、そのような状況で増加傾向にあるというふうな状況になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 先ほど保留しておりました農林課長の答弁の中に補足をしたい事項がある旨申し出がありますので、これを許します。

高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 済みません。先ほど山崎議員さんからのご質問で生産額の関係のご質問に対して保留しておりました。それでその部分につきまして説明させていただきたいと思いますが、なおこの説明の部分につきましては、矢巾町の全体農産物の生産額の部分につきましては、なかなか難しさがありません。それで今説明する分につきましては、農協、要するに系統出荷ルートの部分のみになってしまいます。と申しますのは、個別にそれぞれ今販売自由になっておりますから、その部分につきましては、把握はちょっとできない状況にございまして、あらかじめご了承お願い申し上げたいと思います。

なお、もう一つなのですが、農業センサスの関係におきましても平成17年、そのときまではセンサスでそれぞれ生産所得の部分につきましても出しておりました。以降につきましては、その部分につきましては、廃止となりまして、この分で把握が困難という事情もございまして、それで説明させていただきます。この説明順につきましては、まず対比する関係もあろうかと思ひまして、平成25年度と26年度の順でいきまして、その比較の率を

申し上げたいと思いますし、なお説明順につきましては、生産額の多い順からお話し申し上げたいと思います。

まず米でございます。25年度は12億7,772万4,000円です。26年度につきましては11億2,804万1,000円です。対前年比率では88.3%となります。次に、2番目に野菜でございます。25年度は3億213万7,000円、26年度は3億704万7,000円、比率でございますが102%でございます。次、3番目でございますシイタケでございます。このシイタケは、原木と菌床シイタケの合算でございます。25年度は2億6,009万9,000円です。26年度は2億4,333万円でございます。比率は93.5%となります。次、4番目でございます。畜産、この部分につきましては、子牛価格になりますが、25年度は1億3,230万1,000円、26年度は1億4,890万8,000円、比較率でございますが112%でございます。次、5番目でございます。リンゴでございます。果樹の部分はくくりあるわけですが、その中のリンゴでございます。25年度は6,067万6,000円、26年度につきましては7,459万円、比較では122.9%でございます。次、6番目でございます。これは小麦でございます。4,303万円、それで26年度の部分につきましては、ちょっとまだ確定しておりませんので、この分につきましては、25年度までということになっております。次、7番目でございます。花卉、花の部分でございます。これは合算でございます。25年度は1,869万4,000円、26年度につきましては1,833万8,000円、比較率では98.1%となっております。

そうしますと、25年度の今言いました部分だけの合計値でございますけれども、総計では20億9,466万1,000円、26年度は小麦がちょっと入っておりませんからあれですけれども、総計では19億2,025万4,000円となっております。そしてこの部分につきましては、計上しておりませんが、プラス経営所得安定資金の関係でいきますと、25年度は約6億円ぐらいの資金がまず入っていますし、26年度につきましては5億4,000万円ほどの資金が入っているということでございまして、そのような状況になっております。

以上、お答えといたします。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了したので、これにて散会します。

なお、12日、13日は休日休会、14日は新しいまちづくり調査研究特別委員会がありますので、午前10時に議会全員協議会室にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時59分 散会

平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議議事日程（第4号）

平成27年12月22日（火）午後1時開議

議事日程（第4号）

- 第 1 新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告について  
（新しいまちづくり調査研究特別委員長報告）
- 第 2 報告第15号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
- 第 3 報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に係る報告について
- 第 4 議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて  
（新しいまちづくり調査研究特別委員長報告）  
議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて  
（新しいまちづくり調査研究特別委員長報告）
- 第 5 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
（総務常任委員長報告）  
議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について  
（総務常任委員長報告）  
議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について  
（総務常任委員長報告）  
議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について  
（総務常任委員長報告）
- 第 6 議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について  
（教育民生常任委員長報告）
- 第 7 議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について  
（予算決算常任委員長報告）

議案第 88 号 平成 27 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算  
(第 2 号) について

(予算決算常任委員長報告)

議案第 89 号 平成 27 年度矢巾町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について  
(予算決算常任委員長報告)

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員 (18 名)

1 番	赤丸秀雄	議員	2 番	水本淳一	議員
3 番	廣田清実	議員	4 番	高橋安子	議員
5 番	齊藤正範	議員	6 番	村松信一	議員
7 番	昆秀一	議員	8 番	藤原梅昭	議員
9 番	川村農夫	議員	10 番	山崎道夫	議員
11 番	高橋七郎	議員	12 番	長谷川和男	議員
13 番	川村よし子	議員	14 番	小川文子	議員
15 番	藤原由巳	議員	16 番	藤原義一	議員
17 番	米倉清志	議員	18 番	廣田光男	議員

## 欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進	菊池由紀	君
兼会計管理者			課長		
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君
道路都市課長	菅原弘範	君	区画整理課長	藤原道明	君

商工観光課長 浅 沼 仁 君  
教育委員長 松 尾 光 則 君  
学務課長 立 花 常 喜 君  
代表監査委員 吉 田 功 君

上下水道課長 吉 田 孝 君  
教 育 長 越 秀 敏 君  
社会教育課長 山 本 功 君  
農業委員会長 高 橋 義 幸 君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長 菊 池 清 美 君  
主 事 渡 部 亜由美 君

係 長 藤 原 和 久 君



---

午後 1時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告について

（新しいまちづくり調査研究特別委員長報告）

○議長（廣田光男議員） 日程第1、新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告についてを議題とします。

新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告を求めることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告をすることに決定いたしました。

新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長の中間報告を求めます。

山崎道夫新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長。

（新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長 山崎道夫  
議員 登壇）

○新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長（山崎道夫議員） 読み上げて中間報告とさせていただきます。

平成27年12月22日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長、山崎道夫。

新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告。平成27年定例会6月会議において議員発議により新しいまちづくり調査研究特別委員会を設置し、矢巾町の新しいまちづくり等に関

する調査研究について議員一丸となって取り組むことを確認し、今日まで幹事会4回、特別委員会9回開催し、新しいまちづくりに向けて精力的に活動を行ってきた。

具体的には、1つ、第7次総合計画の策定及び評価、検証に関する調査研究。

2つ、岩手医科大学附属病院の移転に伴うまちづくりに関する調査研究。

3つ目、市街化区域及び市街化調整区域の土地利用に関する調査研究。

4つ目、その他、新しいまちづくりに必要な事項に関する調査研究の4項目のテーマに分類し、それぞれ重点的に取り組んできた。

なお、4番に関しては、地方版総合戦略まち・ひと・しごと創生について今年度の重点的な調査事項として取り組んできた。

調査意見。9月28日、第7次矢巾町総合計画前期基本計画と地方版総合戦略まち・ひと・しごと創生について担当課から説明を受けたが、第7次総合計画前期基本計画策定について、第1章から第7章をそれぞれ常任委員会ごとに区分し、現況と課題、施策の方向について調査、検討し、75項目にわたる意見の取りまとめを行い、10月14日に担当課へ申し入れした。

その後10月30日に申し入れした事項の検討結果とまちづくりの指標が示されたが、これについても常任委員会ごとに調査、検討し、40項目の意見集約を行い、11月6日に再度担当課に申し入れした。

11月24日に前期基本計画について説明を受けたが、各章にわたり特別委員会の意見や提言が取り入れられており、現況と課題、施策の方向、まちづくりの指標にそれぞれ生かされていることを確認した。また、地方版総合戦略についても、各常任委員会において検討し、質問も含め22項目の意見を集約し、10月14日に担当課へ申し入れしたが、意見の内容の全部または一部を反映し、(案)を修正したものが13項目、事業等の実施段階で参考にするものが6項目と多くの項目で特別委員会の意見や提言等を反映することができたものと捉えている。

地方版総合戦略については、矢巾町まち・ひと・しごと創生有識者会議が10月26日に開催されたが、地方版人口ビジョンの策定とあわせ町長に答申されたところである。

第7次矢巾町総合計画前期基本計画については、11月10日に第8回矢巾町総合開発委員会が開催され、総合計画の前期基本計画が町長に答申されたが、今議会定例会12月会議に議案として提案されており、議員諸氏の真摯な議論を強く望むものである。新しいまちづくり調査研究特別委員会が設置されてから5カ月余り経過しましたが、この間岩手医科大学と議会との意見交換の場を設定し、岩手医科大学総合移転に係る現状と課題について医大の担当者から提起を受け、今後の取り組みの一助にすることができた。また、大きなテーマの一つで



ある土地利用規制については、それぞれの担当課から現状と課題等について説明を受け、今後の取り組みについて認識の統一を図ってきたところである。

今後新しいまちづくり調査研究特別委員会として第7次矢巾町総合計画前期基本計画の実施計画の策定など各テーマごとにしっかりと向き合い、矢巾町のまちづくりについて調査研究を進めながら新しいまちづくりに向け政策提案や提言を行い、町政にしっかりと反映させていきたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

以上をもって新しいまちづくり調査研究特別委員会中間報告を終わります。

---

日程第2 報告第15号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、報告第15号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は省略させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第15号 自動車損傷事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、場所は矢巾町大字上矢次第3地割地内の町道向4号線で車道中央部に設置されております汚水マンホールに車両の底部が接触し、損傷した事故であります。相手方の主な損傷状況は、車両底部のオイルパンを損傷したものであります。車両損傷に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町と相手方、それぞれ5割の過失との保険会社の査定から、相手方車両のオイルパンの取りかえ、エンジンオイルの交換等の代金、総額4万2,660円のうち2万1,330円を支払うものであります。事故発生場所には、再発防止策として砂利を敷き、車両走行面と汚水マンホールの段差を埋めましたが、今後同様の事故を未然に防止するため、道路パトロールの強化や住民からの情報提供をもとに早期補修等に努めてまいります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき行ったものであります。

以上、報告申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第15号を終わります。

---

日程第3 報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の  
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は省略させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入については、17款繰入金に財政調整基金、19款諸収入に総合賠償補償保険金を増額補正するものであります。

次に、歳出については、2款総務費の賠償金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,054万2,000円とするものであります。

これらのことについては、12月15日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細について説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、款、項、目、節、摘要説明欄の順にご報告を申し上げます。

9ページをお開きを願います。歳入、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入補正額2万1,000円、節に参りまして雑入同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして13ページをお開きをお願いいたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2万2,000円、節に参りまして補償、補填及び賠償金同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして報告第16号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもって報告第16号を終わります。

---

日程第4 議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて

議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて、議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

この2議案は、新しいまちづくり調査研究特別委員会への付託に係るもので特別委員長よ

り審議が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

山崎道夫特別委員長。

(新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長 山崎道夫  
議員 登壇)

○新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長（山崎道夫議員） 審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成27年12月22日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長、山崎道夫。

新しいまちづくり調査研究特別委員会審査報告書。議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについて。議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて。

本特別委員会は、平成27年12月8日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告いたします。

以上、報告いたしますが、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して討論を受けることに決定しました。

それでは、討論ございませんか。

13番、川村よし子議員。

(13番 川村よし子議員 登壇)

○13番（川村よし子議員） 議席番号、13番、川村よし子でございます。

議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについて討論に参加し、反対いたします。

第1点目は、安倍政権は、地方創生の名で選択と集中をキーワードに地方行革推進の集約化を進めようとしております。今回も平成の大合併のように下から、つまり構成自治体から出されたものではなく、政府総務省が交付金という財源をつけて上から推進させようとしていることです。そのため構成自治体に参加をどうするのか十分に議論する暇もないまま、モデル事業に組み込まれていることです。このため構成自治体には、進行状況の報告はされませんが、議会議員が協議会の議論への参加をすることもできない。つまり自治体の住民の意見を反映する機会がありません。

2点目は、K P I 指数の導入です。これは、公共施設や自治体病院の統廃合を進める際に、この進捗状況をK P I 指標と評価し、指数に基づいて推進管理するというものです。中枢都市が広域ビジョンとして数値目標を設定すれば、当然広域連携協約を締結した各自治体がそれに見合う目標設定を求められます。広域連携の枠内で学校の統廃合とか、公立病院改革とか、矢巾町に関しては、公共交通とか道路整備網など、選択と集中との考えで縮小、再編されてまいります。ですので、第7次矢巾町総合計画基本計画の、平成28年4月から始まりませんが、これに大きな影響を生ずると考えております。

3点目は、構想そのものが上から押しつけられたもので地域住民の合意形成が不十分だということです。連携中枢都市圏構想推進要綱には、連携中枢都市形成に係る連携協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが重要、必要、住民税を通して、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものと明記されています。

ところが、今進められている8市町環境組合構想については、盛岡市住民にも議会にも予算措置や数値目標設定がない状況です。盛岡市では、この環境に関して反対運動もあります。住民説明もなかなか行われてきておりません。このようなことが住民の生活場面で多方面から発生すると考えられます。この中では、矢巾町では、道路網の整備が多くあります。生活道路整備が置き去りにされ、基幹道路が整備されるようなことが多々あると考えられます。

以上から私は反対させていただきます。

○議長（廣田光男議員） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号 第7次矢巾町総合計画前期基本計画の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第76号 盛岡市及び矢巾町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について

議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この4議案については、総務常任委員会への付託に係るもので総務常任委員長より審議が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

藤原由巳総務常任委員長。

(総務常任委員長 藤原由巳議員 登壇)

○総務常任委員長（藤原由巳議員） 平成27年12月22日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長、藤原由巳。

総務常任委員会審査報告書。議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について。議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について。議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について。

本常任委員会は、平成27年12月8日付付託された上記の議案を12月15日、午後1時30分から全委員出席のもと審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告をする。

以上、審査報告書のとおりであります。順不同ではございますけれども、若干補足説明を申し上げます。

付託されました4議案のうち議案第79号、同じく82号、同じく84号の3議案につきましては、マイナンバー制度にかかわる事案が主な内容でありますことから、一括して審査を行いました。このことにつきましては、来月1日から施行されることから、その運用に当たっては、慎重を期するとともに、十分周知に努めてほしいところであります。委員会では、少数の反対がありましたが、可決すべきものと決定したところであります。

また、議案第81号についてですが、第6次産業化や観光などに配慮した産業振興課や人口減少社会に対応した福祉・子ども課など7次総合計画に沿った政策の意図がはっきりした組織機構となったことから、全会一致で可決すべきものと決定したところであります。

なお、来年4月から施行されますが、課の移動に係る工事を速やかに施行されるとともに、事前に町民に十分説明され、年度をまたぐことから混乱することのないように実施されるよう努められたいとの意見を付して補足説明といたします。

議員各位におかれましては、各議案の趣旨をご理解の上、賛同いただきますようお願いを申し上げます。付託された4議案の審査報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。この4議案の質疑、討論は、一括して受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑、討論を受けることに決定いたしました。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありますか。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。このマイナンバーに対する反対討論をいたします。

議案に関しては、79号、84号となります。このマイナンバー制度は、政府が国民の情報を細かく把握することができます。国民の財産権にかかわるプライバシーが損なわれる可能性があります。また、刑事事件の捜査は、あるいは租税に関する法律の規定に基づく不測事件等の調査を警察ができることになりまして、警察による個人情報の把握が可能となります。そして、このマイナンバー制度の実施に当たっては、膨大な経費がかかります。本町においても1億1,000万円の経費が使われております。

第3に、情報漏えい等の危険があつて、その問題の解決がなされていないことでございます。

第4は、大変拙速に進められてきているということでございます。東日本大震災等で住民票と現住所が変わっている方が多い状況があります。また、DVなどで避難をしているところの方もありますが、これらの方への特別の手だてはなされておられません。12月時点で自治体に返送されたカードは、500万通にのぼり、その数はふえているということでございます。

これらのことから、マイナンバー制度にかかわる3つの議案に対して反対するものでございます。

また、このマイナンバー制度は、申請主義に基づくもので取得にかかわる義務が法律的な義務はございません。法的な根拠はございません。したがって、各種手続、申請等に自分の信条から個人番号の記載を拒否した場合でも、その人にとって不利益をこうむることがないように配慮をお願いしたいと考えるものです。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

12番、長谷川和男議員。

(12番 長谷川和男議員 登壇)



○12番（長谷川和男議員） 12番、矢巾明進会、長谷川和男でございます。

私は、総務常任委員会に付託された全議案について賛成の立場で討論をいたします。

議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についての3議案につきましては、マイナンバー制度にかかわる事案が主な内容であります。住基カードのときと社会環境が変わり、ネット社会が急速に進み、当時と比較して反対の声は少ないのではないかと感じております。そうした背景の中、マイナンバー制度は、税と社会保障及び防災関係に使用することが認められたところから、より利便性の高く、効率のよい社会となることが期待されるところであります。特に公正性や社会保障、命を守る情報として今後ますます活用されるのではないかと考えております。

一方、年金番号流出事件があったように、その特定個人情報の取り扱いに当たっては、慎重を期するとともに、十分に周知の上、努力をしてほしいものでございます。

また、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、現在全国的に人口減少問題の取り組みが始まっておりますが、町の組織もそれに対応したものとしなければならない。第7次総合計画も同時にスタートするわけでありますので、よいタイミングであると思っております。また、その人口減少対策は、企業誘致も大事ではありますが、基本的に地域が元気になることが重要であります。そのためには、農業、商工業などの地域資源を活用した第6次産業化や観光の掘り起こしなどにも取り組む産業振興課、また健康寿命を延ばす事業の中心となる健康長寿化、障がい者や子育てにやさしいまちづくり事業を展開する福祉・子ども課など、第7次総合計画に沿った政策の意図がはっきりとした組織改革と思っております。

以上のことから私は賛成の討論とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ございませんか。

7番、昆秀一議員。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。

私は、議案第79号、第82号及び第81号に対しての反対の立場から討論いたします。

まず議案第79号関連2議案に対しましては、これまでにマイナンバーに関する制度に伴う予算が約1億1,000万円かかったということで、そのうちの国の補助が4割、あとは町の持ち出しとなり、約5割、6割の5,000万円、6,000万円という莫大な額が支出されていることが

明らかになっております。しかしながら、そのメリットについては余りなく、この後の効果についても未知であります。なおかつセキュリティーが万全であるとは言えず、不安な点が多く、また通知カードに対しては、点字がないことも聞いておりますけれども、これは障がい者の合意的配慮がないというところがあります。このように国からの制度とはいえ、メリットが感じられない上に莫大な費用、つまりは税金を使つての制度の適用には、承服しかねるものがあります。以上のことから第79号関連2議案について反対するものであります。

また、第81号、矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例については、本議案の機構改革については、職員からの声が出たということで、その点に関しては、大変すばらしいことだと思うのですが、町民からの意見の聴取がほとんど行われないうところが問題であります。インフォームドコンセントという言葉があります。正しい情報を得た上での合意を意味する概念のことです。特に医療現場で使われることが多いのですが、いわゆる説明責任のことです。もし、自分が患者だった場合に、このインフォームドコンセントをしっかりとしてもらえる医師であれば、信頼もでき、治療を行っていただけるのではないのでしょうか。これから18歳から選挙権を持つことになるわけですが、あらゆる方法によってみんなにできるだけの情報を周知していくことが地方自治に関して興味を持っていくことにつながっていくことでもあります。

これからの時代においては、特にインターネットによる情報公開は基本的なものになってきます。ですが、今回の機構改革に関する情報は、ほとんどというか、全くというほどその情報が町民に伝わっていないのが現状だったのではないのでしょうか。これらのことから、今回の機構改革に対しては、情報公開を怠り、開かれた行政を目指す観点からも町民の理解を得る以前のことであるのだと判断せざるを得ません。

よって、議案第81号に反対するものであります。

○議長（廣田光男議員） 賛成討論ありますか。

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第79号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第81号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第84号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案は、教育民生常任委員会の付託に係るもので教育民生常任委員長より審議が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

齊藤正範教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 齊藤正範議員 登壇）

○教育民生常任委員長（齊藤正範議員） それでは、読み上げて報告をいたしたいと思います。

平成27年12月22日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、齊藤正範。

教育民生常任委員会審査報告書。議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例について。本常任委員会は、平成27年12月8日に付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第85号に対し、次のとおり附帯決議を付す。記。1、委員の増員枠は、可能な限り公募委員とされたい。2、C O P 21協定の趣旨に沿って温室ガスの排出量と吸収量のバランスのとれたエネルギー施策の策定に努められたい。

審査意見。環境に関する各種計画は、矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の中に規定されている環境審議会で協議し、策定されているが、委員数を10名から15名にふやし、公募の委員を構成員に明示し、住民の意見を取り入れることを重視しております。

なお、矢巾町美しいまちづくり委員会設置要綱は、設置の目的及び所掌事項が重複するため廃止し、関連要綱の再構築も行われている。また、新エネルギーの策定は、矢巾町新エネルギービジョン策定委員会で行ってきたが、環境の保全とエネルギー施策は、環境施策の両輪であることから、同委員会設置要綱を廃止し、包括的に環境審議会で協議することとしており、相乗効果が期待される。

以上のことから附帯意見を付して全員賛成で可決した。

以上、報告といたしますが、議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第85号 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について

議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(廣田光男議員) 次に、日程第7、議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について、議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

この3議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審議が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山崎道夫議員) 審査報告書を読み上げてご報告といたします。

平成27年12月22日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について。議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について。議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について。本常任委員会は、平成27年12月8日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第87号から議案第88号に対し、次のとおり附帯決議を付する。記1、給食食材の放射能検査とあわせて残留農薬の把握に努められたい。2、矢幅駅西地区の保留地販売促進に努められたい。

以上報告といたしますが、議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)の審査において、機構改革に伴う課設置等の工事請負費について新たな課の設置及び移転に伴う住民へのサービスの向上、福祉の向上等について、まだまだ不透明な点が多く反対すると一部の委員からの反対意見があったことをつけ加えます。

再度申し上げますが、予算決算委員会の審査報告は可決すべきものと決定いたしましたので、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、特別会計、下水道事業会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議ないようでありますので、一括して討論を受けることに決定しました。

それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

7番、昆秀一議員。

(7番 昆 秀一議員 登壇)

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、昆秀一でございます。

私は、議案第87号、一般会計補正予算について反対の立場で討論を行います。

まず議案第81号で申し上げた機構改革に関する約1,700万円計上されている補正予算に疑問を呈するものであります。この約1,700万円は、レイアウトの変更などにかかわる費用であるとの説明を受けておりましたが、果たしてこれだけの費用をかけてのレイアウト変更をして、町民に対しての約1,700万円分の役に立つのか、その費用対効果が全く明確にされておられません。きちんと明確にすることは難しいのかもしれませんが、ある程度は町民に対して明示する必要があるかと思えます。

1,700万円という額は、町全体から見れば少ない額なのかもしれませんが、しかし、これもまた税金であり、大事に使い道を決めていかなければなりません。一般家庭で考えていただきたいと思えます。例えばご主人、奥様、息子、娘の4人一家があったとします。そのおうちでは、築30年以上たっていたので、部屋の改築を伴うレイアウト変更を考えております。しかし、先立つものもありません。ほかのところで莫大な借金を抱えてしまっていたのです。しかし、家族が使い勝手がよくなるのならばいいだろうとご主人は家族にははっきりと言わずに、部屋の改築を伴う工事を頼んでしまいました。さて、このことをほかの家族はどう思うのでしょうか。何で私たちに黙ってそんなことをするのか、ご主人は奥さんに文句を言われないのでしょうか。そんなお金を出せるのならば、新しい車を買いたかったのにとか、古いモデルのパソコンを新しいのに変えたかったのにとか、さまざまなことが言われるのではないのでしょうか。この例え話は、ふさわしくないかと一蹴できるものでしょうか。

さて、本題に戻りたいと思えますけれども、この機構改革によるレイアウト変更に係る約1,700万円あれば、お話したようなことができるのではないのでしょうか。直接目に見える町民の役に立つ使い方が私には幾らでも挙げられます。なのにこの具体的な効果も試算できないとされる補正予算は、疑問符をつけざるを得ないのです。先ほども申し上げたとおり、職員から出てきた機構改革はすばらしいものです。それを具現化するに当たり、町民への周知や理解をしなかったのは、非常に残念でなりません。私は、予算決算常任委員会の際に、町長室を1階に持ってくるなどの検討はなされなかったのかと聞きましたが、はなからそんな検討は莫大な予算がかかると思われることから検討しなかったとの答弁をいただきました。

先日旧矢巾中学校跡地やゆうゆう広場利用にかかわるワークショップに参加させていただきました。そのワークショップは、たくさんの提案がなされて大変勉強になりました。実現可能かどうか、そういうことに関係なく意見も出されました。参加された皆さんの発想には、

非常に感銘を受けました。ですが、一部でこれはどうせ町の意見を聞きましたよというアリバイづくりのワークショップであって、どうせここで何を言ったとしても反映されないのだからという趣旨の意見が出たということです。このような意見の方ばかりではないと思います。ですが、こう思われるのであれば、非常に残念でなりません。このように考えている人からは、前向きな意見が出るはずありません。しかし、こういうふうに思ってしまったのは、今までの町の体制のためだったのではないのでしょうか。全ての取り組みを町民に明らかにできればいいのですけれども、難しい点もあろうかと思えます。

しかし、今回提出された機構改革と、それに伴う予算は、果たして町民の意思が反映されたものとなっているのでしょうか。このように闇の中で物事を決めてしまうと、ますます町民の気持ちは行政から離れ、何をやってもアリバイづくりにしか思えなくなってしまいます。まずこのことから改革して行って、ぜひ町民からの信頼を回復していただきたいと強く思うものでございます。

よって、本議案については、執行前にしっかりと町民に対して説明していただいてから提出していただくことを求め、私からの本議案に対しての反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 賛成意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第89号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして12月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

---

○議長（廣田光男議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。  
高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいまは廣田議長のお許しをいただきましたので、平成27年矢巾町議会定例会12月会議閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今月8日から本日までの15日間にわたって開催されました定例会12月会議におきまして議員各位から一般質問等を通じて本町の施策推進にご提言やご意見を賜りましたことに対しまして深く感謝を申し上げる次第であります。町政運営の指針であります第7次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画を初め平成28年度の機構改革につきましてもご可決を賜ったほか、諸施策の推進に係る条例の制定及び一部改正の単行議案等、ご提案を申しあげました全ての議案をご可決を賜りまして大変ありがとうございました。

また、町長に就任以来議会全員協議会におきましても、多くのご提言、そしてご意見を賜ったところであり、第7次矢巾町総合計画の基本理念であります希望と誇りと活力にあふれ、躍動するまちやばの実現に向け、新たな町政運営を行ってまいり所存であります。

今後とも矢巾町の発展と平成28年の町政運営につきましても、議員各位からありましたご

提言、そしてご意見につきましては、意を体して取り組まさせていただくとともに、町民の皆さんと一丸となって進めてまいりますので、どうか今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、本当にこの1年間、皆様方にはお世話になりました。ありがとうございました。今後廣田議長を初め議員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えなられますことを心から願い、私の御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

○議長(廣田光男議員) これをもって平成27年矢巾町議会定例会12月第2回会議を閉じます。  
大変ご苦労さまでございました。

午後 2時08分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員